

令和6年度
包括外部監査の結果報告書

学校教育に関する事務の執行及び運営管理について

令和7年1月

川越市包括外部監査人
公認会計士 大塚 健一

「学校教育に関する事務の執行及び運営管理について」

目次

第1章 包括外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件	1
3 特定の事件を選定した理由	1
4 監査の対象部局	1
5 監査対象年度	2
6 外部監査の方法	2
7 外部監査実施期間	2
8 外部監査従事者	2
9 利害関係	3
第2章 監査対象の概要	4
第1 教育を取り巻く社会状況の変化	4
第2 第三次川越市教育振興基本計画の基本方針	8
第3 川越市教育委員会の組織の主な業務内容について	13
第4 学校教育に関連した本監査の対象部署等について	19
第5 監査対象項目について	20
第3章 外部監査の結果と意見	22
第1 監査の結果と意見概要	22
第2 監査の結果と意見（個別）	26
1. 学校管理課（学校教育部）	26
(1) 学校管理課の業務	26
(2) 歳出の推移	26
(3) 「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の関連性 ..	27
(4) 校種間連携教育	28
(5) かわごえミドルリーダー研修	31
(6) オールマイティーチャーター配置事業	32
(7) 地域人材活用事業	33
(8) 語学指導補助員（日本語指導）配置	35
(9) 学校運営事務	36
(10) 特別支援教育就学奨励費事務	37
2. 教育指導課（学校教育部）	40
(1) 教育指導課の業務	40
(2) 歳出の推移	41
(3) 「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の関連性 ..	41

(4) 川越市小学生科学体験事業（サイエンススタディ事業）	43
(5) 川越市 GIGA スクール運営支援センター運用業務委託	45
(6) 川越市いじめ問題対策委員会	47
(7) 川越市中学生社会体験事業	48
(8) 川越市幼児教育振興審議会	50
(9) トップアスリートふれあい事業	51
(10) 学校図書館	54
(11) 川越市中学生学力調査	59
(12) 部活動指導員配置事業	61
(13) 水泳指導及びプール施設のあり方	64
3. 学校給食課（学校教育部）	68
(1) 学校給食課の業務	68
(2) 歳出の推移	68
(3) 「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の関連性..	68
(4) 食育の推進	69
(5) 試食会	69
(6) 食材の安全確保	70
(7) 学校給食費	70
(8) 学校給食センターにおける修繕	73
(9) 学校給食センターにおける消耗品費	75
(10) 学校給食センターにおける業務委託等の執行	75
(11) PFI 方式で整備した菅間第二学校給食センター整備運営事業	76
(12) 今成給食センターの計画的な建替え等の検討について	77
4. 教育センター（学校教育部）	79
(1) 教育センターの業務	79
(2) 歳出の推移	79
(3) 「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の関連性..	80
(4) 英語指導助手配置事業	81
(5) 教育相談の充実	88
(6) 教育内容・教育方法の充実改善	92
(7) 特別支援教育の充実	94
(8) 教職員研修充実推進	95
(9) 就学支援の充実	97
(10) 教育センター運営管理	99
5. 市立川越高等学校（学校教育部）	101
(1) 市立川越高等学校の業務	101
(2) 市立川越高等学校の概要	101
(3) 歳出の推移	103

(4) 「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の関連性	103
(5) 設備投資について	104
(6) 備品の管理について	105
(7) 理科薬品の管理について	105
(8) 食堂施設について	106
(9) 学校徴収金について	107
(10) 教職員の勤怠管理について	108
6. 教育総務課（教育総務部）	110
(1) 教育総務課の業務	110
(2) 「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の関連性	110
(3) 育英資金貸付制度	110
(4) 大学奨学金支給制度	114
(5) 教育システム環境設計業務委託	116
7. 教育財務課（教育総務部）	118
(1) 教育財務課の業務	118
(2) 「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の関連性	118
(3) 就学援助	119
(4) 大規模改造工事	120
(5) 重要設備の更新	122
(6) 小中学校特別教室等への空調設備の設置	123
8. 地域教育支援課（教育総務部）	126
(1) 地域教育支援課の業務	126
(2) 「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の関連性	126
(3) 川越子どもサポート事業	126
9. 図書館（教育総務部）	130
(1) 図書館の業務	130
(2) 「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の関連性	130
(3) 川越市子ども読書活動推進計画について	131
(4) 障害者・児童サービス事業	134
10. 博物館（教育総務部）	138
(1) 博物館の業務	138
(2) 「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の関連性	138
(3) バス利用による博物館学習	139
(4) 博物館職員による訪問授業	140
11. 川越市立小・中学校の現地往査	142
(1) 現地往査の対象先について	142
(2) 現地往査において特に留意した監査の着眼点	142
(3) 川越市立川越小学校の現地往査	142

(4) 川越市立高階小学校の現地往査	147
(5) 川越市立富士見中学校の現地往査.....	150
(6) 川越市立初雁中学校の現地往査	153

第1章 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

学校教育に関する事務の執行及び運営管理について

3 特定の事件を選定した理由

近年、我々を取り巻く社会は、少子高齢化の進行、グローバル化の進展やAI等の先端技術の飛躍的な進歩、価値観やライフスタイルの多様化など、加速度的に変化している。このような変化の激しい社会において、子どもたちが自分の未来を自らの手で切り拓いていくために必要な力を身に付ける上で、教育が果たす役割はますます重要になっている。

国では、平成29(2017)年3月に小学校及び中学校学習指導要領、平成30(2018)年3月に高等学校学習指導要領を改訂し、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指し、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視するとしている。また、令和5(2023)年6月に「第4期教育振興基本計画」を策定し、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトとして掲げている。そのうえでこれらのコンセプトは、今後我が国が目指すべき社会及び個人の在り様として重要な概念であり、これらの相互循環的な実現に向けた取組が進められるよう教育政策を講じていくことが必要としている。

川越市では、平成23(2011)年2月に「川越市教育振興基本計画」、平成28(2016)年2月に「第二次川越市教育振興基本計画」を策定し、「生きる力と学びを育む川越市の教育」を基本理念と掲げ、その実現に向けて各施策の推進に取り組んできたが、その後の教育を取り巻く社会情勢の変化に応じた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「生きる力を育み未来を拓く川越市の教育」を基本理念とする「第三次川越市教育振興基本計画」を令和3(2021)年6月に策定した。

近年、新しい生活様式への対応や超スマート社会でのICTの活用など、社会状況の変化による新しい課題も含め、様々な課題への対応が求められる中で、学校教育に関する予算執行及びその達成状況について検証し評価することは川越市にとって重要な事項と考えられる。

以上を考慮すると、学校教育に関する事業について、その合規性のみならず経済性、効率性及び有効性を第三者的な観点から総合的に検証することは、川越市にとって非常に有意義なものと考えられる。

以上の観点から本テーマを選定した。

4 監査の対象部局

学校教育部

・学校管理課

- ・教育指導課
- ・学校給食課
- ・川越市立川越高等学校
- ・教育センター

教育総務部

- ・教育総務課
- ・教育財務課
- ・地域教育支援課
- ・川越市立中央図書館
- ・川越市立博物館

5 監査対象年度

原則として令和5年度の執行分を対象として、必要に応じて過年度執行分に遡及する。

6 外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

学校教育に関する事務の執行及び運営管理について、関係法令や諸規則に準拠して実施されていること又は地方自治法第2条第14項の「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とする観点に基づき、行政運営の経済性、効率性及び有効性について確認するため、監査を実施した。

(2) 主な監査手続

主な監査手続は次のとおりである。

- ・監査の実施対象について、関係法令、条例、規則及び要綱などの確認を実施した。
- ・制度の概要、運営に関する行政計画及び予算の執行状況などの確認を実施した。
- ・上記に基づき所管部署からの聴取、担当者への質問及び関係書類の閲覧並びにデータ分析を実施した。
- ・施設の使用状況、管理状況及び老朽化などを把握するため、現場視察及び質問などを実施した。
- ・委託業者の管理活動の合理性を検討するため、関係資料の閲覧及び質問などを実施した。

7 外部監査実施期間

令和6年6月27日から令和7年1月22日まで

8 外部監査従事者

包括外部監査人

大塚 健一 公認会計士

包括外部監査人補助者

織田 智美 公認会計士

鈴木 雅也 公認会計士

中澤 仁之 公認会計士

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、市と包括外部監査人（包括外部監査人補助者を含む。）との間には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

なお、報告書表中の金額は、端数処理の関係で各々の数字合計と一致しない場合がある。また、固有名詞をアルファベットによる匿名で記載している箇所がある。

第2章 監査対象の概要

第1 教育を取り巻く社会状況の変化

教育を取り巻く社会状況の変化については、「第三次川越市教育振興基本計画」の第1章に記載が見られる。

1 人口減少と少子高齢化の進行

我が国の人口は、平成20(2008)年をピークに減少傾向にある。川越市においては、令和3(2021)年1月1日現在353,260人で、令和10(2028)年に355,924人でピークを迎え、その後は減少に転じ、令和20(2038)年には350,973人になると推計されている。

また、0～14歳の年少人口が令和3(2021)年の12.2%から令和13(2031)年には11.0%に減少する一方、65歳以上の高齢者人口は令和3(2021)年の26.9%から令和13(2031)年には28.6%になる見通しであり、更なる少子高齢化の進行が予測されている。

このような社会にあっては、市民の一人ひとりが持てる力を最大限発揮し、社会の中で生き生きと活躍できるよう、教育を通じて資質・能力を育み、生涯にわたって自ら学び、その成果をそれぞれの人生や社会における課題解決のための活動につなげていくことが求められている。

2 グローバル化の進展

情報発信や交通手段等の飛躍的な技術革新により、グローバル化が加速し、個人レベルでも活動圏が国境を越えて広がっている。

また、令和2年の新型コロナウイルス感染症の影響を除けば、訪日外国人旅行者数、在留外国人数、外国人労働者数は増加の一途をたどっている。

川越市においても、外国人住民人口は平成28(2016)年1月1日現在の6,036人から、令和3(2021)年1月1日現在では8,868人となっている。

今後、市民が身近なところで様々な国の人々と交流する機会が増えていくと考えられることから、多文化共生社会に対応できる知識・技能やコミュニケーション力などを備えた人材の育成に向けた取組が求められている。

3 急速な技術革新の進展

近年、ICTなどの分野における技術革新は目覚ましく、国の第5期科学技術基本計画(平成28(2016)年1月22日閣議決定)では、ICTを最大限に活用し、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実社会)とを融合させた取組により、人々に豊かさをもたらす未来社会の姿として、超スマート社会(Society5.0)が提唱されている。超スマート社会(Society5.0)では、IoT、ビッグデータ、人工知能(AI)、ロボット等の先端技術があらゆる産業や社会生活に取り入れられ、新たな価値が生み出されることによ

り、社会構造や雇用環境が大きく変化すると考えられている。

ICTをはじめとした先端技術を効果的に活用し、技術革新による社会の変化に対応した教育の充実が求められている。

4 経済・雇用情勢の変化

日本経済は、企業収益や雇用・所得環境が改善し、設備投資や個人消費が持ち直しの動きを示すなど、緩やかな回復が続いてきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済活動が停滞し、雇用情勢にも影響が及んでいる。

こうした状況の中で、経済的格差による子どもの貧困の問題が指摘されている。家庭の社会経済的背景と子どもの学力などには相関関係が見られるとの研究もあり、貧困の連鎖、格差の拡大・固定化が懸念されている。

全ての人々が持つ能力を発揮する機会を等しく得られるよう、意欲ある全ての人への学習機会の確保に向けた取組を、教育現場をはじめ、地域社会全体で実現していくことが求められている。

5 家庭、地域社会の変化

家族形態の変容や、ライフスタイルの多様化などにより、地域社会における人々のつながりが希薄化しており、地域の中での孤立化や、家庭・地域の教育力の低下、異世代との交流や多様な体験の機会の減少などが指摘されている。

地域社会の中で豊かな生活を送ったり、災害発生時等に支え合ったりするためには、人と人とのつながりが大切である。

子どもたちの健全な育成と地域社会の発展に向けて、一人ひとりが積極的に地域と関わり、つながりを強めていくとともに、地域の教育機能を有効に活用していくことが求められている。

6 新型コロナウイルス感染症の影響

令和2(2020)年、新型コロナウイルス感染症が全世界で猛威を振るい、我が国においても社会経済だけでなく日常生活にも大きな影響を及ぼした。学校教育においては、令和2(2020)年3月上旬より全国で一斉に臨時休業の措置がとられ、川越市においても5月末までの長期にわたり休業となるなど、大きな影響を与えた。

社会全体が、「新しい生活様式」への対応が求められる中、学校においては、感染症対策を講じつつも、子どもたちの健やかな学びを保障することとの両立を図っていくことが重要となっており、学校・家庭・地域と連携を図りつつ、学校教育活動を安全・安心に、柔軟かつ効果的に進めていくことが求められている。

7 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、2030 年までに「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際社会全体の目標として「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」が掲げられ、17 の目標が設定されている。

社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0 時代」の到来とともに、新型コロナウイルス感染症拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」の中で、一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、SDGs の掲げる目標の一つである「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」ことが求められている。

8 働き方改革の推進

学校を取り巻く環境の変化に伴い、学校に求められる役割が拡大し、課題も複雑化、多様化する中で、教職員は多種多様な業務に追われ、その結果、長時間勤務となっている実態がある。その実態を踏まえ、平成 31（2019）年 1 月に中央教育審議会により、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が取りまとめられ、全国的に教職員の働き方改革は急務となっている。

川崎市においても、教職員のこれまでの働き方を見直し、教職員が担う業務の明確化・適正化など学校における働き方改革を進め、負担軽減を図ることで、子どもたちに対する効果的な教育活動の実現につなげるなど、質の高い学校教育を持続していくことが求められている。

9 変化に対応した学校教育の推進

超スマート社会（Society5.0）を生きる子どもたちにとって、ICT を基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められており、GIGA スクール構想をはじめ、学校教育の在り方も大きく変わろうとしている。

一方、子どもたちが自然の中で豊かな体験をしたり、文化芸術を体験して感性を豊かにしたりする機会が限られており、地域・家庭と連携・協働しつつ、体験活動の機会を確保していく必要性が指摘されている。

ICT 等を活用した学習活動の充実を図り、長期にわたる学校の臨時休業などの緊急時においても、子どもたちの学びを保障していくとともに、変化の激しい社会の中で、子どもたちが自立し、健康で心豊かに生きていく力を身に付けるための取組を、学校・地域・家庭が連携・協働し、推進していくことが求められている。

10 変化に対応した生涯学習の推進及び文化財の活用

医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、人生 100 年時代の到来が予測されている。人生 100 年時代を心豊かに生きていくためには、生涯にわたって学び、いきがいを高めていくことが大切であり、その学びの成果を地域・社会の課題解決につなげていくことで、人々がふれあい、地域が活性化していくことが考えられる。

また、時代の変化とともに、社会教育施設については、地域の学習活動の拠点のみならず、地域の情報発信やまちづくりの拠点、子どもたちの居場所など、幅広い役割が期待されている。

文化財については、文化財保護法の改正により、保護だけでなく活用についても重視する方向性となってきている。

学校との連携を更に充実させるとともに、誰もが自主的に学習活動を行えるよう、また、多様な人々と連携・協働して地域活動を行えるよう、時代の変化に応じた取組を進めていくことが求められている。

第2 第三次川越市教育振興基本計画の基本方針

1 基本理念

川越市では、平成23(2011)年度から平成27(2015)年度を計画期間とした川越市教育振興基本計画及び平成28(2016)年度から令和2(2020)年度を計画期間とした第二次川越市教育振興基本計画において、「生きる力と学びを育む川越市の教育」を基本理念とし、生きる力と豊かな人間性を育む教育の推進に取り組んできた。

現在、少子高齢化やグローバル化、技術革新が進展し、「人生100年時代」や「超スマート社会(Society5.0)」を迎えようとしている。さらには、「新しい生活様式」を踏まえた教育活動、学びの保障を行っていく必要がある。

そのような中で、子どもたちが、変化が激しく予測困難な社会を生き抜くために必要な力を身に付けるとともに、社会の持続的な発展を支える担い手となるために、教育が果たす役割はますます重要となっている。

一人ひとりの子どもが、夢や志を持って人生を切り拓き、未来社会の創り手となるために、必要な資質・能力を育む教育の充実に努めるとともに、市民一人ひとりが、郷土に誇りを持ち、生涯にわたって学び、生きがいを高め、多様な人々と連携・協働しながら、心豊かに暮らせる思いやりのある市民社会の実現を目指し、第三次川越市教育振興基本計画の基本理念を「生きる力を育み未来を拓く川越市の教育」と定めた。

2 計画の期間

第三次川越市教育振興基本計画の計画期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度の5年間とされている。

3 3つの目標

基本理念の実現に向けて、川越市は次の3つの目標を掲げている。

1 志を高くもち、自ら学び、考え、行動する子どもの育成

子どもたちが、変化の激しい社会を意欲的にたくましく生き抜くためには、変化を前向きに受け止め、自身に必要な知識や能力を認識し、身に付け、それらを他者とのかかわりあいや実生活の中で活用し、実践できる主体的・能動的な力を育むことが必要です。

本市では、「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」、「何ができるようになるか」という観点を重視した授業改善を含め、教育委員会と学校が計画的・継続的に取り組む様々な施策を通して、子ども一人ひとりの志や意欲、自己肯定感を高め、子どもたちが将来、よりよい社会や人生を自ら切り拓いていくことのできる力を育成する教育を推進していきます。

2 安全・安心で学びを保障する教育環境の整備

子どもたちの確かな学力や、豊かな心と健やかな体を育成していくためには、子どもたちが安心して学習できる環境を確保することが重要です。

子どもたちが快適な学校生活を送れるよう、学校施設・設備の整備・充実に取り組むとともに、学校の臨時休業等の緊急時においても、学校と家庭、社会とのつながりを維持し、学びを保障できる環境の整備や、子どもたちが質の高い教育を受けられるよう、教職員の資質・能力の向上と業務改善を図るなど、安全・安心な教育環境の整備を推進します。

3 郷土に誇りをもち、生きがいや思いやりに満ちた、誰もが活躍できる社会の実現

本市には先人から受け継いだ多くの歴史的遺産があり、伝統文化が息づいているほか、それぞれの地域の特色を生かした様々な活動が行われています。また、人生 100 年時代をより豊かに生きるためには、生涯にわたって自ら学び、自己の能力を高めることが大切です。

市民の自主的な地域活動や学習活動を支援することにより、生きがいを高めていくとともに、学びの成果を地域社会の課題解決につなげていく活動を通して、郷土に誇りを持ち、世代を超えて人々がふれあう、思いやりのある社会の実現を目指します。

4 計画の全体像

基本理念
生きる力を育み未来を拓く川越市の教育

3つの目標
1 志を高くもち、自ら学び考え、行動する子どもの育成
2 安全・安心で学びを保障する教育環境の整備
3 郷土に誇りをもち、生きがいや思いやりに満ちた、誰もが活躍できる社会の実現

9つの施策
施策1 確かな学力の育成
施策2 豊かな心と健やかな体の育成
施策3 自立する力の育成
施策4 多様なニーズに対応した教育の推進
施策5 教育の質を高める環境の充実
施策6 学びを支える教育環境の整備・充実
施策7 家庭・地域の教育力の向上
施策8 生涯学習活動の推進
施策9 文化財の保存と活用

5 重点的な取組

基本理念の実現に向けて、特に、次代を担う子どもたちがたくましく未来を切り拓き、よりよい社会を築いていくために必要な力を育成することが重要である。そのため、川越市は川越市の児童生徒の現状、学習指導要領の実施、第二次川越市教育振興基本計画の期間での課題などを踏まえ、9つの施策のうち、第三次川越市教育振興基本計画の計画期間である令和3(2021)年度から令和7(2025)年度の5年間に、特に力を注ぐべき施策を、次のとおり重点施策として選定している。

また、その他の施策についても川越市の教育にとって大切なものであり、川越市教育委員会として全力を挙げて取り組んでいくとしている。

重点施策
確かな学力の育成
豊かな心と健やかな体の育成
学びを支える教育環境の整備・充実

6 施策の体系

施策1 確かな学力の育成

施策の柱	細施策
(1)学力向上の推進	①主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進 ②各種調査結果の分析・活用 ③少人数指導の推進 ④ICT 活用の推進 ⑤家庭学習の充実
(2)校種間連携の推進	①幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の連携 ②小中連携、小中一貫教育の推進
(3)グローバル化に対応する教育の推進	①英語指導助手の配置事業の充実 ②小学校・中学校英語教育の充実
(4)学校教育の情報化の推進	①情報活用能力の育成 ②情報セキュリティ・モラルに関する資質・能力の育成 ③教育の情報化に関する推進体制の充実 ④ICT 環境の整備 ⑤ICT 活用の推進(再掲)

施策2 豊かな心と健やかな体の育成

施策の柱	細施策
(1)豊かな心を育む教育の推進	①道徳教育の充実 ②規律ある態度の育成の推進 ③伝統や文化に関する教育の充実 ④読書活動の充実 ⑤体験活動の充実
(2)生徒指導の充実	①いじめ防止対策の推進 ②不登校対策の推進 ③教育相談の充実
(3)健康の保持増進と体力向上の推進	①学校保健活動の推進 ②「いのちの教育」の推進 ③食育の推進 ④体力向上の推進

施策3 自立する力の育成

施策の柱	細施策
(1)進路指導・キャリア教育の充実	①地域・関係機関と連携した社会体験活動の充実 ②小学校・中学校・高等学校の系統的なキャリア教育の充実
(2)主体的に社会の形成に参画する力の育成	①主権者教育の推進 ②環境教育の推進 ③消費者教育の推進

施策4 多様なニーズに対応した教育の推進

施策の柱	細施策
(1)特別支援教育の充実	①一人ひとりのニーズに応じた指導や支援の充実 ②就学支援の充実 ③特別支援教育の理解・啓発の推進
(2)一人ひとりの状況に応じた支援	①多様化する学校課題を解決する事業の推進 ②外国人児童生徒支援の充実 ③教育機会均等化のための支援

施策5 教育の質を高める環境の充実

施策の柱	細施策
(1)教職員の資質向上	①教職員研修の充実 ②中堅教職員・臨時的任用教員の育成 ③教職員研修の効果的な実施
(2)教職員の働き方改革	①勤務時間を意識した働き方の推進 ②事務負担軽減への取組 ③悩みを抱える教職員のための支援体制づくり
(3)魅力ある市立川越高等学校づくりの推進	①市立川越高等学校の活性化・特色化の推進 ②進路指導力向上のための教職員研修の充実 ③中学校・市立川越高等学校連携の推進 ④市立川越高等学校教育環境の整備・充実
(4)市立特別支援学校の充実	①市立特別支援学校の整備・充実 ②市立特別支援学校のセンター的機能の充実

施策6 学びを支える教育環境の整備・充実

施策の柱	細施策
(1)学校施設の整備・充実	①小・中学校施設大規模改造工事の推進 ②小・中学校重要設備の更新 ③小・中学校空調設備設置の推進 ④学校図書館の充実
(2)小・中学校の適正規模・適正配置	①小・中学校の適正規模・適正配置等の検討
(3)学校給食の充実	①給食内容の充実 ②学校給食施設の整備
(4)子どもたちの安全・安心の確保	①安全教育の推進 ②防災教育の推進 ③学童保育の充実
(5)教育センターの充実	①教育センター施設の整備・開放の充実 ②教職員・保護者・地域との連携研修の充実

施策7 家庭・地域の教育力の向上

施策の柱	細施策
(1)家庭や地域の教育力向上	①家庭教育の支援 ②社会教育関係団体への支援 ③地域の教育活動への支援
(2)家庭・地域と学校の連携・協働	①コミュニティ・スクールの導入の推進 ②外部人材の積極的活用 ③学校評価の活用 ④学校・家庭・地域の連携推進 ⑤放課後子供教室の推進

施策8 生涯学習活動の推進

施策の柱	細施策
(1)市立公民館の充実	①ライフステージにおける課題や現代的課題の学習 ②生涯学習活動の拠点としての公民館の運営 ③公民館を活用した子どもの居場所づくりの推進 ④公民館の設置及び既存公民館の整備
(2)市立図書館の充実	①図書館サービスの充実 ②図書館を利用した学習活動の推進 ③図書館施設運営整備事業の推進
(3)市立博物館の充実	①展示機能の充実 ②郷土資料の収集・保存 ③教育普及事業の充実と学校教育との連携強化 ④博物館・蔵造り資料館の整備
(4)人権教育の推進	①人権教育の充実 ②人権教育指導者の養成 ③関係機関・団体等との連携

施策9 文化財の保存と活用

施策の柱	細施策
(1)文化財の保存と活用	①文化財の保存と活用 ②無形民俗文化財の保存と後継者の育成 ③重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の充実 ④河越館跡の整備・活用 ⑤山王塚古墳の保護
(2)地域の歴史や伝統文化の継承	①文化財保護意識の啓発 ②地域の歴史・伝統文化の継承に向けた学びの促進

第3 川越市教育委員会の組織の主な業務内容について

川越市教育委員会の組織は教育総務部と学校教育部の2つの部によって構成されている。

1 教育総務部の主な業務内容

教育総務部の主な業務内容は川越市ホームページによれば次のとおりである。

部署名	主な業務内容（川越市ホームページより）
教育総務課	<総務担当> ・教育委員会議 ・教育行政に関する相談 ・育英資金 <企画調整担当> ・教育に関する広報 ・教育の調査・統計 ・教育委員会の基本計画 ・教育委員会の長期総合計画
教育財務課	<学校施設担当> ・学校施設の工事・修繕に関すること ・学校施設の耐震補強に関すること <財務担当> ・学校予算の執行調整に関すること ・就学援助に関すること <学童保育管理担当> ・学童保育室の運営に関すること ・学童保育室職員（放課後児童支援員及び補助員）の採用に関すること <学童保育入室担当> ・学童保育室の入退室に関すること ・学童保育室の整備及び施設の維持に関すること
地域教育支援課	<地域教育支援担当> ・地域教育の推進 ・青少年教育 ・成人・高齢者教育 ・社会教育支援体制の整備 ・公民館等の施設整備 <人権教育担当> ・人権教育の推進
文化財保護課	<管理担当>

	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護審議会 ・文化財指定及び解除 ・文化財保存事業補助金交付 ・文化財施設管理 <調査担当> ・文化財調査関係 ・指定文化財・登録文化財 ・無形民俗文化財 ・文化財関係補助金事務 <史跡担当> ・埋蔵文化財調査関係 ・河越館跡整備関係 ・史跡の現状変更 ・遺跡調査会関係
公民館	<p><u>中央公民館</u></p> <p><管理担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館全館の統括事務 ・公民館施設整備 ・中央公民館分室・さわやか活動館の管理 ・公民館運営審議会 <p><事業担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館講座・行事関係 ・公民館施設貸与に関する事 ・文化支援団体等への援助 <p><u>その他 17 の公民館</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館講座・行事関係 ・公民館施設貸与に関する事 ・文化支援団体等への援助
図書館	<p><u>中央図書館</u></p> <p><管理担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館協議会運営 ・中央図書館施設の貸出 ・川越市視聴覚ライブラリー運営 <p><資料担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館相互貸借事務 ・図書選書事務 ・郷土資料受入事務

	<ul style="list-style-type: none"> ・参考調査事務 <奉仕担当> ・中央図書館館内サービス ・霞ヶ関南分室運営 ・中央図書館障害者サービス <u>西図書館</u> ・西図書館相互貸借事務 ・西図書館館内サービス ・西図書館障害者サービス <u>川越駅東口図書館</u> ・川越駅東口図書館相互貸借事務 ・川越駅東口図書館館内サービス ・川越駅東口図書館障害者サービス <u>高階図書館</u> ・高階図書館相互貸借事務 ・高階図書館館内サービス ・高階図書館障害者サービス
博物館	<ul style="list-style-type: none"> <管理担当> ・博物館・蔵造り資料館・本丸御殿の施設及び設備の維持管理 ・博物館・蔵造り資料館・本丸御殿の入館料・行政財産使用料及びその他諸収入 ・博物館協議会 <学芸担当> ・博物館常設展示及び特別展示に関すること ・博物館資料の利用許可に関すること ・博物館資料の寄贈及び寄託に関すること ・博物館資料の収集・保管及び管理に関すること ・博物館資料に関する専門的・技術的な調査研究 ・資料目録等の刊行に関すること <教育普及担当> ・博物館講座・講演会・教室等の開催 ・展示解説員に関すること ・博物館と学校との連携 ・他の博物館等の関係機関との協力

2 学校教育部の主な業務内容

学校教育部の主な業務内容は川越市ホームページによれば次のとおりである。

部署名	主な業務内容（川越市ホームページより）
学校管理課	<ul style="list-style-type: none"> <学務担当> ・就学関係事務 ・通学区域関係事務 ・特別支援教育就学奨励費事務 ・教科書関係事務 <教職員担当> ・教職員人事関係事務 ・教職員服務関係事務 ・教職員臨時的任用事務 ・教職員及び児童生徒諸調査事務 ・学校訪問関係事務 ・教職員研修関係事務 <校種間連携担当> ・校種間連携教育に関すること ・学校関係諸表簿管理事務 ・学校評議員関係事務 ・地域人材活用事業事務 ・日本語指導ボランティア事務 ・市立高校将来構想関係事務
教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> <教育指導担当> ・学校訪問に関すること ・教職員研修に関すること ・学校の教育課程に関すること ・教科等の学習指導に関すること ・進路指導・キャリア教育に関すること ・学校図書館に関すること ・幼児教育振興審議会に関する事務 ・学校における人権教育に関すること ・教育関係各種検査に関すること ・準教科書・教材に関すること ・校外行事承認に関する事務 ・教職員の集会承認に関する事務 <生徒指導担当> ・生徒指導に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・安全教育・安全指導に関すること ・学校訪問に関すること ・教職員研修に関すること ・教育関係各種検査に関すること <p><保健担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の健康診断に関すること ・教職員の健康診断に関すること ・学校における環境衛生管理に関すること ・学校医・学校歯科医・学校薬剤師に関すること ・要保護・準要保護児童生徒の医療費扶助に関すること ・学校保健広報「わかあゆ」の発行 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター関係事務 ・学校災害賠償補償保険関係事務 ・学校保健に関する研修事務 ・学校伝染病発生報告 <p><ICT 教育担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報教育に関すること
学校給食課	<p><管理担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食実施年間計画事務 ・学校給食管理運営事務 ・学校給食物資購入事務 ・学校給食栄養管理事務 ・学校給食衛生管理事務 ・学校給食センター施設・設備の整備計画事務 <p><学校給食費担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食費に関する事務
市立川越高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・授業料等収受関係事務 ・各種証明書発行事務 ・校内諸行事関係事務 ・施設維持管理関係事務 ・国際交流委員会関係事務 ・学校図書館関係事務 ・教科の実習補助関係事務 ・入学手続関係事務
教育センター	<p><管理担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育センターの庶務に関すること ・関係機関との連絡調整及び実施に関すること ・教育の充実と振興を図るために必要な事業に関すること

	<p><研修担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター研修及び学校の要請に基づく研修に関する事 ・教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関する事 ・教育に関する資料の収集及び提供に関する事 <p><教育相談担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談、就学相談の企画及び実施に関する事 ・教育相談、就学相談に関する調査・研究及び研修に関する事 ・学校、家庭、地域との連携に係る相談及び助言に関する事 ・教育相談、就学相談に係る関係機関との連携及び調整に関する事 ・不登校児童生徒の支援及び相談に関する事 ・その他教育相談、特別支援教育及び就学相談に関する事
--	--

第4 学校教育に関連した本監査の対象部署等について

学校教育に関する事務の執行及び運営管理については、教育委員会が実施しているものの教育委員会の業務は生涯教育等も含む教育全般であるため、本監査の対象部署とその範囲を次のとおりとする。

学校教育部の学校管理課、教育指導課、学校給食課、川越市立川越高等学校、教育センターについては、およそ学校教育そのものを対象とした事業を実施する部署といえよう。そのため、これらの部署については所管する全ての業務を本監査の対象とする。

他方、教育総務部の各部署については生涯教育等、学校教育以外を主軸に事業をしているものと思われる。しかし、学校教育と全く関係がないわけではなく、業務の範疇で学校との連携等、一部に学校教育に関係のある業務を行っている部署がある。その点を考慮して教育総務部の教育総務課、教育財務課、地域教育支援課、川越市立中央図書館、川越市立博物館について部署の業務のうち学校教育に関連する事業について本監査の対象とすることとした。

第5 監査対象項目について

以上、監査対象に関連する川越市の状況、組織、計画等について記載したが、監査にあたっては具体的には次のように対象を分類して実施した。

1 学校管理課（学校教育部）

学校管理課の業務、歳出の推移、「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の関連性、校種間連携教育、その他本監査テーマに関連して学校管理課が実施する各種事業

2 教育指導課（学校教育部）

教育指導課の業務、歳出の推移、「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の関連性、川越市小学生科学体験事業（サイエンススタディ事業）、その他本監査テーマに関連して教育指導課が実施する各種事業

3 学校給食課（学校教育部）

学校給食課の業務、歳出の推移、「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の関連性、食育の推進、その他本監査テーマに関連して学校給食課が実施する各種事業

4 教育センター（学校教育部）

教育センターの業務、歳出の推移、「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の関連性、英語指導助手配置事業、その他本監査テーマに関連して教育センターが実施する各種事業

5 市立川越高等学校（学校教育部）

市立川越高等学校の業務、市立川越高等学校の概要、歳出の推移、「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の関連性、その他本監査テーマに関連して市立川越高等学校が実施する各種事業

6 教育総務課（教育総務部）

教育総務課の業務、「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の関連性、その他本監査テーマに関連して教育総務課が実施する各種事業

7 教育財務課（教育総務部）

教育財務課の業務、「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の関連性、その他本監査テーマに関連して教育財務課が実施する各種事業

8 地域教育支援課（教育総務部）

地域教育支援課の業務、「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」

の関連性、その他本監査テーマに関連して地域教育支援課が実施する各種事業

9 図書館（教育総務部）

図書館の業務、「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の関連性、その他本監査テーマに関連して図書館が実施する各種事業

10 博物館（教育総務部）

博物館の業務、「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の関連性、その他本監査テーマに関連して博物館が実施する各種事業

11 川越市立小・中学校の現地往査

川越市立小・中学校の事務の執行及び運営管理について確認すべく川越市立小・中学校の中から無作為抽出による4校を選定し現地往査を実施

第3章 外部監査の結果と意見

第1 監査の結果と意見概要

監査の着眼点に留意し、監査を行った結果、監査項目別の結果と意見の数は次のとおりである。

「結果」とは、地方自治法第252条の37第5項に規定する「監査の結果」であり、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、規則や規定等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたものである。

「意見」とは、地方自治法第252条の38第2項に規定する「監査の結果に関する報告に添える意見」であり、組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたものである。

結果は30項目、意見は91項目記載されている。

監査項目	結果又は意見	頁数
1 学校管理課（学校教育部）		
（4）校種間連携教育	【意見1】	31
（5）かわごえミドルリーダー研修	【意見2】	32
（6）オールマイティーチャーター配置事業	【意見3】	33
（7）地域人材活用事業	【意見4】	35
2 教育指導課（学校教育部）		
（3）「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の関連性	【意見5】	43
（4）川越市小学生科学体験事業（サイエンススタディ事業）	【意見6】	44
	【意見7】	44
（5）川越市GIGAスクール運営支援センター運用業務委託	【結果1】	47
	【結果2】	47
（7）川越市中中学生社会体験事業	【意見8】	50
（8）川越市幼児教育振興審議会	【意見9】	51
（9）トップアスリートふれあい事業	【意見10】	54
（10）学校図書館	【意見11】	59
（12）部活動指導員配置事業	【意見12】	63
3 学校給食課（学校教育部）		
（7）学校給食費	【意見13】	73
（8）学校給食センターにおける修繕	【結果3】	74
	【意見14】	75
（9）学校給食センターにおける消耗品費	【意見15】	75
4 教育センター（学校教育部）		
（4）英語指導助手配置事業	【意見16】	87
	【意見17】	88
	【意見18】	88

監査項目	結果又は意見	頁数
	【意見 19】	88
(5) 教育相談の充実	【意見 20】	91
	【意見 21】	91
	【意見 22】	91
	【意見 23】	91
	【意見 24】	92
	【意見 25】	92
(6) 教育内容・教育方法の充実改善	【意見 26】	93
	【意見 27】	94
(7) 特別支援教育の充実	【意見 28】	95
(8) 教職員研修充実推進	【結果 4】	97
	【意見 29】	97
	【意見 30】	97
(10) 教育センター運営管理	【意見 31】	100
5 市立川越高等学校（学校教育部）		
(5) 設備投資について	【結果 5】	104
(6) 備品の管理について	【結果 6】	105
	【意見 32】	105
(7) 理科薬品の管理について	【意見 33】	106
(8) 食堂施設について	【意見 34】	106
(9) 学校徴収金について	【結果 7】	107
	【結果 8】	108
	【結果 9】	108
(10) 教職員の勤怠管理について	【結果 10】	109
6 教育総務課（教育総務部）		
(3) 育英資金貸付制度	【意見 35】	113
(4) 大学奨学金支給制度	【結果 11】	116
7 教育財務課（教育総務部）		
(3) 就学援助	【意見 36】	120
8 地域教育支援課（教育総務部）		
(3) 川越子どもサポート事業	【意見 37】	128
	【意見 38】	129
9 図書館（教育総務部）		
(3) 川越市子ども読書活動推進計画について	【結果 12】	132
	【意見 39】	132
	【意見 40】	133
	【意見 41】	133

監査項目	結果又は意見	頁数
	【意見 42】	133
	【意見 43】	133
(4) 障害者・児童サービス事業	【意見 44】	136
	【意見 45】	136
	【意見 46】	136
	【意見 47】	137
	【意見 48】	137
	【意見 49】	137
10 博物館（教育総務部）		
(3) バス利用による博物館学習	【意見 50】	140
(4) 博物館職員による訪問授業	【意見 51】	141
11 川越市立小・中学校の現地往査		
(3) 川越市立川越小学校の現地往査	【意見 52】	142
	【意見 53】	143
	【意見 54】	143
	【意見 55】	143
	【意見 56】	143
	【意見 57】	144
	【意見 58】	144
	【結果 13】	144
	【結果 14】	144
	【意見 59】	145
	【結果 15】	145
	【意見 60】	145
	【意見 61】	145
	【結果 16】	145
	【意見 62】	146
	【意見 63】	146
	【結果 17】	146
	【意見 64】	146
	【意見 65】	147
	【意見 66】	147
(4) 川越市立高階小学校の現地往査	【意見 67】	147
	【結果 18】	148
	【意見 68】	148
	【結果 19】	148
	【意見 69】	148

監査項目	結果又は意見	頁数
	【結果 20】 【意見 70】 【意見 71】 【意見 72】 【結果 21】 【意見 73】 【意見 74】	148 149 149 149 149 149 150
(5) 川越市立富士見中学校の現地往査	【意見 75】 【意見 76】 【結果 22】 【結果 23】 【結果 24】 【意見 77】 【意見 78】 【結果 25】 【結果 26】 【意見 79】	150 150 151 151 151 151 152 152 152 152
(6) 川越市立初雁中学校の現地往査	【意見 80】 【結果 27】 【結果 28】 【意見 81】 【意見 82】 【意見 83】 【意見 84】 【結果 29】 【結果 30】 【意見 85】 【意見 86】 【意見 87】 【意見 88】 【意見 89】 【意見 90】 【意見 91】	153 153 154 154 154 154 154 154 155 155 155 155 156 156 156 156 156 156

第2 監査の結果と意見（個別）

1. 学校管理課（学校教育部）

(1) 学校管理課の業務

学校管理課の主な業務は川越市ホームページによれば次のとおりである。

主な業務内容
<学務担当> ・就学関係事務 ・通学区域関係事務 ・特別支援教育就学奨励費事務 ・教科書関係事務 <教職員担当> ・教職員人事関係事務 ・教職員服務関係事務 ・教職員臨時的任用事務 ・教職員及び児童生徒諸調査事務 ・学校訪問関係事務 ・教職員研修関係事務 <校種間連携担当> ・校種間連携教育に関すること ・学校関係諸表簿管理事務 ・学校評議員関係事務 ・地域人材活用事業事務 ・日本語指導ボランティア事務 ・市立高校将来構想関係事務

(2) 歳出の推移

（単位：千円）

	R1 年度 決算	R2 年度 決算	R3 年度 決算	R4 年度 決算	R5 年度 決算	R5 年度 予算
学校管理課一般事務 ※1	—	—	—	—	7,531	7,598
オールマイティーチャーター配置 事業 ※2	48,307	—	—	45,889	54,548	57,410
市立高等学校将来構想推進	2,007	1,558	2,050	2,058	2,430	2,489
特色ある学校づくり支援	7,901	2,228	2,892	10,791	10,387	11,891
学校運営事務 ※3	—	16,918	17,251	42,451	31,566	43,045
学校管理事務の充実改善 ※3	3,009	—	—	—	—	—

学校管理課事務 ※1	10,086	6,771	8,751	6,681	—	—
学習指導員等の配置 ※4	—	21,381	—	—	—	—
小学校管理事務	495	—	—	—	—	—
小学校特別支援教育就学奨励費事務	5,091	5,492	6,475	7,289	8,284	8,285
中学校管理事務	428	—	—	—	—	—
中学校特別支援教育就学奨励費事務	3,987	3,153	2,966	4,342	4,503	5,300
合計	81,315	57,504	40,389	119,505	119,252	136,018

※1：学校管理課事務は令和5年度から学校管理課一般事務に名称を変更している。

※2：令和2年度から会計年度任用職員の任用が始まり、教育委員会内の人件費は各職種の所管課から教育総務課へ移管したが、令和4年度からはまた各職種の所管課へ移管している。

※3：令和元年度まで学校管理事務の充実改善であった事業名称を、令和2年度に学校運営事務へ変更している。

※4：令和2年度のみのものであり、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休校、その後の段階的な再開により減少した学びの機会の保障として、会計年度任用職員を任用したものである。

(3) 「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の関連性

第四次川越市総合計画（後期基本計画）	第三次川越市教育振興基本計画
P.74 12.生きる力を育む教育の推進－2.学校課題に応じた学校支援の推進 ①児童生徒の心の教育、学力向上、いじめの未然防止、外国人児童生徒教育等、各学校におけるさまざまな課題に対応するオールマイティーチャーや語学指導補助員等を配置し、課題解決を図ります。	P.30 施策1.確かな学力の育成－施策の柱(1)学力向上の推進 ③少人数指導の推進 P.48 施策4.多様なニーズに対応した教育の推進－施策の柱(2)一人ひとりの状況に応じた支援 ①多様化する学校課題を解決する事業の推進 ②外国人児童生徒支援の充実
P.75 12.生きる力を育む教育の推進－3.校種間連携の推進 ①幼稚園・保育園・小学校間や小学校・中学校間、中学校・高等学校間等の連携を深め、生活指導上の情報交換や学習指導等の共有・共通理解等を行い、指導の充実を図ります。	P.32 施策1.確かな学力の育成－施策の柱(2)校種間連携の推進 ②小中連携、小中一貫教育の推進
P.76 13.教育環境の整備・充実－2.校内の業務改善の推進 ①校内業務を効率化し、教職員の校務負担を軽減することで、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、一人ひとりに合った質の高い教育の実践を目指します。	P.52 施策5.教育の質を高める環境の充実－施策の柱(2)教職員の働き方改革 ①勤務時間を意識した働き方の推進 ②事務負担軽減への取組 ③悩みを抱える教職員のための支援体制づくり

<p>P.77 13.教育環境の整備・充実－4.小学校・中学校の適正規模・適正配置と通学区域の弾力化</p> <p>①地域への影響などについても考慮しながら、児童生徒数の推移に応じた学校の配置や学校規模の見直し、通学区域の弾力化等について検討し、学校教育の活性化を図ります。</p>	<p>P.59 施策 6.学びを支える教育環境の整備・充実－施策の柱(2)小・中学校の適正規模・適正配置</p> <p>①小・中学校の適正規模・適正配置等の検討</p>
<p>P.77 13.教育環境の整備・充実－6.市立川越高等学校の改革・充実</p> <p>①将来構想について継続的かつ多角的に検討し、学校教育の一層の充実を図ります。</p> <p>②計画的に施設・設備の改修工事を進め、よりよい教育環境の整備・充実を図ります。</p>	<p>P.54 施策 5.教育の質を高める環境の充実－施策の柱(3)魅力ある市立川越高等学校づくりの推進</p> <p>②進路指導力向上のための教職員研修の充実</p>
<p>P.77 13.教育環境の整備・充実－8.地域に開かれた特色ある学校づくりの推進</p> <p>①学校評議員制度やコミュニティ・スクール、地域人材の活用事業等を通して、地域人材の積極的な活用を図るとともに、地域との連携を推進します。</p>	<p>P.66 施策 7.家庭・地域の教育力の向上－施策の柱(2)家庭・地域と学校の連携・協働</p> <p>①コミュニティ・スクールの導入の推進</p> <p>②外部人材の積極的活用</p> <p>③学校評価の活用</p>

<実施した監査手続>

「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の査閲や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(4) 校種間連携教育

①概要

川越市の教育の一層の充実のため、各小・中学校が小・中連携計画書を作成し、それに基づいて小・中学校間の校種間で連携した教育を実施する。

また、教育委員会と学校が車の両輪として教育を推進するために、定期的に学校訪問を行い、学校と教育委員会の意思疎通を図っている。学校訪問は年度当初に各学年担当（指導主事等）を決めて、すべての学校を訪問している。

小中連携構成

		学校名
1	川越第一中 初雁中 富士見中 <u>山田中</u>	川越第一小・ <u>中央小</u> ・ <u>仙波小</u> 川越小・ <u>月越小</u> ・ <u>今成小</u> <u>中央小</u> ・(泉小)・ <u>月越小</u> ・ <u>今成小</u> <u>山田小</u>
2	<u>野田中</u>	<u>大塚小</u> ・ <u>泉小</u> ・ <u>大東東小</u>

	城南中 大東中 大東西中	(仙波小)・ <u>武蔵野小</u> ・ <u>新宿小</u> ・ <u>大塚小</u> <u>大東東小</u> ・ <u>武蔵野小</u> ・ <u>大塚小</u> 大東西小
3	東中 南古谷中 <u>芳野中</u>	古谷小・ <u>南古谷小</u> <u>南古谷小</u> ・牛子小 <u>芳野小</u>
4	<u>高階中</u> 砂中 福原中	<u>高階小</u> ・ <u>高階北小</u> ・(高階西小) (仙波小)・(牛子小)・ <u>高階小</u> <u>高階北小</u> ・福原小
5	<u>高階西中</u> 寺尾中	高階南小・ <u>高階西小</u> (高階小)・高階南小・寺尾小
6	<u>霞ヶ関中</u> 霞ヶ関西中	<u>霞ヶ関小</u> ・ <u>霞ヶ関南小</u> <u>霞ヶ関南小</u> ・ <u>霞ヶ関西小</u>
7	霞ヶ関東中 <u>川越西中</u>	<u>霞ヶ関北小</u> ・ <u>霞ヶ関東小</u> <u>霞ヶ関北小</u> ・ <u>川越西小</u>
8	名細中 <u>鯨井中</u>	名細小・広谷小 <u>上戸小</u>

※1：_____線は、同じブロックで卒業生が2つ以上の中学校に分かれて進学する小学校である。

※2：()は、左の中学校との連携事業に関する訪問等を受ける際の所属ブロックであるが、主たる所属ブロックは、校名に()の付いていないブロックとする。

※3：_____は令和5年度の各ブロック委嘱代表校である。

特別支援教育連携

学校名	
特別支援学校	初雁中、富士見中

※特別支援学校は、川越市の特別支援教育のセンターとして、他の小・中学校とも随時、必要に応じて連携する

②校種間連携教育の取組（連携教育から一貫教育へ）

	ステージ1 検討、確認、単発の交流 など	ステージ2 一部分を作成、定期実施 など	ステージ3 9年間、意図的・計画的
目指す児童生徒 像の共有	共通の目指す児童生徒像 について検討している。	共通項目をつくっている。	中学校区共通の目指す児童 生徒像を掲げ、取り組ん でいる。
9年間を見通した 教育課程	各教科等の年間指導計画 について系統性を確認し ている。	教科等について系統性を 踏まえた年間指導計画を 作成している。	教科等について9年間を 見通した年間指導計画を 作成し、意図的・計画的に

			実施している。
合同の研究組織	実態を把握し、課題を共有している。	合同の教科等部会を行っている。	合同の研究組織で教科等の課題研究を実施している。
共通の生徒指導	互いの指導内容を確認している。	共通指導項目を作成し共有している。	9年間を見通した生徒指導体制を確立している。
教員と児童生徒の交流	出前・乗り入れ授業を行っている。	定期的に複数の教科で、出前・乗り入れ授業を行っている。	年間指導計画に組み入れて、出前・乗り入れ授業を意図的・計画的に行っている。
児童と生徒の交流	児童生徒の交流機会を単発で実施している。	定期的実施している。	共通の目標で合同実施している。
小中の教職員の交流	長期休業中等に情報交換会を実施している。	定期的な研修会及び情報交換会を実施している。	指導計画に位置付いた意図的、計画的な合同研修会を行っている。

令和5年度の進捗状況

第三次川越市教育振興基本計画において、令和7年度までの5年間で市立小・中学校（全54校）の全ての学校がステージ3を達成することを目標としている。

【A（実施済み）・B（進行中）・C（計画済み）】

	ステージ1 検討、確認、単発の交流 など	ステージ2 一部分を作成、定期実施 など	ステージ3 9年間、意図的・計画的
目指す児童生徒像の共有	A：6校 B：1校 C：1校	B：16校	A：5校 B：24校 C：1校
9年間を見通した教育課程	A：2校 B：6校 C：1校	A：8校 B：17校 C：4校	B：15校 C：1校
合同の研究組織	A：2校	A：13校 B：8校	A：5校 B：23校 C：3校
共通の生徒指導	A：1校 B：1校	A：11校 B：15校	A：6校 B：18校 C：2校
教員と児童生徒の交流	A：7校 B：4校	A：4校 B：18校 C：5校	A：4校 B：10校 C：2校
児童と生徒の交流	A：6校 B：2校 C：2校	A：17校 B：13校 C：1校	A：5校 B：8校
小中の教職員の交流	A：2校	A：22校 B：7校	A：15校 B：7校 C：1校

なお、上記の進捗状況に関して、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（令和5年度対象）」の進行管理（点検評価）シートの施策1の指標3「小・中学校54校の校種間連携教育達成状況」において、学校管理課は「進捗は順調ではありません」と評価している。

<実施した監査手続>

校種間連携教育に関する書類を閲覧し、必要に応じて質問等の手続を実施した。

【意見1】校種間連携教育の目標を達成するための施策をもっと充実させるべき

校種間連携教育の目標を達成するための具体的施策を担当者にヒアリングしたところ、管理職対象の研修会を年2回開催したり、全市立小中学校において小中学校合同研修会を同一日に設定したうえで、小学校と中学校が児童生徒に関することや教育課程に関する内容等についての情報交換や教員同士の交流機会を年4回開催したりと連携の機会を確保しているとのことである。

しかし、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（令和5年度対象）」において、進捗は順調ではないと担当課自体が評価しているとおり、令和5年度末時点ですでに本事業の計画期間である5年間のうち3年間を経過したにもかかわらず、未だ事業の検討、確認、単発の交流等に留まっている学校が見られる状況である。連携方法の工夫や他市町村の取組事例の実施等様々な角度から目標を達成するための施策を検討すべきである。

(5) かわごえミドルリーダー研修

①概要

学校運営や教育実践、若手教職員の指導等、各学校の柱として中心的な役割を果たすことが期待される教職員であるミドルリーダーの教育に対する識見を高めるとともに、学校課題の分析と解決プランの立案、組織マネジメント、人材育成、危機管理等に必要な資質の向上を図るための研修を実施する。

②研修対象者

- ・教務主任・学年主任・研究主任・生徒指導主任等。または、その候補者。
- ・本採用6年以上、または30歳以上の教職員。

③研修内容と出席者数

令和5年度は全9回実施した。

回数	内容	出席者数
第1回	○開講式 ○講和I「ミドルリーダーに期待するもの」 ○ガイダンス	小学校 6名 中学校 1名
第2回	○事例研究1「勤務条件」 ○ワークショップ1「学校課題の把握・分析」	小学校 6名 中学校 1名
第3回	○講和II「学校の中核を担うリーダーとしての役割」 ○事例研究2「学校の危機管理」	小学校 6名 中学校 0名

	○ワークショップ2「学校課題の解決策」	
第4回	○事例研究3「任用・服務」 ○ワークショップ3「学校課題の把握・分析」	小学校 3名 中学校 1名
第5回	○講義「コミュニティ・スクールについて」 ○事例研究4「学校管理運営」	小学校 6名 中学校 1名
第6回	○演習「クレーム対応・接遇」 ○ワークショップ4「学校課題の解決策」	小学校 4名 中学校 1名
第7回	○事例研究5「就学」 ○ワークショップ5「成果発表の準備」	小学校 5名 中学校 0名
第8回	○ワークショップ6 「学校課題の解決策～プレゼンテーション～」 ○指導講評	小学校 6名 中学校 1名
第9回	○講演 「230年続く老舗醤油蔵の、人・地域を生かす組織づくり」 笹木醤油株式会社 代表取締役社長 笹木吉五郎氏 ○閉講式	小学校 6名 中学校 3名 (聴講生2名含む)

過去5年間の参加登録人数

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
参加登録人数(人)	13	12	14	13	7

<実施した監査手続>

かわごえミドルリーダー研修に関する書類を閲覧し、必要に応じて質問等の手続を実施した。

【意見2】かわごえミドルリーダー研修につき事業の在り方を含めた検討をすべき

川越市教育委員会で発行している「令和5年度 川越市の教育」のかわごえミドルリーダー研修の事業予定では、各年度の研修参加人数は15人程度を想定しているが、令和5年度においては約半分の7名の参加登録となっている。ミドルリーダーは各学校の柱として中心的な役割を果たすことが期待される教職員であり、これからの学校運営の推進者となる人材であるが、令和5年度の参加登録人数が減少したことを受けて、担当課として事業の在り方を含めた検討をすべきと考える。

(6) オールマイティーチャーター配置事業

①概要

当事業は、子どもたちの心の教育、学力向上、いじめの未然防止等、各学校における様々な課題に応じて、市費臨時講師であるオールマイティーチャーターを配置する事業である。

配置を希望する学校からの申請に基づいて配置校を選定し、学期末ごとに実施報告書の提出を求めている。

小学校

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
申請数 (校)	19	21	20	25	18
配置数 (校)	3	3	4	4	4

中学校

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
申請数 (校)	21	22	21	18	17
配置数 (校)	11	9	8	9	9

<実施した監査手続>

オールマイティーチャー配置事業に関する書類を閲覧し、必要に応じて質問等の手続を実施した。

【意見 3】 オールマイティーチャー配置校の選定過程について記録を作成すべき

オールマイティーチャー配置校の選定は配置を希望する学校から提出される「オールマイティーチャー配置申請書」及び「企画書」に基づいて、教育指導課から入手したデータ等を考慮して決定するが、その選定した理由等の選定及び承認過程を確認できる資料は特に作成していないとのことである。そうになると、適切に選定が実施されているのかどうかを確認することができないことになる。令和 5 年度において小中学校合計 35 校から申請があったなかで配置されたのが 13 校であり、およそ 3 分の 2 は申請するも配置されなかったことになる。このような選定過程の記録は次年度以降の選定にとって有用な情報となり得るものであり事務執行の有効性の観点から保存されるべきである。以上より、オールマイティーチャー配置校の選定過程について記録を作成すべきである。

(7) 地域人材活用事業

①概要

趣旨	(1)川越市立小・中・特別支援学校の教育活動に協力してくれる地域人材を募集し、地域の教育力を活用する。 (2)川越市立小・中・特別支援学校が特色ある学校づくりを推進していくため、指導体制を整え、多様な教育活動や体験活動が展開できるように、地域の方々と連携し児童生徒の自主的・主体的な取組の一層の充実を図る。 (3)生涯学習社会の実現を目指し、学校の教育施設や機能を、学校教育に支障のない範囲で地域住民に開放し、多様な学習機会を提供するとともに、学校と地域の連携を深め、地域に開かれた学校づくりを推進する。
地域人材の募集方法	(1)年度ごとに市内各小・中・特別支援学校の校区を単位とした募集とする。 (2)「地域人材活用事業」への参加を希望する個人または団体は、登録用紙に必要事項を記入して申し込む。
登録期間	年度当初の 4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日までの 1 年間とする。

資格	<p>次の項目のすべてに当てはまる個人または団体</p> <p>(1)市内在住または市内在勤で、本市小・中・特別支援学校の学校教育活動へ積極的に支援・援助を志す、個人または団体。各学校は、市内在住・在勤でない人材の活用を図る場合は、川越市教育委員会と協議を必要とする。</p> <p>(2)学校教育活動に応じた特技、知識、技能その他必要な能力を有する個人または団体</p> <p>(3)政治的中立性及び宗教的中立性にに基づき、学校教育活動を支援できる個人または団体</p> <p>(4)各学校の教育方針に基づき、教育活動を支援できる個人または団体</p> <p>(5)川越市「地域人材活用事業」実施要綱に基づいた活動内容を行える個人または団体</p>
活動内容	<p>(1)教科指導での支援内容 小・中・特別支援学校における全教科</p> <p>(2)道徳・特別活動指導及び総合的な学習の時間での活動内容</p> <p>①道徳教育における活動</p> <p>②学級活動</p> <p>③児童・生徒会活動</p> <p>④クラブ活動</p> <p>⑤学校行事（学芸的行事、健康安全・体育的行事、勤労生産・奉仕的行事等）</p> <p>⑥総合的な学習の時間における活動</p> <p>(3)その他学校教育にかかわる活動での支援内容</p> <p>①中学校における部活動</p> <p>②その他学校が必要とする活動</p>
報償金	各学校からの申請に基づき、予算の範囲内で、1回の支援活動に対して3,000円の報償金を支払う。

②実施回数

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
225回	151回	167回	268回	273回

市立小・中・特別支援学校全校が活用対象であり、限られた予算の中で有効な人材活用を図っていくために、1校あたり年間5回以内の活用とする。

③手続の流れ

<ol style="list-style-type: none"> 1. 各学校における年間人材活用計画の作成 2. 指導計画に基づく人材の募集 3. 「地域人材活用事業」実施計画書・「地域人材活用事業」登録用紙（団体の場合は団体名簿も添付）・「地域人材活用事業」承諾書を教育委員会へ提出 4. 「地域人材活用事業」事業報告書（団体の場合は「地域人材活用事業」事業指導者報告書）を実施

月ごとに教育委員会へ提出（実施日の翌月5日までに）

5. 指導者（支援者）本人の預金口座に報償金の振り込み

<実施した監査手続>

地域人材活用事業に関する書類を閲覧し、必要に応じて質問等の手続を実施した。

【意見4】指導者を団体で登録する場合は、団体名簿や事業指導者報告書を提出するよう指導すべき

指導者を団体で登録する場合には、「地域人材活用事業」登録用紙提出時は団体名簿の提出を要請しており、「地域人材活用事業」事業報告書提出時は「地域人材活用事業」事業指導者報告書の提出を要請しているが、各学校の提出資料を確認したところ、それらが提出されていない学校が団体名簿においては2校、事業指導者報告書においては8校あった。提出するよう指導すべきである。

(8) 語学指導補助員（日本語指導）配置

①概要

趣旨	川越市内の小・中学校に在籍する帰国・外国人児童生徒のうち、日本語の指導が必要な者に対して語学指導補助員を派遣する。
語学指導補助員	次に掲げる要件を満たす者で、川越市会計年度任用職員内定者台帳に登録した者とする。 (1)児童生徒へ日本語を指導する趣旨を理解し、日本語の指導に積極的に取り組む意欲のある者 (2)人間性豊かで、児童生徒の心理を理解できる者 (3)児童生徒及び保護者のプライバシーの保護に十分配慮できる者 (4)日常会話に支障のない程度に児童生徒の母国語が理解できる者または日本語指導に精通している者
職務	(1)児童生徒への日本語の指導に関すること (2)児童生徒への学校生活への適応に関すること (3)その他日本語の指導に関し必要と認められること
派遣の要請	校長は、児童生徒に対し語学指導補助員の派遣を要請しようとするときは、教育長に語学指導補助員（日本語指導）派遣申請書（様式第1号）を提出する。
派遣の決定	教育長は、次のいずれかの要件に適合していると認めるときは、語学指導補助員を派遣することができる。 (1)学校における日本語の指導に著しい支障が生じているとき (2)児童生徒の日本語能力の面から学校生活への適応に著しい支障が生じているとき (3)地域の状況から児童生徒の増加が見込まれ、学校において受入体制の拡充を図る必要があるとき
指導回数	語学指導補助員が日本語を指導する回数は、3時間を1回とし、必要な回数

	を行うものとする。
--	-----------

②派遣状況

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
児童生徒数(人)	94	97	107	117	131
派遣回数(回)	808	980	972	1,158	1,217

<実施した監査手続>

語学指導補助員(日本語指導)配置に関する書類を閲覧し、必要に応じて質問等の手続を実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(9) 学校運営事務

①概要

令和5年度の学校運営事務の内訳は次のとおりである。

節	細節	R5 年度 予算	R5 年度 決算
報償費	報償金	20 千円	20 千円
需用費	消耗品費	119 千円	119 千円
	印刷製本費	712 千円	689 千円
役務費	手数料	105 千円	76 千円
委託料	業務委託料	154 千円	153 千円
使用料及び賃借料	使用料及び賃借料	15,767 千円	15,766 千円
報酬	非常勤職員報酬	11,636 千円	11,635 千円
給料	一般職給	5,344 千円	—
職員手当等	通勤手当	288 千円	—
	時間外勤務手当	213 千円	—
	期末手当	3,827 千円	1,478 千円
共済費	共済組合等負担金	4,500 千円	1,321 千円
旅費	費用弁償	360 千円	307 千円
計		43,045 千円	31,566 千円

②使用料及び賃借料

使用料及び賃借料は統合型校務支援システムの賃借料である。システム納入業者は次のとおりである。

件名	川越市統合型校務支援システム一式の賃借
契約期間	令和2年2月1日から令和7年1月31日まで
納入業者	AA
納入業者選考理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当 ・ 当該システム導入にあたっては、単に価格だけで契約相手を決定するのではなく、システム内容に対する考え方、理解度、解決策、履行体制、実

	<p>績などを総合的に判断する必要があったため、公募型プロポーザル方式により業者を選定した。当該システムは、選定業者独自のシステムであり、選定業者以外と契約すると、当該システムの運用に著しく支障をきたす恐れがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当該業者と随意契約を締結したい。</p> <p>(他課(または他市)の状況)</p> <p>県内25市町(平成30年度調査)において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠とし、システム内容に対する考え方、理解度、解決策、履行体制、実績などを総合的に判断する必要があるため、公募型プロポーザル方式により業者を選定し、当該システムを導入している。</p>		
設計金額(税込)	76,835,000円	積算原価(税抜)	69,850,000円
予定価格(税込)	76,835,000円	入札・見積書比較価格(税抜)	69,850,000円
契約額	76,835,000円	入札額	69,850,000円

上記納入業者決定に係る公募型プロポーザルの審査結果

業者名	総得点
AA	765.4点
AB	720.9点
AC	609.0点
AD ※	

※総得点の記載がないのは、第2次審査のプレゼンテーションの参加が、第1次審査の書類審査(価格点、企画提案書、機能確認表、業務実績)の上位3者までとなっているためである。

<実施した監査手続>

学校運営事務に関する書類を閲覧し、必要に応じて質問等の手続を実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(10) 特別支援教育就学奨励費事務

①概要

特別支援教育就学奨励費とは、特別支援学級等に通う児童生徒や通級指導など特別の指導を受けている児童生徒の保護者に対し、経済的な負担を軽減するため給食費や学用品費、交通費などの一部を補助する制度である。

事務手続きの年間スケジュール

時期	内容
6月中旬～	「収入額・需要額調書」(申請書)配布

	「収入額・需要額調書」(申請書) 受付
	川越市教育委員会で審査
7月中旬	「支弁区分決定通知」配布
9・12・3月	レシートと「購入経費一覧表」提出(支弁区分がⅠかⅡの場合)
10・2・4月	補助金額を各家庭に振込

※転入生は都度

②支給内容

《特別支援学級、通常学級に在籍の場合》

- ・生活保護及び就学援助との重複支給はできない。

※ただし、職場実習交通費、交流及び共同学習交通費については生活保護及び就学援助で支給されないため、奨励費で支給する。

(支弁区分Ⅰ・Ⅱ)

給食費、通学費、職場実習交通費、交流及び共同学習交通費、修学旅行費、校外活動費、学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

(支弁区分Ⅲ)

通学費(1/2支給)、職場実習交通費(1/2支給)、交流及び共同学習交通費(1/2支給)

《通常学級に在籍し、通級指導教室に通っている場合》

- ・生活保護との重複支給はできない。
- ・就学援助受給者は、通級交通費は就学援助で支給されないため、奨励費で支給する。
- ・通級指導教室に通学するための特別に要する交通費のみが、対象となる。

(支弁区分Ⅰ・Ⅱ)

交通費

(支弁区分Ⅲ)

交通費(1/2支給)

③支弁区分判定方法

- ・世帯の収入額と需要額の比率(収入額÷需要額)により決定する。
- ・数値が1.5倍未満は区分Ⅰ、1.5倍以上2.5倍未満は区分Ⅱ、2.5倍以上は区分Ⅲとなる。

④支給実績

(小学校)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施人数 (支給区分Ⅰ・Ⅱ)	220人	227人	243人	263人	279人
実施人数 (支給区分Ⅲ)	49人	49人	46人	41人	53人

支給額	5,091 千円	5,492 千円	6,475 千円	7,289 千円	8,284 千円
-----	----------	----------	----------	----------	----------

(中学校)

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
実施人数 (支給区分Ⅰ・Ⅱ)	78 人	90 人	80 人	86 人	97 人
実施人数 (支給区分Ⅲ)	45 人	6 人	11 人	3 人	11 人
支給額	3,987 千円	3,153 千円	2,966 千円	4,342 千円	4,503 千円

<実施した監査手続>

特別支援教育就学奨励費事務に関する書類を閲覧し、必要に応じて質問等の手続を実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

2. 教育指導課（学校教育部）

(1) 教育指導課の業務

教育指導課の主な業務は川越市ホームページによれば次のとおりである。

主な業務内容
<教育指導担当>
・学校訪問に関すること
・教職員研修に関すること
・学校の教育課程に関すること
・教科等の学習指導に関すること
・進路指導・キャリア教育に関すること
・学校図書館に関すること
・幼児教育振興審議会に関する事務
・学校における人権教育に関すること
・教育関係各種検査に関すること
・準教科書・教材に関すること
・校外行事承認に関する事務
・教職員の集会承認に関する事務
<生徒指導担当>
・生徒指導に関すること
・安全教育・安全指導に関すること
・学校訪問に関すること
・教職員研修に関すること
・教育関係各種検査に関すること
<保健担当>
・児童生徒の健康診断に関すること
・教職員の健康診断に関すること
・学校における環境衛生管理に関すること
・学校医・学校歯科医・学校薬剤師に関すること
・要保護・準要保護児童生徒の医療費扶助に関すること
・学校保健広報「わかあゆ」の発行
・独立行政法人日本スポーツ振興センター関係事務
・学校災害賠償補償保険関係事務
・学校保健に関する研修事務
・学校伝染病発生報告
<ICT 教育担当>
・情報教育に関すること

(2) 歳出の推移

(単位：千円)

	R1 年度 決算	R2 年度 決算	R3 年度 決算	R4 年度 決算	R5 年度 決算	R5 年度 予算
教育指導課一般事務	21,575	11,367	26,672	41,471	62,862	74,714
情報教育推進	－	－	106,110	107,681	126,833	127,453
生徒指導の充実・強化	16,411	2,258	2,190	2,834	1,111	1,375
幼児教育振興	135	－	169	388	417	538
小学校指導事務	35,048	128,068	17,633	25,801	32,199	33,981
小学校情報教育推進	－	－	244,473	194,117	151,440	162,146
小学校理科教育等備品整備	3,962	3,195	2,702	－	－	－
中学校指導事務	37,020	22,890	81,052	20,163	21,651	23,679
中学校情報教育推進	－	－	88,318	60,610	40,058	43,897
中学校理科教育等備品整備	4,481	3,811	3,087	－	－	－
学校保健活動の充実	160,829	185,514	186,321	169,431	161,214	166,713
合計	279,463	357,107	758,733	622,499	597,789	634,496

(注 1) 情報教育推進、小学校情報教育推進、中学校情報教育推進は令和 2 年度までは教育センターの所管であり、令和 3 年度から教育指導課に移管された事業である。

(注 2) 小学校理科教育等備品整備、中学校理科教育等備品整備は令和 4 年度より教育センターへ移管した事業である。

(3) 「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の関連性

第四次川越市総合計画（後期基本計画）	第三次川越市教育振興基本計画
<p>P.63 7.地域福祉の推進－1.地域福祉の意識づくり</p> <p>②さまざまな場面で、学校における福祉に関する教育の充実を図ります。</p>	<p>P.37 施策 2.豊かな心と健やかな体の育成－施策の柱(1)豊かな心を育む教育の推進</p> <p>⑤体験活動の充実</p>
<p>P.74 12.生きる力を育む教育の推進－1.確かな学力の育成</p> <p>①児童生徒の学力状況と課題を把握し、知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成に向けた具体的な方策を組織的・継続的に研究・検討し、未来の創り手となるために必要な資質・能力の育成を図ります。</p>	<p>P.30 施策 1.確かな学力の育成－施策の柱(1)学力向上の推進</p> <p>①主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進</p>
<p>P.75 12.生きる力を育む教育の推進－4.生徒指導の推進</p> <p>①児童生徒の抱えるさまざまな課題に対応するさわやか相談員、スクールカウンセラー、臨床心理</p>	<p>P.39 施策 2.豊かな心と健やかな体の育成－施策の柱(2)生徒指導の充実</p> <p>①いじめ防止対策の推進</p>

<p>士やスクールソーシャルワーカー等を活用することで教育相談体制の充実を図り、いじめ防止対策や不登校対策等の生徒指導を推進します。</p>	
<p>P.75 12.生きる力を育む教育の推進－5.進路指導・キャリア教育の充実 ①地域・関係機関と連携した中学生社会体験事業等により、進路指導・キャリア教育の充実を図ります。</p>	<p>P.43 施策 3.自立する力の育成－施策の柱(1)進路指導・キャリア教育の充実 ①地域・関係機関と連携した社会体験活動の充実</p>
<p>P.75 12.生きる力を育む教育の推進－9.体力向上と保健・安全教育の推進 ①児童生徒の体力の状況と課題を把握し、体育の授業改善や家庭との連携等を通して、自ら進んで運動をする児童生徒を育成し、体力の向上を図ります。 ②児童生徒が自分で身を守れるようにする教育など、時代の変化とともに新たに生じる課題への対応を含め、学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育の充実を図ります。</p>	<p>P.41 施策 2.豊かな心と健やかな体の育成－施策の柱(3)健康の保持増進と体力向上の推進 ④体力向上の推進</p>
<p>P.77 13.教育環境の整備・充実－3.学校施設の整備・充実 ②学校図書館の蔵書の充実を図り、児童生徒の読書活動を推進します。</p>	<p>P.57 施策 6.学びを支える教育環境の整備・充実－施策の柱(1)学校施設の整備・充実 ④学校図書館の充実</p>
<p>P.77 13.教育環境の整備・充実－5.学校給食の充実 ②児童生徒が、食に関して正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける食育を進めるとともに、地域の食文化への理解を深めるため、地場産農産物の使用に努めます。</p>	<p>P.41 施策 2.豊かな心と健やかな体の育成－施策の柱(3)健康の保持増進と体力向上の推進 ③食育の推進</p>
<p>P.139 40.平和で思いやりのある社会づくり－1.平和意識の高揚 ②市民を対象とした啓発事業や学校での教育活動を通じて、平和に貢献する心の育成を図ります。</p>	<p>教育指導課より、関係課が所管する事業に協力するとともに、学校の教育活動における平和教育の推進を行っているものの、左記に対応する施策の記載は無いとの回答があった。</p>
<p>P.139 40.平和で思いやりのある社会づくり－2.人権施策の推進 ②同和問題をはじめとする人権問題の解決を目指し、組織的かつ計画的に人権を尊重する教育の充実に努めます。</p>	<p>P.74 施策 8.生涯学習活動の推進－施策の柱(4)人権教育の推進 ①人権教育の充実</p>

<実施した監査手続>

「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の査閲や質問等の手続を行った。

【意見5】「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」の取組施策は「第三次川越市教育振興基本計画」に織り込むべき

「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」において「施策番号 40 平和で思いやりのある社会づくり」の「取組施策 1 平和意識の高揚」について、教育指導課が施策担当部署である旨の記載がある。

ここで、この取組施策に対応する「第三次川越市教育振興基本計画」の該当箇所を教育指導課に確認したところ、関係課が所管する事業に協力するとともに学校の教育活動において平和教育の推進を行ってはいるものの、具体的な事業については同計画において記載が無いとの回答であった。

上位計画である第四次川越市総合計画（後期基本計画）で取組施策とされているものが、下位計画である第三次川越市教育振興基本計画に反映されていないと上位計画の落とし込みができていないとの誤解を与えかねない。次期計画策定時には確実に織り込んだうえで、計画に基づき着実に実施すべきと考える。

(4) 川越市小学生科学体験事業（サイエンススタディ事業）

①概要

実施日	令和5年8月23日（水）
募集人員	各市立小学校6年生児童であり、小学校から各1名を基本とする。
実施場所	川越市立教育センター
募集方法	理科に強い興味関心があり、知的な好奇心旺盛な児童を、本人と保護者の同意を得て校長が推薦し、川越市教育委員会が承認する。
参加条件	①理科の分野に興味関心が高く、知的な好奇心旺盛な児童を、本人と保護者の同意を得て校長が推薦し、川越市教育委員会が承認する。 ②説明会から施設見学会までの全日程において、必ず参加できる者。 ③団体生活のきまりを守り、秩序ある行動ができる者。 ④終了後に報告書を提出するとともに、各校で報告会を実施できる者。
参加児童数	30名
内容等	①内容： ・科学に対する興味関心を高め、知的な好奇心や探求心を深める講演や実験・実習を行う体験活動 ・実験・実習は、物理・化学・生物・地学の分野から1～2分野程度行う ・3～4名の8班編成で実験・実習を行う ・個人や班で、実験・実習の考察を行い、発表活動を行う ②講師：大学教授（理工学部機械工学科）

本事業は従来から年1回実施されてきた。新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年度と令和3年度については中止されたが、令和4年度に再開し令和5年度は上記のように実施された。

教育指導課によれば、本事業の実施趣旨と令和5年度の成果は次のとおりである。

趣旨	<p>昨今、子どもたちの理科離れが指摘されている。国では、様々な最先端の研究施設や大学等と連携を図り、子どもたちに科学に対する知的好奇心や探求心を育てることに努めている。このことを踏まえ、本市においても子どもたちに科学に対する講演や実験、最先端の科学施設等の見学や実験等を体験させ、科学技術や理科に関する興味・関心と知的好奇心や探求心を培い、理科学習に主体的に取り組む子どもの育成を図ることをねらいとする。</p>
令和5年度の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・科学技術や理科に関する興味・関心と知的好奇心や探求心を培えた。 ・理科学習に主体的に取り組む子どもの育成に資することができた。 ・今後も、事業の趣旨に基づき継続的に取り組めるよう、令和5年度の実施方法を基本に理科教育の推進を図る。

<実施した監査手続>

関連資料の閲覧や質問等の手続を行った。

【意見6】川越市小学生科学体験事業の対象児童を再検討すべき

川越市小学生科学体験事業（サイエンススタディ事業）の実施趣旨は、子どもたちの科学技術や理科に関する興味・関心と知的好奇心や探求心を培い、理科学習に主体的に取り組む子どもの育成を図る点にある。

しかしその一方で、体験事業への参加児童はそもそも理科に強い興味関心があり、知的好奇心旺盛な児童を校長が推薦するという選定過程を経ている。市立小学校から各1名の参加を基本としているとのことである。

つまり、本事業に参加している児童はおよそすでに事業の実施趣旨を満たした児童といえよう。本事業は昨今、子どもたちの理科離れが指摘されるなかでそれを解消するために実施する事業である。理科離れの対極にいる児童に対して、理科離れを食い止める事業を実施することは、有効性が乏しいものと考えられ、趣旨に沿った事業を実施すべきと考える。

【意見7】川越市小学生科学体験事業の参加児童がどのような報告会を実施したのかを確認すべき

川越市小学生科学体験事業（サイエンススタディ事業）は、市立小学校から各1名の参加を基本としており、終了後に各校で報告会を実施することが参加条件とされている。しかし、教育指導課に確認したところ、報告会の実施状況の確認は特に行っていないとのことであった。

各校から児童1名に参加してもらい、その児童から小学校に報告会を行うことで理科学習への興味関心を持ってもらい、理科離れを解消することを目的としているのであるから、誰を対象としてどのような報告会が行われたのかを確認することは本事業を効果的に行ううえで重要であろう。報告会の実施の有無すら課として確認していないことは、本事業の有効性の確認が不十分であることに直結する。

報告会が行われたかどうかの確認はもちろんのこと、どのような報告会がなされたのかを確認すべきと考える。

(5) 川越市 GIGA スクール運営支援センター運用業務委託

①概要

川越市では、令和 3 年度から川越市立小学校及び中学校と、川越市立特別支援学校において、児童生徒並びに教員 1 人につき 1 台の学習者用コンピュータの運用を開始した。

また、川越市立川越高等学校においても、一部で学習者用コンピュータの運用が開始されており、令和 5 年度からは BYAD 方式（学校が指定した端末を生徒個人が購入し、活用すること）による学習者用コンピュータの持ち込みが開始されている。

川越市 GIGA スクール運営支援センターは、小・中学校、市立高校並びに市立特別支援学校における情報通信技術を用いた教育活動を円滑に実施するために支援を行う組織体を言う。

川越市 GIGA スクール運営支援センターの実施業務は「令和 5 年度川越市 GIGA スクール運営支援センター運用業務委託仕様書」によれば次のとおりである（読みやすさの観点から一部を当監査人が加工した）。

(1)台帳管理業務

発注者が揃える ICT 関連機器等の台帳（ネットワーク環境を含む）の作成・更新等を実施するもの。台帳は最新の状態を維持すること。

(2)ネットワーク環境運用支援業務

整備されているネットワーク環境に生じる不具合について、原因の調査分析を行い、修補できるものについてはその手当を行うこと。また、必要な関係者に連絡または助言を行うこと。不具合への対応方法については、児童生徒の学習や学校の業務への影響を可能な限り低減するよう留意すること。

(3)電子黒板運用支援業務

既設の電子黒板（大型提示装置）に対し、本市が指定する作業（ショートカット等の作成、ICT 端末とのデータ連携に関する設定）を実施するもの。また、不具合が生じた場合は原因の調査分析を行い、修補できるものについてはその手当を行うこと。さらに、必要な関係者に連絡または助言を行うこと。

(4)破損・故障した情報機器への対応業務

学校から情報機器の故障・破損に関する連絡があった場合には、発注者と協議の上、定められた連絡先に状況報告を行うこと。

なお、故障・破損の連絡があった情報機器のうち、学習者用コンピュータについては、連絡のあった学校関係者から状況を聞き取り、対応の一次切り分けを実施後、発注者から指定された連絡先に報告を行うこと。修理を終えた情報機器については、必要に応じて再設定等を行うこと。

(5)ユーザーデータ更新業務

次に掲げる作業を実施すること。

ア 年次更新

- i 発注者が提供する名簿情報を用いて、Google Workspace for Education において本市ドメインを用いて新規ユーザーデータの作成及び既存のユーザーデータの更新を行うこと。
- ii 発注者が提供するアカウントを用いて本市ドメインに構築されている Google Workspace for Education から i-Fillter@Cloud にデータを連携させ、令和 5 年度当初における学校の i-

Fillter@Cloud ユーザーデータの更新を行うこと。

イ 日次更新

- i 児童・生徒・教職員の異動連絡を受け、本市ドメインに構築されている Google Workspace for Education 上のユーザーデータの更新を行うこと。
- ii 児童・生徒・教職員の異動連絡を受け、i-Fillter@Cloud 上のユーザーデータの更新を行うこと。
- iii 児童・生徒・教職員の異動連絡を受け、指導者用デジタル教科書及び学習者用デジタル教科書、MEXCBT、学習者用 e ポータル上のユーザーデータの更新を行うこと。

以上の日次更新は、学習者用端末故障または修理時等においても必要に応じて行うこと。

(6)マニュアル作成業務

本市教育委員会または各学校からの要望により、児童生徒や教員が学習者用コンピュータを取り扱う際のマニュアル作成、改訂を実施（助言のほか、資料作成支援を行う）すること。

(7)技術支援業務

次に掲げる技術支援業務を実施すること。なお、本業務は文部科学省の定める ICT 支援員が実施する業務となるため、請求方法に留意をすること。また、各学校での円滑な運用に資するため、各学校へ月 2 回以上、1 回につき 3 時間半以上の訪問を目安に、学校間の運用頻度の差の是正や疑問点の早期解消を図ること。

ア 学習者用コンピュータに関する技術支援業務

児童生徒及び教員が学習者用コンピュータを取り扱うにあたり、生じる疑義、教員の授業準備（以下、「教材研究」という。）、授業補佐または学校行事等に関する要望等を聞き取り、解決のための基本的な学習者用コンピュータ操作・設定内容の説明または作業を実施すること。

イ 校務用情報端末に関する技術支援業務

教員が校務用情報端末を取り扱うにあたり、生じる疑義を聞き取り、解決のための基本的な校務用情報端末の操作方法や設定内容の説明または作業の実施をすること。なお、ネットワーク等の環境は川越市において設計を行っているため、質問の応答は WindowsOS の基本的な取り扱い方等に留め、対応が困難な事象は本市教育委員会にエスカレーションすること。

(8)問合せ対応業務

本件に係る全ての業務領域において受付窓口を設け、本市教育委員会及び学校からの問合せ等に対応すること。

(9)ネットパトロール業務

学習領域ネットパトロール業務として、GoogleVault 等を用いて、学習用データを閲覧し、児童生徒、その関係者、又は第三者の生命・心身・財産に対して脅威となるものや、これらに対する脅威に繋がるおそれのあるものとして、学習に関連が無かったり、不適切な表現が記されていたりするものを発見し、本市に通報する業務を実施すること。

また、SNS 領域ネットパトロール業務として、インターネット上のサイトを検索し、市立小・中学校、市立高校並びに市立特別支援学校の施設、教職員、生徒等に関する記事などを検索し、誹謗中傷に類する有害な書き込みなどを発見するとともに、月 1 回の定期及び緊急性に応じた随時の報告を行うこと。

(10)保守・障害対応業務

児童生徒及び教職員が日常的に情報端末（教育用・校務用）を取り扱うにあたり、発生する障害・問題等（ネットワーク等の環境を含む）の連絡を受け、軽易な問題等については対応をするもの。また、その障害等の原因を調査または特定し、軽易なものを除いて2次受けへ取り次ぐもの。

(11)FAQ サイト更新業務

教職員が日常的に情報端末（教育用・校務用）を取り扱うにあたり、よく発生する障害・問題等（ネットワーク等の環境を含む）についての対応等をまとめたFAQサイトを更新すること。

(12)調整会議の開催業務

本件業務の円滑な推進のため、業務進捗状況の確認や方針協議等、毎月1回以上、調整会議を実施することとする。

<実施した監査手続>

関連資料の閲覧や質問等の手続を行った。

【結果1】業務委託契約上で必須とされている委託先からの提出物には收受印が必要である

令和5年度川越市GIGAスクール運営支援センター業務委託について、契約締結後7日以内に提出を要求している「業務従事者名簿」と、契約締結後の業務スケジュールの打合せから7日以内に提出を要求している「委託業務実施計画書」において、川越市教育委員会事務局処務規程第13条の規定により、その例によることとされる川越市文書管理規程第9条第1項において必要とされている川越市の收受印が欠けているため押印が必要である。

【結果2】業務委託契約上で月1回以上の実施が必須とされている調整会議が未実施の月がある

令和5年度川越市GIGAスクール運営支援センター業務委託について、契約書において「本件業務の円滑な推進のため、業務進捗状況の確認や方針協議等、毎月1回以上、調整会議を実施することとする」とあるが、令和5年12月の実施が確認できなかった。

業務委託契約において定めた事項が実施されない状況にならないよう市として適切な働きかけを行う必要がある。

(6) 川越市いじめ問題対策委員会

①川越市いじめ問題対策委員会の概要

設置年月日	平成26年12月19日
設置目的	教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務を行う。 1.いじめの防止等のための対策に関する調査及び研究を行うこと。 2.いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査を行うこと。
設置の根拠法令等	川越市いじめ問題対策委員会条例
委員の任期	2年
委員数	10人以内

②組織について

川越市いじめ問題対策委員会条例第3条によれば同委員会の組織は次のとおりとされている。

(組織)
第三条 委員会は、委員十人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
一 学識経験者
二 市が設置する学校に在籍する児童又は生徒の保護者が組織する団体の代表者

令和5年度の委員構成は次のとおりであった。

区分	人数	備考
区分1	5名	大学教授や各種専門家
区分2	2名	川越市PTA連合会
計	7名	

注：区分1は上記条例第3条第1号の該当者、区分2は上記条例第3条第2号の該当者。

③委員会の開催状況について

令和5年度における川越市いじめ問題対策委員会の開催状況と出欠席者の状況は次のとおりであった。

	開催日	出欠席者数
第1回	令和5年9月28日	出席7名、欠席0名
第2回	令和5年12月21日	出席7名、欠席0名
第3回	令和6年3月18日	出席4名、欠席3名

(参考) 川越市いじめ問題対策委員会条例第6条第2項より、委員会は委員の過半数が出席しなければ開催できない。

<実施した監査手続>

関連資料の閲覧等の手続を実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(7) 川越市中学生社会体験事業

①実施概要

実施対象	市立中学校1年生又は2年生
実施期間	年度内の2日間又は3日間 ※令和5年度については、事業所の意向によって1日のみの体験も可とする。
実施曜日	月曜日から金曜日（祝祭日は除く）
活動場所	学区内の事業所を最優先とする。
実施内容	(1)社会体験活動の内容 ①生徒の興味・関心、地域や学校の実態に応じて創意工夫するものとする。 ②受入れ可能な事業所の確保が困難な場合には、事業所へのインタビューや校内での職業調べ等を実施する。

	<p>(2)教育課程上の取扱い 特別活動を中心として、各学校の実態に応じて位置づけるものとする。</p> <p>(3)生徒の活動場所の選定にあたっては、事業の趣旨を踏まえ安全に十分に留意し、労働基準法、埼玉県青少年健全育成条例等の関連も考慮するものとする。</p>
--	--

②趣旨

「川越市中学生社会体験事業実施要項」によれば、本事業の実施趣旨は次のとおりである。

現代、産業・経済の構造的変化、雇用の多様化・流動化等が進む中で、就職・進学を問わず、進路を巡る環境は大きく変化し、ニートやフリーターと呼ばれる若者の存在が大きな社会問題となっている。こうした中、「生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となるキャリア発達を促す教育」、すなわち「キャリア教育」の推進が強く求められている。

そこで、キャリア教育の一環として、学校・地域・企業・行政などが連携・協力をしながら職場体験活動を実施し、学校から社会への移行のために必要な基礎的資質や能力の育成を図り、生徒一人一人が自分の生き方を見つけ、たくましく豊かに生きる力を育むことをねらいとする。

③アンケート結果

令和5年度に社会体験学習を受講した生徒を対象とした実施後のアンケートの集計結果は次のとおりである。なお、市立中学校22校のうち福原中学校と大東西中学校の2校については受入事業所の開拓が困難であったことから同事業は未実施であった。令和6年度は実施予定とのことである。

【A：そう思う B：ややそう思う C：ややそう思わない D：そう思わない】

	A	B	C	D	無回答
1.働くことの大切さや意味を考える機会となりましたか。	87.8%	10.9%	0.9%	0.4%	0.0%
2.仕事をするために、周りの人との協力が大切なことが理解できましたか。	89.0%	9.7%	1.0%	0.3%	0.1%
3.あいさつや時間など社会のきまりを守ることの意味や大切さを理解できましたか。	91.2%	8.2%	0.3%	0.2%	0.1%
4.働くことの厳しさを知ることができましたか。	79.1%	17.8%	2.4%	0.7%	0.1%
5.目上の人など、人の言うことをしっかり聞くことの大切さを理解することができましたか。	91.7%	7.2%	0.8%	0.2%	0.0%
6.これからの学校の勉強や部活動に真剣に取り組もうという気持ちになりましたか。	71.4%	24.1%	3.2%	1.2%	0.1%
7.これからの学校行事や委員会活動に進んで取り組もうと考えるようになりましたか。	67.5%	26.7%	4.7%	1.0%	0.1%
8.この体験が、これからの自分の進路選択に生かせるものになりましたか。	60.8%	30.3%	6.6%	1.9%	0.3%
9.この体験が、自分の将来の夢や希望について考える機会となりましたか。	61.9%	29.3%	6.5%	2.3%	0.0%

10.体験を終えて、これからの進路に向けて自分がやらなければならないことに気づくことができましたか。	58.3%	32.1%	7.4%	2.2%	0.0%
--	-------	-------	------	------	------

<実施した監査手続>

関連資料の閲覧や質問等の手続を行った。

【意見 8】川越市中学生社会体験事業の未実施校がどのような代替策を実施したのかを確認すべき

川越市中学生社会体験事業は、キャリア教育の一環として生徒が地域の事業所等において職場体験活動を実施するものである。生徒一人ひとりが自分の生き方を見つけ、たくましく豊かに生きる力を育むことをねらいとしている。市立中学校全 22 校で実施することを原則としているが、受入事業所が見つけられないなど特別な事情のある場合には、代替策を講じることとされており、実際に令和 5 年度は福原中学校と大東西中学校の 2 校について職場体験活動が未実施となった。

そこで、職場体験活動が未実施であった 2 校において、どのような代替策を実施したのかについて教育指導課に確認したところ、課としては内容把握を特に行っていないとのことであった。

本事業はキャリア教育として市立の全中学校の生徒を対象に実施するものであるから、職場体験活動が実施できなかった場合にどのような代替策が講じられたのか、そしてその代替策が本事業の趣旨と照らし合わせて適切であるかを確認することは、本事業を効果的に行ううえで重要であると考え。教育指導課としてどのような代替策が講じられたのかを確認すべきである。

(8) 川越市幼児教育振興審議会

①川越市幼児教育振興審議会の概要

設置年月日	昭和 57 年 12 月 8 日
設置目的	教育委員会の諮問に応じ、幼児教育の振興に関し審議する。
設置の根拠法令等	川越市幼児教育振興審議会条例
委員の任期	2 年
委員数	11 人以内

②組織について

川越市幼児教育振興審議会条例第 2 条によれば同審議会の組織は次のとおりとされている。

(組織)

第二条 審議会は、委員十一人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 一 市内幼稚園代表者
- 二 市内保育所関係代表者
- 三 市内小学校長代表者
- 四 学識経験者

令和5年度の委員構成は次のとおりであった。

区分	人数	備考
区分 A	3名	幼稚園長や幼稚園保護者代表
区分 B	3名	保育園長や保育園保護者代表
区分 C	2名	市内小学校長
区分 D	3名	大学准教授
計	11名	

注：区分 A は上記条例第 2 条第 1 号の該当者、区分 B は上記条例第 2 条第 2 号の該当者、区分 C は上記条例第 2 条第 3 号の該当者、区分 D は上記条例第 2 条第 4 号の該当者。

③委員会の開催状況について

令和5年度における川越市幼児教育振興審議会の開催状況と出欠席者の状況は次のとおりであった。

	開催日	出欠席者数
第1回	令和5年7月25日	出席10名、欠席1名
第2回	令和6年1月17日	出席8名、欠席3名

(参考) 川越市幼児教育振興審議会条例第5条第2項より、委員会は委員の過半数が出席しなければ開催できない。

<実施した監査手続>

関連資料の閲覧等の手続を実施した。

【意見9】川越市幼児教育振興審議会の会議要旨について市ホームページで遅滞なく公開すべき

川越市幼児教育振興審議会について、市ホームページで会議ごとに会議要旨を公表してきたが、令和6年1月17日開催分については本監査時点（令和6年9月19日）において公表されていなかった。会議内容を知ることができないほか、会議自体が開催されたのかについても市民にとって分かりづらい状況である。上記分についても遅滞なく公表すべきと考える。

(9) トップアスリートふれあい事業

①概要

趣旨	子どもたちの体力低下の傾向は、全国的に大変憂慮すべき状況にある。 本市においても体力向上は喫緊の課題である。小学校では、走力、投力、瞬発力、全身持久力などで課題がある。そこで、近隣大学のスポーツ分野で活躍する学生や教員を各小学校に招き、その指導を通して子どもたちに運動する（体を動かす）ことの楽しさや喜びを体験させ、本市の児童の体力向上の一助とする。併せて、子どもたちの「生きる力」を育み、生涯にわたって運動と親しみ、健康で豊かな生活を送るための基礎を養う。
根拠	川越市トップアスリートふれあい事業実施要項
現状	本市小学校の体力の現状は、新体力テストの結果から、県平均値を下回っている種

	<p>目が多い。中学校においても同様に県平均値を下回る種目が多い。特に、中学校女子の運動離れが課題となっており、小学校段階で運動好きな児童の育成が喫緊の課題である。</p> <p>そこで、本市では、近隣大学の陸上競技部と連携し、体育科授業をはじめ特別活動（学校行事を含む）や総合的な学習の時間に位置づけ、主に小学生の持久力及び走力の向上を目指した取り組みを実施しており、運動に進んで取り組む児童の育成を目指している。</p> <p><実施時期></p> <p>各学校の運動会の時期や大学生の大会時期との重複の関係から3学期1月下旬から2月初旬の実施となっている。</p> <p>箱根駅伝や国際大会等で活躍する選手が直接指導してくれるので、「選手と一緒に走ることができた。自分も将来箱根駅伝大会に出場したい。」等の夢や希望を児童に与えている。</p>
令和5年度実績	<p>近隣大学のスポーツ分野で活躍する教員・監督・コーチや学生を各市立小学校に招き、一緒に体を動かすことを通して、運動の楽しさを児童が実感するとともに、日常生活の中で主体的に運動、スポーツに親しむ態度や習慣を育成する。</p> <p>①体育の授業やクラブ活動における指導及びふれあい活動 ②全校の朝マラソンや持久走大会に向けての指導及びふれあい活動</p> <p><令和5年度実施校></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校6校（中央小、今成小、芳野小、高階北小、寺尾小、名細小） ・参加児童数1,404名 <p>※1校につき1回3時間程度実施 ※令和5年度は東洋大学陸上競技部（長距離部門・短距離部門）</p>
予算	<p>大学講師謝金 15,000円×1人×6回 = 90,000円 学生講師謝金 5,000円×3人×6回 = 90,000円 保険料 2,500円 × 4人 = 10,000円 計 190,000円</p>

②開催実績

No.	小学校名	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R5年度	合計回数
1	川越第一		○				○					○				3
2	川越			○									○			2
3	中央		○							○					○	3
4	仙波		○				○					○				3
5	武蔵野	○				○				○						3

6	新宿			○				○					○			3
7	大塚		○					○					○			3
8	泉			○				○					○			3
9	月越		○					○					○			3
10	今成				○				○						○	3
11	芳野		○						○						○	3
12	古谷		○						○					○		3
13	南古 谷				○					○						2
14	牛子			○					○					○		3
15	高階	○				○					○					3
16	高階 南		○						○				○			3
17	高階 北					○				○					○	3
18	高階 西	○				○					○					3
19	寺尾				○						○				○	3
20	福原		○						○				○			3
21	大東 東	○						○					○			3
22	大東 西	○				○					○					3
23	霞ヶ 関	○				○					○					3
24	霞ヶ 関南		○						○					○		3
25	霞ヶ 関北				○					○						2
26	霞ヶ 関東	○				○					○					3
27	霞ヶ 関西			○					○					○		3
28	川越 西				○					○				○		3
29	名細			○											○	2
30	上戸	○				○						○				3
31	広谷	○						○					○			3

32	山田			○					○					○		3
合計回数	9	10	7	5	8	6	6	5	6	6	6	6	6	6	6	92

注：令和2年度から令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため未開催であった。

③令和5年度の開催状況

小学校名	実施日時	参加人数	講師構成	備考
中央	令和6年2月14日(水) 9:40～12:25	4年生 83名	指導者 1名 学生 3名	
今成	令和6年2月7日(水) 9:15～12:00	4～6年生 158名	指導者 1名 学生 3名	
芳野	令和6年2月29日(木) 9:25～12:00	4～6年生 165名	指導者 1名 学生 3名	
高階北	令和6年1月31日(水) 9:00～12:20	全校児童 約500名 ※基本的には5～6年生を対象	指導者 1名 学生 3名	業間活動で1～4年生が参加
寺尾	令和6年2月28日(水) 9:40～12:25	4～6年生 186名	指導者 1名 学生 3名	
名細	令和6年2月28日(水) 9:40～12:30	4～6年生 312名	指導者 1名 学生 3名	

<実施した監査手続>

関連資料の閲覧や質問等の手続を行った。

【意見10】 トップアスリートふれあい事業の受講の機会が与えられていない児童がいる点を考慮すべき

トップアスリートふれあい事業は平成19年度から開始され、新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年度から令和4年度までは未開催であったものの、令和5年度からは事業を再開している。未開催の期間を除き、多くの小学校において14年間で累計3回実施されている。各校およそ5年に1回の頻度で開催されている状況である。受講対象となる児童は各校により異なり4～6年生を対象としているケースが多いが、4年生のみを対象としたケースも見られた。

上記の開催頻度と対象児童を考えると、川越市として長年継続して実施している事業であるにも関わらずそもそも受講の機会が与えられていない児童が生じていることになる。事業を有効なものにするともに公平性の観点からも、開催頻度や開催方法を変えることを検討すべきと考える。

(10) 学校図書館

①概要

趣旨・目標	1 学校図書館図書を整備・充実、及び活用を図る 2 司書教諭を中心とした学校図書館経営・教育の充実を図る 3 児童生徒の読書活動の推進を図る
-------	--

根拠	学校図書館法、学校図書館施行令 他
----	-------------------

②令和5年度学校図書館利用状況（小学校）

学校数	32校	
児童生徒数 ※	16,933名	
学級数 ※	第1学年	227学級
	第2学年	210学級
	第3学年	236学級
	第4学年	242学級
	第5学年	238学級
	第6学年	230学級
	特別支援学級	114学級
	合計	1,497学級
貸出冊数	4月	26,797冊
	5月	72,975冊
	6月	85,721冊
	7月	51,421冊
	8月	1,135冊
	9月	62,795冊
	10月	78,647冊
	11月	67,603冊
	12月	49,066冊
	1月	45,414冊
	2月	51,283冊
	3月	4,188冊
	年間総冊数	597,045冊
	1人当たり年間貸出冊数	35.3冊

※：令和5年5月1日時点

③令和5年度学校図書館利用状況（中学校）

学校数	22校	
児童生徒数 ※	8,805名	
学級数 ※	第1学年	205学級
	第2学年	188学級
	第3学年	201学級
	特別支援学級	36学級
	合計	630学級

貸出冊数	4月	2,392冊
	5月	4,924冊
	6月	4,531冊
	7月	8,232冊
	8月	0冊
	9月	2,901冊
	10月	2,540冊
	11月	2,010冊
	12月	4,828冊
	1月	1,746冊
	2月	1,517冊
	3月	714冊
	年間総冊数	36,335冊
1人当たり年間貸出冊数	4.1冊	

※：令和5年5月1日時点

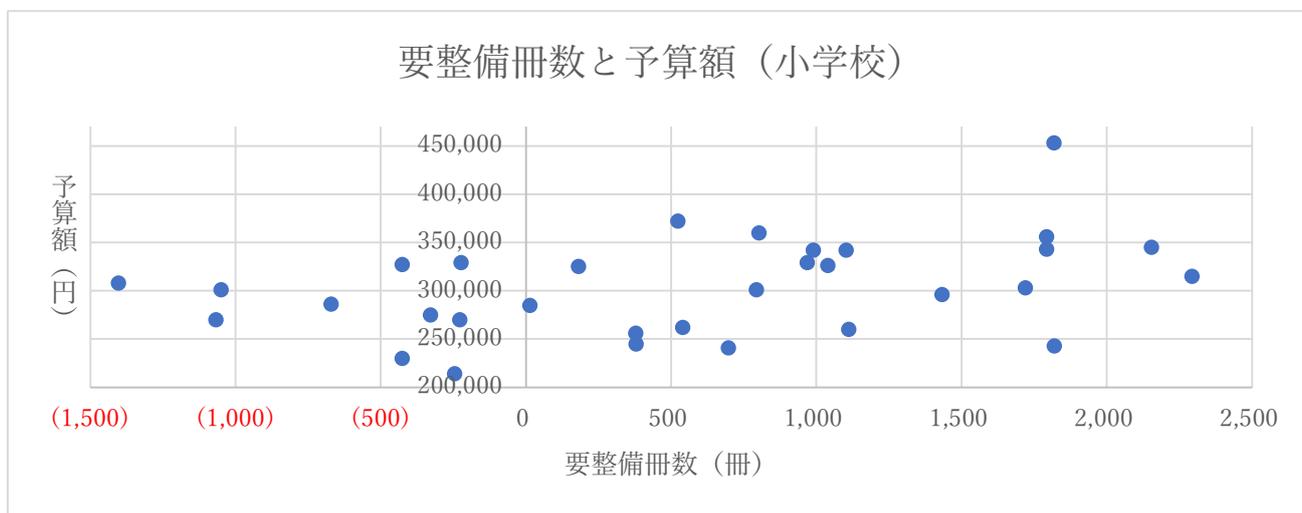
④令和5年度末学校図書館図書整備状況（小学校）

No.	小学校名	学級数	児童数	図書標準冊数	現有蔵書数	要整備冊数	図書標準達成率	予算額(円)
1	川越第一	24	667	11,560	10,570	990	91.4%	342,000
2	川越	23	594	11,360	11,786	(426)	103.8%	327,000
3	中央	21	504	10,960	9,241	1,719	84.3%	303,000
4	仙波	27	785	12,160	11,637	523	95.7%	372,000
5	武蔵野	24	652	11,560	10,457	1,103	90.5%	342,000
6	新宿	22	621	11,160	10,121	1,039	90.7%	326,000
7	大塚	17	434	9,960	9,946	14	99.9%	285,000
8	泉	22	546	11,160	8,867	2,293	79.5%	315,000
9	月越	14	313	8,760	8,063	697	92.0%	241,000
10	今成	13	362	8,360	7,981	379	95.5%	245,000
11	芳野	12	306	7,960	8,386	(426)	105.4%	230,000
12	古谷	18	442	10,360	10,688	(328)	103.2%	275,000
13	南古谷	33	1,023	13,120	11,302	1,818	86.1%	453,000
14	牛子	16	437	9,560	9,788	(228)	102.4%	270,000
15	高階	24	693	11,560	9,768	1,792	84.5%	343,000
16	高階南	16	394	9,560	9,020	540	94.4%	262,000
17	高階北	22	603	11,160	10,979	181	98.4%	325,000
18	高階西	20	518	10,760	9,966	794	92.6%	301,000

19	寺尾	15	407	9,160	8,049	1,111	87.9%	260,000
20	福原	26	710	11,960	11,158	802	93.3%	360,000
21	大東東	21	532	10,960	12,363	(1,403)	112.8%	308,000
22	大東西	20	551	10,760	11,809	(1,049)	109.7%	301,000
23	霞ヶ関	22	641	11,160	11,383	(223)	102.0%	329,000
24	霞ヶ関南	11	235	7,480	7,725	(245)	103.3%	214,000
25	霞ヶ関北	16	438	9,560	10,627	(1,067)	111.2%	270,000
26	霞ヶ関東	16	324	9,560	7,741	1,819	81.0%	243,000
27	霞ヶ関西	22	638	11,160	10,191	969	91.3%	329,000
28	川越西	18	509	10,360	11,031	(671)	106.5%	286,000
29	名細	25	629	11,760	9,606	2,154	81.7%	345,000
30	上戸	19	512	10,560	9,127	1,433	86.4%	296,000
31	広谷	15	380	9,160	8,782	378	95.9%	256,000
32	山田	25	710	11,760	9,967	1,793	84.8%	356,000
合計		639	17,110	336,400	318,125	18,275	—	9,710,000
平均		20	535	10,513	9,941	571	94.6%	303,438

注：表中の「図書標準」とは「学校図書館図書標準」のことであり、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として定められたものである¹（以下、本項目において同様）。

上表の「要整備冊数」と「予算額（円）」を散布図にすると次のとおりである。



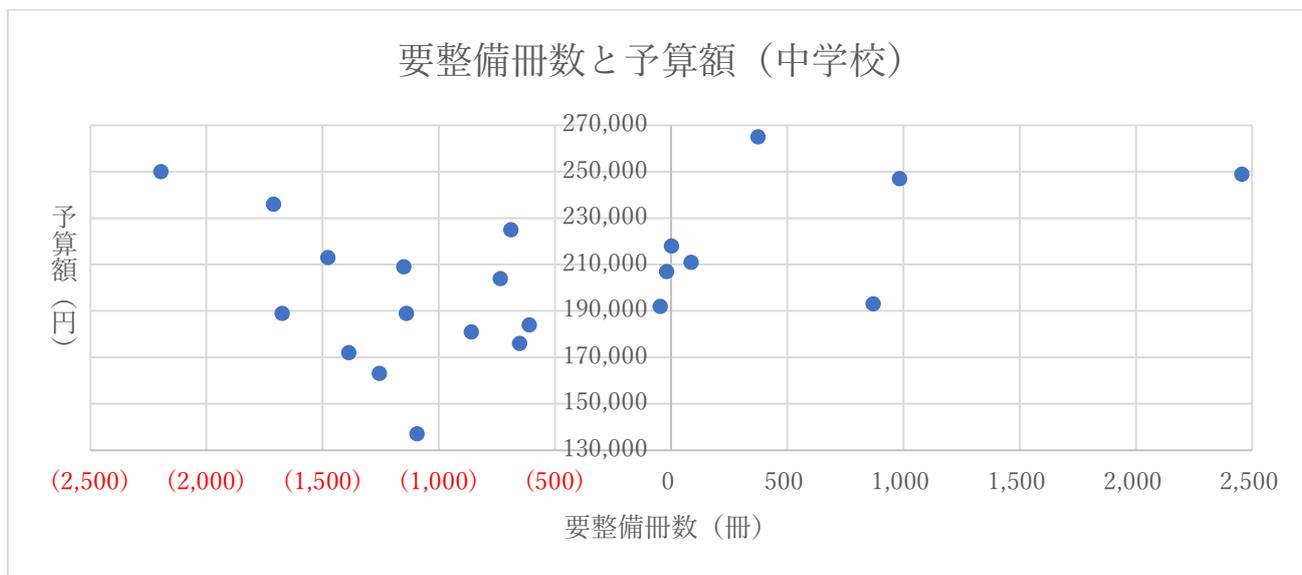
⑤令和5年度末学校図書館図書整備状況（中学校）

No.	中学校名	学級数	生徒数	図書標準 冊数	現有 蔵書数	要整備 冊数	図書標準 達成率	予算額 (円)
1	川越第一	16	554	12,640	14,835	(2,195)	117.4%	250,000

¹ 「学校図書館図書標準」の設定について」（平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長通知）

2	初雁	17	500	13,120	14,831	(1,711)	113.0%	236,000
3	富士見	14	355	11,680	12,415	(735)	106.3%	204,000
4	野田	10	270	9,600	10,987	(1,387)	114.4%	172,000
5	城南	18	570	13,600	11,144	2,456	81.9%	249,000
6	芳野	6	156	7,360	8,454	(1,094)	114.9%	137,000
7	東	11	362	10,160	11,833	(1,673)	116.5%	189,000
8	南古谷	13	464	11,200	11,198	2	100.0%	218,000
9	高階	16	461	12,640	13,330	(690)	105.5%	225,000
10	高階西	8	273	8,480	9,735	(1,255)	114.8%	163,000
11	寺尾	14	416	11,680	11,594	86	99.3%	211,000
12	砂	14	436	11,680	13,157	(1,477)	112.6%	213,000
13	福原	14	395	11,680	11,700	(20)	100.2%	207,000
14	大東	19	608	13,920	13,546	374	97.3%	265,000
15	大東西	10	341	9,600	10,459	(859)	108.9%	181,000
16	霞ヶ関	14	409	11,680	12,831	(1,151)	109.9%	209,000
17	霞ヶ関東	11	317	10,160	10,770	(610)	106.0%	184,000
18	霞ヶ関西	12	354	10,720	10,767	(47)	100.4%	192,000
19	川越西	11	359	10,160	11,299	(1,139)	111.2%	189,000
20	名細	18	542	13,600	12,617	983	92.8%	247,000
21	鯨井	8	302	8,480	9,132	(652)	107.7%	176,000
22	山田	12	356	10,720	9,851	869	91.9%	193,000
	合計	286	8,800	244,560	256,485	(11,925)	—	4,510,000
	平均	13	400	11,116	11,658	(542)	104.9%	205,000

上表の「要整備冊数」と「予算額（円）」を散布図にすると次のとおりである。



<実施した監査手続>

関連資料の閲覧や質問等の手続を行った。

【意見 11】 学校図書館図書の整備について、もっと図書標準の達成状況に応じた予算にすべき

川越市立小学校の図書館図書の整備状況につき、文部科学省の定める学校図書館図書標準（以下「図書標準」）の冊数を最も満たしている小学校の令和5年度の予算額が、最も満たしていない小学校の令和5年度の予算額とほぼ同額になっている。また、川越市立中学校の図書館図書の整備状況につき、図書標準冊数を最も満たしている中学校の令和5年度の予算額が全22校で2番目に多額となっている。

市立小・中学校において、図書標準の達成状況と予算額に相関関係が全く見いだせない状況とまでは言えないものの、相関関係がやや乏しいと思われる。学校図書館図書の整備について、より各校の図書標準の達成状況を意識した予算にすべきと考える。

(11) 川越市中中学生学力調査

①概要

調査実施の趣旨	(1)義務教育の学習内容の定着状況を把握し、教育の成果を検証する川越市独自の調査とする。 (2)各学校及び教育委員会が教育指導上の課題を把握し、指導方法の工夫改善を図る資料とする。
調査対象	川越市立中学校 22校の第3学年生徒全員
調査対象教科	国語・社会・数学・理科・英語
調査実施日	第1回：令和5年9月5日（火） 第2回：令和5年10月5日（木） 第3回：令和5年11月7日（火）
調査問題について	(1)出題範囲は、中学校の教育課程全般から出題する。ただし、川越市の指導計画に基づいて未習問題は含めないものとする。 (2)川越市の学力課題に応じた独自の問題を作成する。 (3)全教科において、「記述・論述式問題」を出題する。 (4)国語科については、「作文」を出題する。 (5)英語科については、「リスニングテスト」を実施する。 (6)数学科については、「作図問題」、「証明問題」を出題する。
調査の活用	(1)生徒…自己の学習状況の成果と課題を把握し、補充学習や復習によって学習内容の確実な定着を図る。 (2)学校…事前学習シートなどの活用や調査結果の分析を通して、進路指導の充実や生徒の実態に応じた指導法の充実・改善に役立てる。

②業務委託について

本調査の調査問題の作成等についてはAEと単価契約（1回1教科1人あたり310円（令和5年度、消費税込））による業務委託を行っている。令和5年度の業務委託の内容は仕様書によれば次のとおりで

ある。

委託内容

(1)調査問題の作成について

- ・委託対象物は、川越市中学生学力調査の事前学習シート（出題内容表）、調査問題、解答解説、解答用紙、事後学習シート、調査実施に係る必要資材、結果資料一式、事業報告書一式とする。
- ・川越市の教育目標及び教育施策に基づき、生徒の実態と課題を検証し、進路指導における活用と指導改善に役立てることを目的とする。
- ・受注者は川越市学力向上研究委員会と共同で、調査内容・調査に関わる出題内容表・解答用紙・解答解説を作成する。そのため、受注者は各教科専任の問題作成担当を設置する。
- ・調査問題の作成の打ち合わせの回数などは、各教科分科会での協議によって設定する。受注者は、協議結果をもとに問題の修正をおこなう。
- ・調査問題は、埼玉県公立高校入試問題を考慮した内容とする。
- ・国語の調査問題には、聞き取り問題は含まず、作文を入れる。英語の調査問題にはリスニング問題を入れる。

(2)事後学習シート

- ・受注者は、各調査実施後に、調査結果から抽出された各教科における課題についての復習問題を用意する。

(3)事業報告書

- ・全3回の調査終了後に、受注者は次の①～②の内容を含んだ報告書を1月中旬までに用意する。
 - ①調査目的、内容、受検者数、教科毎の平均得点率、過去5年間の教科毎の平均得点率
 - ②各回の教科毎の大問別平均得点率

(4)調査問題に必要な資材について

- ・調査の円滑な実施をするため、受注者は次の①～③の資材を用意する。
 - ①実施の手引き
 - ②調査監督用要領
 - ③調査実施責任者要領

(5)調査問題・解答用紙などの配付・回収について

- ・川越市中学校と教育委員会に対し、指定された時期に適切な数量の調査資材などを配付する。
- ・配付・回収については、受注者の責任において完了させる。
- ・配付は、実施する市立中学校へ直接配付とする。
- ・回収は、調査実施予定日に実施する市立中学校から直接回収する。

(6)調査結果資料の作成及び納品について

- ・調査実施毎に、調査結果資料を作成し、川越市中学校と教育委員会へ納品する。
- ・調査終了後に、受注者は調査報告書を作成し、教育委員会へ提出する。調査報告書の内容（納入期限も含む）は、教育委員会と協議のうえ決定する。

<実施した監査手続>

関連資料の閲覧等の手続を実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(12) 部活動指導員配置事業

①概要

部活動指導員の身分等	(1)身分…パートタイム会計年度任用職員 (2)採用予定…令和6年度22名（文化部3名、運動部19名）の予定
業務内容	(1)実技指導 (2)安全・障害予防に関する知識・技能の指導 (3)学校外での活動（大会・練習試合等）の引率 (4)用具・施設の点検・管理 (5)部活動の管理運営（会計管理等） (6)保護者等への連絡 (7)年間・月間指導計画の作成 (8)生徒指導に係る対応 (9)事故が発生した場合の現場対応 (10)その他、部活動指導に関する事項につき教育委員会及び所属校の校長が必要と認める事項
受験資格	校長から推薦を受けた者のうち、部活動の意義や目的を理解し、学校教育や生徒の心身の発育・発達などに応じた部活動の指導を行うことができる者。 ※上記のほか、次のいずれにも該当する者 ①地方公務員法第16条又は学校教育法第9条の欠格条項に該当しない者。 ②過去の指導において、体罰、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントその他指導員として不適格と認められる事例がない者。 ③任用時点で部活動指導員以外に営利企業へ従事等している場合、その勤務時間が一週間当たり35時間45分を超えない者。
任用期間	同一会計年度内（原則4月1日から翌年の3月末日までだが、年度途中の場合もある）であり、年度毎の任用とする。
報酬	日給4,512円 ※地域手当に係る報酬含む、交通費は別途支給。
勤務形態	・指導時間は、1日あたり3時間とする。 ・勤務日数は年間44日以下とする。 ※勤務日、勤務の開始及び終了時間は、校長が定める。 （例）土日 午前練9:00～12:00 午後練13:00～16:00 ※学校外での活動の引率等、校長が必要と認めたときは、3時間を超える勤務を4時間45分以内で命じることができる。
社会保険及び労働保険	・社会保険の加入適用なし ・労働者災害保険等適用
服務義務	会計年度任用職員は、地方公務員法により、次の服務義務が課せられることになる。なお、これらに違反した場合には、懲戒処分の対象となる。 ・信用失墜行為の禁止

	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密を守る義務 ・職務に専念する義務 ・政治的行為の制限 ・争議行為等の禁止
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、休日の学校部活動の指導体制充実及び教職員の負担軽減を図るため、学校の週休日(土曜又は日曜)を指導員の勤務日とすることを原則とする。 ・指導に関しては、指導員の単独指導を原則とする。ただし、顧問の教諭が複数配置の場合、その内の1人に代わり指導することや、学校外での活動の引率等で生徒の安全確保の観点から複数での対応が必要な場合は、その限りではない。 ・これまで学校が依頼をしていた外部指導員(有償・無償問わず)とは、身分も職務内容も違うので留意する。

②令和5年度活動日数・時間

	部活動 総活動日数・時間		部活動指導員 指導日数・時間	
	日数	時間	日数	時間
初雁中学校 男子バレー部	158日	17,205分	22日	3,960分
初雁中学校 女子バスケット部	157日	17,025分	22日	3,960分
霞ヶ関中学校 剣道部	151日	16,485分	22日	3,960分
高階西中学校 男子卓球部	149日	16,260分	22日	3,960分
福原中学校 女子バレー部	160日	17,655分	22日	3,960分
福原中学校 バドミントン部	157日	17,115分	22日	3,600分
城南中学校 剣道部	160日	18,120分	22日	3,960分
南古谷中学校 吹奏楽部	176日	19,095分	44日	8,490分
合計	1,268日	138,960分	198日	35,850分
平均	159日	17,370分	25日	4,481分

③部活動指導員制度に対する意見等について

令和5年度部活動指導員活用事業調査票の当制度についての自由記述欄には次の記載が見られた。なお、個人が特定されることを防止する等の目的で、当監査人が趣旨を変えないように文言修正を行っている。

記入者	記入内容(抜粋)
部活動指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・配置だけでなく配置後の運営についても教育委員会に関わってもらいたい。 ・顧問教員との線引きが難しい。 ・部活動に関与したい度合いが顧問教員ごとに異なるので、予め教えてほしい。 ・生徒に怪我等のトラブルが生じた場合の対応方法を教えてほしい。 ・部活動指導員としての研修をもっと実施してほしい。 ・関与できる時間や日数が限られているのがネックと感じる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・顧問との打ち合わせ時間の確保が課題と感じる。
顧問教員	<ul style="list-style-type: none"> ・配置人材を増やしてほしい。 ・教員の負担軽減につながり、部活動指導員の専門性も生かすことができる。 ・サービスの管理が難しい（土日の活動についての押印等の手続）。 ・生徒の精神面や特性について、部活動指導員に伝わりきらない。 ・全面移行をしてほしい。 ・生徒との関係性が築きにくい。 ・業務の分担が円滑にできないと教員の負担軽減につながらない可能性がある。 ・学校教育に対する理解が必須だが、それは難しいと感じる。 ・専門知識がない競技を教員が指導するのは負担が大きいので良い取組だと思う。
校長	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の負担軽減につながる。 ・部活動指導員は土日勤務が中心のため、教員の平日の負担軽減にはならない。 ・教員にとって何が負担になっているのかを十分に聞き取りすべき。 ・指導上のトラブルは顧問が受けるようになるので、負担感が増すこともある。 ・トラブル等の対処を考えると、教員が休日練習を休むのは難しい。
部員生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的なことを顧問の先生以外から学ぶことができる。 ・生徒が主体となった練習ができなくなる。 ・地域の人材に限定する必要はないと思う。 ・技術面だけでなく、精神的に生徒を支えてくれる人も必要と感じる。 ・経験者がいた方が本格的な部活動ができる。

<実施した監査手続>

関連資料の閲覧や質問等の手続を行った。

【意見 12】 中学校部活動指導員の円滑な業務遂行に関して、部活動指導員等に対する積極的なフォローをすべき

川越市立中学校部活動指導員配置事業について、部活動指導員・顧問・校長・部員生徒からの意見では、「配置人材を増やしてほしい」「全面移行をしてほしい」といった肯定的な意見がある一方で、「顧問教員との線引きが難しい」「教員にとって何が負担になっているのかを十分に聞き取りすべき」「生徒との関係性が築きにくい」といった意見が多数見られた。制度開始 1 年目の本制度に対する現場の意見は多岐にわたり賛否両論の状況と理解される。

部活動指導員は、部活動顧問教員抜きで 1 人でも指導や大会等への引率ができる存在として、従来の外部指導員よりも既存の部活動に深い関与が可能である。上記の意見からは、学校や部員と制度の板挟みにあっている部活動指導員等が少なからずいることが想像されることである。この点、教育指導課としては採用面接時に業務内容の説明等を行うとともに、採用後も相談の門戸を開くなどの対応を行っているとのことであったが、本事業を安定的に継続していくためには事業の滑り出しのタイミングで部活動指導員等に対する積極的なフォローが必要と考える。

部活動指導員と密接に関わることで、本人からは学校に言いにくいことなどの現状を把握することや、

逆に顧問教員や部員生徒側の抱えるストレス等を把握することによって、今後の業務遂行に対する課題認識をすることは有用であるものとする。

(13) 水泳指導及びプール施設のあり方

①概要

教育指導課が作成した「川越市立小・中学校の水泳授業及びプール施設のあり方について（令和4年12月16日）」によれば、川越市立小・中学校の水泳指導に関する考え方や現状、方向性等は次のとおりである。

趣旨・目標	<p>水泳指導は、生涯親しめるスポーツを体験させるだけでなく、水の事故から身を守るための技能等を学ぶ機会であるなど、高い教育的効果が認められるものであり、今後も指導していく必要がある。</p> <p>一方、水泳指導にあたっては、各学校にプール施設を設置し、授業を実施しているが、施設を管理する教員の負担や、実施が雨天や高温などの天候に左右される点を課題として捉えている。加えて施設面の課題として、施設の経年劣化による修繕費用や今後の更新に係る経費も課題として捉えている。これらの課題を解決するための方法の1つとして、民間事業者の活用やプール施設の共用での水泳指導を実施していく。</p>
根拠	<p>平成29年7月に公示された学習指導要領では、「水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げること」とされている。市立小・中学校での水泳の指導については、実技を通して得られる教育効果が高いと捉えており、今後も教育課程に位置づけ、実技としての授業を継続していくことが必要であると考えている。</p>
現状	<p>令和5年度から令和7年度までの3年間をモデル校での検証期間とする。検証結果をもとに、川越市立小・中学校の水泳授業及びプール施設の在り方について方向性を定め、実施していく。</p> <p>1 民間事業者の活用の検証</p> <p>① 仙波小学校</p> <p>② 南古谷小学校</p> <p>2 プール施設の共用の検証</p> <p>福原小学校と福原中学校（相互利用して検証を行う）</p>
令和5年度の成果と問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当校における指導者に加え、民間施設のスタッフも指導の支援に入ることによって、複数の人数で水泳指導を行うことができ、より安全かつ専門的な指導をすることができた。 ・ 室温、水温が一定に保たれているため、天候等に左右されることなく水泳指導を行うことができた。 ・ 民間施設を利用するため、施設管理に関して教職員に負担がなかった。 ・ プール施設までの移動について、バスを利用した学校においては、想定以上に

	時間を要した。
--	---------

②民間事業者の活用の検証

川越市には、スイミングスクールを運営する4つの会社により、3つの民設民営の屋内温水プール施設がある。これらの施設を活用することにより、時期や天候に左右されず、水泳授業を計画的に実施することが可能となる。また、これらの施設に水泳指導を委託することにより、施設のインストラクターと共に授業を行うことができ、児童生徒の個々の泳力に応じたレベル別のグループ指導がしやすい環境となることや、安全管理を行うための教員を配置せずに、事業者だけで安全管理を行うことが可能となり、より安全に配慮した水泳授業を行うことができる。

民間委託等に係る経費は発生するものの、プールの改築や修繕等の維持管理に係る経費の削減が見込まれる。一方で、教育課程に影響がでない程度の移動に要する時間と距離や、移動時の児童生徒の安全確保のために必要となる引率者数、また、年間を通した実施可能時期等について検証する必要がある。

(A)民間事業者活用のモデル校「仙波小学校」での令和5年度の検証

業務委託先	AF
契約期間	令和5年5月10日から令和5年7月10日まで
水泳指導回数	体育科の授業における水泳について、各学年あたり4回（1回につき60分）の指導回数を確保すること。なお、移動時間及び着替え等の準備、片付けに要する時間は指導時間には含めない。
実施日と実施状況	令和5年5月15日：124名（5年生） 令和5年5月29日：110名（6年生） 令和5年6月5日：125名（5年生） 令和5年6月12日：108名（6年生） 令和5年6月19日：124名（5年生） 令和5年6月26日：106名（6年生） 令和5年7月3日：127名（5年生） 令和5年7月10日：108名（6年生）
委託場所	AG（川越市***）
指導内容	指導内容は小学校学習指導要領解説体育編の内容を基本として、年間指導計画の内容を基に、実施計画書を提出する。
指導方法	児童を3グループ程度に分け、泳力別の指導を行うこと。各グループには受注者において、インストラクターを1名以上配置し、水泳指導にあたること。
委託金額	1,529,440円（消費税込）

(B)民間事業者活用のモデル校「南古谷小学校」での令和5年度の検証

業務委託先	AH
契約期間	令和5年5月12日から令和5年7月6日まで

水泳指導回数	体育科の授業における水泳について、各学年あたり4回（1回につき60分）の指導回数を確保すること。なお、移動時間及び着替え等の準備、片付けに要する時間は指導時間には含まない。
実施日と実施状況	令和5年5月25日 5年生178名 6年生152名 令和5年6月8日 5年生175名 6年生142名 令和5年6月22日 5年生168名 6年生134名 令和5年7月6日 5年生171名 6年生130名
委託場所	AI（川越市***）
指導内容	指導内容は小学校学習指導要領解説体育編の内容を基本として、年間指導計画の内容を基に、実施計画書を提出する。
指導方法	・児童を4グループ程度に分け、泳力別の指導を行うこと。各グループには受注者において、指導員を1名以上配置し、水泳指導にあたること。 ・安全面に十分配慮し、常時1名以上の監視員を配置すること。
委託金額	1,390,840円（消費税込）

(C)令和5年度の検証結果を受けた今後の方向性

仙波小学校においては令和6年度は実施学年を3～6学年に増やし、実施時期を5月上旬～11月上旬に延ばして、試行的実施を継続することになった。また、南古谷小学校においては令和6年度は実施学年を全学年に増やし、実施時期を5月上旬～10月まで延ばして、試行的実施を継続することになった。

③プール施設の共用の検証

プール施設を複数の学校で共用することについては、例えば、福原小・中や霞ヶ関東小・中、川越西小・中など、施設が隣接している学校であれば、児童生徒の移動時間や移動時の安全確保といったデメリットがなく、2校で1つのプール施設となるため、プールの修繕や改築等の経費の削減が見込まれる。しかし、複数校で使用することによる時間割の調整や施設管理の分担、小学生と中学生の発達段階に合わせた水深の調節等について検証する必要がある。

施設が隣接する福原小学校、福原中学校は、小中一貫校として既に体育館等の施設の一部を共用している。この2校をモデル校として指定し、一部学年で水泳指導についてプール施設を互いに共用する。

(A)プール施設の共用についてのモデル校「福原小学校」「福原中学校」での令和5年度の検証

隣接する福原小学校と福原中学校において、令和5年7月5日に既存のプール施設を共用して水泳指導を実施した。福原小学校6年生（該当児童129人）と福原中学校1年生（該当生徒121人）で、小学生は中学校のプールを、中学生は小学校のプールを使用し、どちらの施設を共用するのか、安全を確保したうえで水泳指導を行う場合にはどちらの施設がふさわしいのか等の課題把握をした。

(B)令和5年度の検証結果を受けた今後の方向性

令和5年度の結果から、小学生が中学校のプール施設を使用することは水位を調整することによるり

スクがあることが分かった。しかし、福原小・中学校は移動することに時間がかからないため、水泳授業前後の授業への影響が少ないというメリットがある。そこで、小学生が中学校のプール施設を使用することは今後行わず、中学生が小学校のプール施設を使用することについて、学年を代えて試行的実施を続け、その成果と課題について検証していくことになった。

<実施した監査手続>

関連資料の閲覧等の手続を実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

3. 学校給食課（学校教育部）

(1) 学校給食課の業務

学校給食課の主な業務は川越市ホームページによれば次のとおりである。

主な業務内容
<管理担当> ・学校給食実施年間計画事務 ・学校給食管理運営事務 ・学校給食物資購入事務 ・学校給食栄養管理事務 ・学校給食衛生管理事務 ・学校給食センター施設・設備の整備計画事務 <学校給食費担当> ・学校給食費に関する事務

(2) 歳出の推移

(単位：千円)

	R1 年度 決算	R2 年度 決算	R3 年度 決算	R4 年度 決算	R5 年度 決算	R5 年度 予算
学校給食センター運営管理	1,699,766	1,639,324	1,744,261	2,029,491	2,091,609	2,159,920
学校給食センター施設整備	8,580	—	—	—	—	—
菅間第二学校給食センター 運営管理	521,281	526,043	524,709	519,547	519,179	523,828
合計	2,229,628	2,165,367	2,268,970	2,549,038	2,610,789	2,683,748

注：菅間第二学校給食センター運営管理は、PFI 事業で整備した菅間第二学校給食センターの事業者である AJ に対する業務委託料及び建物購入費である。

(3) 「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の関連性

第四次川越市総合計画（後期基本計画）	第三次川越市教育振興基本計画
P.77 13.教育環境の整備・充実－5.学校給食の充実 ①学校給食センターの更新、設備の改修及び修繕を計画的に進め、安全・安心でおいしい給食を安定的に提供します。 ②児童生徒が、食に関して正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける食育を進めるとともに、地域の食文化への理解を深めるため、地場産農産物の使用に努めます。	P.41 施策2.豊かな心と健やかな体の育成－施策の柱(3)健康の保持増進と体力向上の推進 ③食育の推進
	P.60 施策6.学びを支える教育環境の整備・充実－施策の柱(3)学校給食の充実 ①給食内容の充実 ②学校給食施設の整備

<実施した監査手続>

「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の査閲や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(4) 食育の推進

①概要

- ・児童生徒が、食に関して正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健康に生きるための力を育むことを目的とした食育を進める。
- ・研修会等を実施し、各学校の食育推進リーダーを育成する。
- ・食に関する指導を推進するため、栄養教諭や各学校の食育推進リーダーを中心とした指導体制の整備を推進し、学校・家庭・地域への啓発や情報提供などの充実を図る。

②令和5年度の事業実績

- ・小学校2年生延べ5,344人を対象に、食に関する指導を行った。
- ・学校からの依頼により授業での食に関する指導、給食指導、保健委員会講話等を計238回実施した。
- ・「給食だより」を年4回発行した。

③令和6年度の事業予定

- ・児童生徒が生涯健康で充実した生活を送るための基礎知識を身に付けるため、食に関する指導の充実を図る。
- ・給食内容や食生活指導等を中心とした「給食だより」を発行し、家庭と連携した食育の指導の推進を図る。

<実施した監査手続>

小学校2年生に対する食に関する指導の実施について、起案文書や小学校教諭から回収したアンケート等を閲覧した。また、令和5年度に4回発行された学校給食だよりを閲覧したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(5) 試食会

①概要

児童生徒の保護者等に学校給食への理解を深めてもらうことや、学校給食の普及・充実を図るために実施するもので、令和5年度は32回開催し658人が参加している。

令和5年度に32回行われた試食会の開催時期は9月から1月までが多く、主な実施場所は市内の小中学校、主な対象はPTAの保護者で他には特別授業の講師や地域ボランティア、歯科検診に訪れた歯科医師や大学教育学部の教授や学生等に対して行われ、試食会に関するアンケートを実施している。

実施後に給食の量、献立の内容、味、あたたかさ、おいしいか否か、食器の使いやすさなどについてのアンケートが行われているが、学校給食の内容について概ね好意的な内容であった。

<実施した監査手続>

関連書類の閲覧、担当課への質問等の手続を実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(6) 食材の安全確保

①概要

より一層の食品の安全性を確保するため、厚生労働省は食品中の放射性物質の基準を設定し、基準値を超える食品については、出荷や摂取制限が行われているが、川越市では平成 24 年度から学校給食に使用する食材 3 品目程度と給食 1 食を原則として毎日測定し、結果を市ホームページで公表してきた。

川越市では国の基準よりさらに厳しく、1 キログラムあたり 50 ベクレルを超える値が検出された食材は学校給食への使用を控える方針であるが、令和 5 年度末までに 1 キログラムあたり 50 ベクレルを超える値が検出されたことは一度もなかった。

②令和 5 年度の事業実績

- ・ 566 品目の食材と 189 食分の完成品について放射性物質の自主検査を実施した結果、すべて不検出であった。

<実施した監査手続>

関連書類の閲覧、担当課への質問等の手続を実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(7) 学校給食費

①概要

川越市において学校給食はセンター方式（共同調理場を設け複数の学校の給食を一括して調理し各学校に配送する方式）を採用しており、以下の 3 センターで調理し、学校へ配送している。

施設名	建築年度	給食規模 ※	運営
菅間学校給食センター	平成 17 年	12,000 食	直営
菅間第二学校給食センター	平成 29 年	12,000 食	PFI 方式
今成学校給食センター	平成 4 年改築	6,000 食	直営

※給食規模は、1 日に給食を提供できる規模であり、12,000 食は約 370 クラス分に相当する。

また、平成 10 年度以降の学校給食費（月額）の推移は次のとおりである。

改定年月	月 額		備 考
	小学校	中学校	
平成 10 年 4 月	3,700 円	4,500 円	政府米援助の廃止
平成 21 年 11 月	4,000 円	4,900 円	食材費の価格上昇
平成 27 年 4 月	4,350 円	5,250 円	食材費の価格上昇と消費税 8 %への対応

※学校給食費は教職員も同額である。

②学校給食費の改定検討について

食品価格が高騰し、下表のとおり学校給食検討委員会で学校給食費について検討されているが、平成27年4月に改定した学校給食費が令和6年度まで据え置かれている。

日時	会議名	内容
令和6年3月12日	第1回川越市学校給食検討委員会	・学校給食費について ・その他
令和6年4月25日	第2回川越市学校給食検討委員会	・学校給食費について ・その他

③学校給食費の負担について

学校給食費の負担について、学校給食法及び学校給食法施行令には次の規定があり、学校給食の運営に要する経費のうち、学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費及び学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費は市の負担となっている。

<p>学校給食法 (経費の負担)</p> <p>第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。</p> <p>2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。</p> <p>学校給食法施行令 (設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費)</p> <p>第二条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第十一条第一項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。</p> <p>一 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十七条（同法第四十九条、第四十九条の八及び第八十二条において準用する場合を含む。）又は第六十九条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。</p> <p>二 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費</p>

上記より、学校給食の運営に要する経費のうち、人件費及び修繕費以外が学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担と解釈できるが、給食費の適正な月額が賄材料費から計算されており、光熱水費や消耗品費等の経費は保護者の負担となっていない。

この点について、保護者に負担を求めるのは賄材料費のみであるのが通常であると学校給食課の担当者から説明を受けている。

令和5年度の賄材料費から川越市が算定した保護者が負担するべき適正な月額はそのとおりである。

<適正な月額>

	賄材料費	給食数	月	適正な月額
小学校	959,442,687 円	18,269 人	11	4,774.32 円
中学校	588,038,097 円	9,468 人	11	5,646.17 円

適正な月額と令和5年度の学校給食費の関係はそのとおりであり、月当たり児童生徒1人につき400円程度を川越市が補填している。

	学校給食費(月額)	適正な月額	不足額
小学校	4,350 円	4,774.32 円	約 424 円
中学校	5,250 円	5,646.17 円	約 396 円

川越市と埼玉県平均及び全国平均の賄材料費月額は次の状況となっている。時点を合わせるため令和4年度で比較している。

<令和4年度 賄材料費月額>

	川越市	埼玉県平均	全国平均
小学校	4,565.23 円	4,430 円	4,688 円
中学校	5,498.00 円	5,277 円	5,367 円

川越市の令和4年度と令和5年度との差額は食材等の高騰の影響とのものであり、埼玉県との比較では、川越市が上回り、全国平均との比較では、小学校は全国平均よりも低いが、中学校は全国平均よりも高くなっている。

この点について、学校給食課からは、食育のために行事食の回数やおかずを多くしたことや、川越産の野菜やお米にこだわっていることが理由として考えられると説明を受けている。

④学校給食費未納対策取組について

<学校給食費収入状況>

年度	区分	件数 (件)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	不能欠損額 (千円)	収入未済額 (千円)	収納率
R 1	現年度分	285,124	1,313,144	1,305,224	—	7,919	99.40%
	滞納繰越分	837	17,872	7,443	272	10,155	41.65%
	合計	285,961	1,331,016	1,312,667	272	18,075	98.62%
R 2	現年度分	284,524	1,252,673	1,246,047	3	6,621	99.47%
	滞納繰越分	882	18,075	9,712	298	8,065	53.73%
	合計	285,406	1,270,749	1,255,760	301	14,687	98.82%
R 3	現年度分	312,036	1,417,894	1,411,289	—	6,604	99.53%
	滞納繰越分	796	14,687	8,437	1,261	4,988	57.45%
	合計	312,832	1,432,581	1,419,727	1,261	11,592	99.10%

R 4	現年度分	309,709	1,420,881	1,413,644	－	7,236	99.49%
	滞納繰越分	627	11,592	6,651	442	4,499	57.37%
	合計	310,336	1,432,474	1,420,295	442	11,736	99.15%
R 5	現年度分	305,951	1,406,221	1,399,643	－	6,577	99.53%
	滞納繰越分	613	11,736	6,314	337	5,084	53.80%
	合計	306,564	1,417,957	1,405,957	337	11,662	99.15%

<実施した監査手続>

関連書類の閲覧、担当課への質問等の手続を実施した。

【意見 13】 学校給食費について適正な月額との差額を市が負担していることについて今後の在り方を検討すべき

学校給食費について、保護者から徴収する金額以上の賄材料費が発生しており、市が差額を負担している状況となっている。文部科学省の「こども未来戦略方針」を踏まえた学校給食に関する実態調査の結果について（令和6年6月12日）では、「食材費は保護者負担 ※ただし、自治体等による補助を妨げるものではない」となっている。担当者からは、令和6年度までは国からの交付金があったこともあり据え置いてきたが、令和7年度以降は国の交付金は未定となっていることもあり、よく検討しなければならないと説明を受けている。

原則的には賄材料費は保護者負担であるため、学校給食費の適正な月額との差額を市が負担していることについて、今後の在り方を検討すべきと考える。

(8) 学校給食センターにおける修繕

①修繕執行状況

菅間学校給食センター及び今成学校給食センターにおける修繕の執行状況は次のとおりである。

		R1 年度 決算	R2 年度 決算	R3 年度 決算	R4 年度 決算	R5 年度 決算
菅間 学校給食 センター	件数（件）	24	75	90	116	67
	金額（千円）	15,205	17,652	7,874	14,042	12,783
	うち計画案件					
	件数（件）	6	0	0	6	2
	金額（千円）	12,703	－	－	1,784	3,437
今成 学校給食 センター	件数（件）	49	38	16	24	19
	金額（千円）	13,244	14,279	4,225	5,811	3,215
	うち計画案件					
	件数（件）	8	3	0	1	0
	金額（千円）	7,172	3,989	－	2,970	－

②菅間学校給食センターにおける計画案件について

令和5年度当初予算に計上され、あらかじめ計画された修繕は次の2件であった。

起案日	令和6年3月14日
件名	コンテナ乾燥消毒室シャッター修繕
契約方法	随意契約5号該当
履行場所	川越市立菅間学校給食センター
業者選定理由	コンテナ乾燥消毒室シャッターに経年劣化による損耗・制御動作不良が見つかったため、至急修繕する必要がある。 AKは、当該施設の施工業者であり、施設全体及び設備修繕に精通していることから、早急な対応と確実な履行が確保できる。
請負人	AK
修繕料	1,177千円

起案日	令和6年3月15日
件名	食器籠修繕
契約方法	随意契約5号該当
履行場所	川越市立菅間学校給食センター
業者選定理由	至急修繕しないと、新学期からの給食事業に支障をきたすため、緊急に対応できるALとした。
請負人	AL
修繕料	2,260千円

いずれの修繕も緊急の必要を理由として1者随契にて契約締結しているが、当初予算で計上されていた計画的な案件であり、地方自治法第234条第1項及び第2項や川越市随意契約ガイドラインに基づけばまずは原則である競争入札の採用を検討するべきであった。

また、二以上の相手方から見積書を徴することについて、特殊な修繕（川越市契約規則第18条の3第2項第4号）に該当する場合は除かれるが、食器籠修繕及びコンテナ乾燥消毒室シャッター修繕は特殊な修繕に該当すると担当課から説明を受けた。

<実施した監査手続>

関連書類の閲覧、担当課への質問等の手続を実施した。

【結果3】計画案件の修繕については競争入札の採用を検討する必要がある

計画案件の修繕は計画的に行われるもので緊急の必要により行われるものではないはずであるが、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）として随意契約とし、競争入札としていなかった。ルールに則った契約事務を執行する必要がある。

【意見 14】 学校給食センターの修繕について計画的かつ予防保全的な修繕をすることで緊急の必要による修繕を抑止し競争原理を導入すべき

学校給食センターの修繕に係る書類を閲覧したが、閲覧したものはすべて契約の相手方の選定方法が1者随契となっており、業者選定理由として随意契約5号該当「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」となっていた。

修繕が必要となる事象は突発的に発生することも多いと思われるが、これでは価格競争は行われず業者に緊張感が生じることもなく、高い修繕料を負担することになってしまう。

計画的かつ予防保全的な修繕を行うことで突発的に発生する修繕を抑止し、予算を計画的かつ予防保全的な修繕へ配分し競争原理を導入することで修繕料を圧縮し、さらなる予算の有効活用を図るべきである。

(9) 学校給食センターにおける消耗品費

①概要

学校給食センターで使用する消耗品としては、食器、洗剤や手袋等の衛生用品、その他の消耗品がある。学校給食の提供に欠かせない調理や衛生に係る消耗品は、事務用品等の消耗品と異なるものであるが、令和6年度においてこれらも消耗品費として一律に予算を縮減する対象となり、安全で安心な給食の提供に苦慮していると学校給食課から説明を受けた。

<実施した監査手続>

関連書類の閲覧、担当課への質問等の手続を実施した。

【意見 15】 学校給食の提供に欠かせない調理や衛生に係る消耗品については必要額の予算を確保すべき

安全で安心な給食の提供のため、調理や衛生に最低限必要な消耗品を確保する必要がある、これらを消耗品費として一律に予算を縮減すると、業務運営に支障が生じかねない。学校給食の提供に欠かせない調理や衛生に係る消耗品については必要額の予算を確保すべきである。

(10) 学校給食センターにおける業務委託等の執行

①概要

業務委託料として、菅間学校給食センター給食配送業務委託及び学校給食センター廃牛乳収集運搬及び処分業務委託（単価契約）について検討した。また、工事請負費として、菅間学校給食センターボイラ更新工事について検討した。

件名	菅間学校給食センター給食配送業務委託
契約方法	制限付一般競争入札
予定価格	537,240 千円（消費税込）
最低制限価格	376,068 千円（消費税込）
入札業者数（辞退除く）	2 者
落札額	492,085 千円（消費税込）

件名	学校給食センター廃牛乳収集運搬及び処分業務委託（単価契約）
契約方法	制限付一般競争入札
予定価格	@71,500 円／日（消費税込）
最低制限価格	@50,050 円／日（消費税込）
入札業者数（辞退除く）	2 者
落札額	@58,300 円／日（消費税込）

工事名	川越市立菅間学校給食センターボイラ更新工事
契約方法	制限付一般競争入札
予定価格	74,173 千円（消費税込）
最低制限価格	68,238 千円（消費税込）
入札業者数（辞退除く）	3 者
落札額	68,238 千円（消費税込）
備考	工期が令和 5 年 12 月 12 日から令和 6 年 9 月 24 日までであり、令和 5 年度は前払金 27,200 千円の請求を受けている。

<実施した監査手続>

関連書類の閲覧、担当課への質問等の手続を実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(11) PFI 方式で整備した菅間第二学校給食センター整備運営事業

①概要

事業名称	（仮称）川越市新学校給食センター整備運営事業	
事業期間	16 年（平成 28 年～令和 14 年）	
施設概要	敷地面積：13,061.84 m ² 延床面積：7,370.47 m ² 構造階数：鉄骨造 2 階建 調理能力：12,000 食／日	1 階：食品庫、器具洗浄室、廃棄物庫、洗浄室、調理室、保冷室、 配送・回収プラットフォーム、機械・ボイラー室、事務室など 2 階：研修室 1、研修室 2、相談室、見学廊下、来客用男女トイレ、 多機能トイレ、調理員休憩室、洗濯・乾燥室など
事業内容	施設の老朽化が著しい 2 つの学校給食センター（藤間・吉田）の施設の更新及び 1 日 2 回の調理を行っていた今成学校給食センターの調理回数を 1 日 1 回とするため、前述の 2 つの学校給食センターの給食数分と 1 センターの給食数の一部を合わせた給食提供能力を有する新たな学校給食センターを整備、運営するもの	
	設計・建設期間	平成 28 年 1 月 15 日～平成 29 年 8 月 31 日
	開業準備期間	平成 30 年 8 月
	維持管理・運営期間	平成 30 年 9 月～令和 14 年 8 月（14 年間）
	事業者	AJ（代表企業：AM）
	落札金額	12,200,358,218 円
事業方式	BTO 方式（Build Transfer and Operate）	

	事業形態	サービス購入型
	自主事業	事業者用駐車場など

(出典：川越市個別施設計画（公共施設編） 監査人一部加工)

「(仮称)川越市新学校給食センター整備基本計画(平成25年11月)」では、財政削減効果として、VFM(Value For Money)を試算している。

市が直接実施する場合の行政財政負担額(現在価値、累計)(A)		10,571百万円
PFIを導入する場合の行政財政負担額(現在価値、累計)(B)		8,993百万円
VFM	(A) - (B)	1,578百万円
	{(A) - (B)} / (A)	14.9%

(出典：(仮称)川越市新学校給食センター整備基本計画 監査人一部加工)

事業期間16年のうち令和5年度末時点で約8年が経過したところであるが、川越市のPFI事業者への支払について、当初の契約書((仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業 事業仮契約書)の契約金額を超過する請求は受けていないとのことであり、現時点ではVFMに相当する財政削減効果があるものと考えられる。

また、「令和5年度川越市新学校給食センター整備運営事業モニタリング結果」、「維持管理業務報告書」及び「運営業務報告書」の令和6年3月の業務月報、四半期報告書(令和5年度第4四半期)及び年間報告書(令和5年度)を閲覧した。

<実施した監査手続>

関連書類の閲覧、担当課への質問等の手続を実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(12) 今成給食センターの計画的な建替え等の検討について

①概要

平成4年に改築された今成学校給食センターについて、第三次川越市教育振興基本計画に「今成学校給食センターは、運営の手法も含め、計画的な建替え等を検討していきます。」とあり、以下の会議で検討されている状況にある。

日時	会議名	内容
令和3年10月21日	第1回川越市立学校給食センター施設に係る関係課検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 当検討会議の検討内容について 学校給食センター施設の状況と課題について 今後の検討の流れ等について
令和4年10月12日	第2回川越市立学校給食センター施設に係る関係課検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食センターの今後の課題について 各学校給食センターの改修等の費用試算について

令和4年11月11日	第3回川越市立学校給食センター施設に係る関係課検討会議	・今後の給食対象者数の推移について
令和4年12月26日	第1回川越市教育委員会学校給食センターに係る関係課会議	・当会議の目的について ・学校給食センター施設の検討状況について

(出典：学校給食センターの更新検討について 監査人一部加工)

※令和5年度は会議開催なし。

<実施した監査手続>

関連書類の閲覧、担当課への質問等の手続を実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

4. 教育センター（学校教育部）

(1) 教育センターの業務

教育センターの主な業務は川越市ホームページによれば次のとおりである。

主な業務内容
<p><管理担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育センターの庶務に関する事 ・関係機関との連絡調整及び実施に関する事 ・教育の充実と振興を図るために必要な事業に関する事 <p><研修担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター研修及び学校の要請に基づく研修に関する事 ・教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関する事 ・教育に関する資料の収集及び提供に関する事 <p><教育相談担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談、就学相談の企画及び実施に関する事 ・教育相談、就学相談に関する調査・研究及び研修に関する事 ・学校、家庭、地域との連携に係る相談及び助言に関する事 ・教育相談、就学相談に係る関係機関との連携及び調整に関する事 ・不登校児童生徒の支援及び相談に関する事 ・その他教育相談、特別支援教育及び就学相談に関する事

(2) 歳出の推移

(単位：千円)

	R1 年度 決算	R2 年度 決算	R3 年度 決算	R4 年度 決算	R5 年度 決算	R5 年度 予算
教育センター一般事務	—	—	—	—	27	42
英語指導助手配置事業	120,484	66,420	71,043	135,320	137,412	147,133
教育相談の充実	87,583	6,715	8,596	98,939	90,925	97,758
教育内容・教育方法の充実改善	1,540	1,235	951	14,721	14,085	15,431
情報教育推進 ※1	1,643	47,679	—	—	—	—
特別支援教育の充実	115,603	4,899	3,704	132,494	134,901	153,275
教職員研修充実推進	1,852	569	2,510	1,230	1,391	1,486
就学支援の充実	1,835	335	388	2,232	2,256	2,385
教育センター運営管理	9,350	7,689	9,338	8,790	13,922	16,629
小学校情報教育推進 ※1	202,181	1,407,692	—	—	—	—
中学校情報教育推進 ※1	102,898	700,024	—	—	—	—
会計年度任用職員人件費	—	261,242	238,124	—	—	—
	※2			※3		

合計	644,968	2,504,497	334,654	393,726	394,919	434,139
----	---------	-----------	---------	---------	---------	---------

※1：情報教育推進事業について、令和3年度より教育指導課へ移管されている。

※2：臨時職員の経費は、令和元年度は職種によって各事業に計上されている。

※3：会計年度任用職員人件費は、令和2、3年度は事業ごとに分かれずに1つにまとまっているが、令和4年度より各事業に計上されている。

(3) 「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の関連性

第四次川越市総合計画（後期基本計画）	第三次川越市教育振興基本計画
P.59 6.障害者福祉の推進－3.地域生活支援及び生涯にわたる学習機会の充実 ①成長段階に応じた切れ目のない相談を通じて、障害のある子どもの地域生活を支援することで、社会への参加を推進します。 ②学校教育における特別支援学級等の充実を図ります。 ③障害のある人のための社会教育事業の充実を図ります。	P.46 施策 4.多様なニーズに対応した教育の推進－施策の柱(1)特別支援教育の充実 ①一人ひとりのニーズに応じた指導や支援の充実 ②就学支援の充実 ③特別支援教育の理解・啓発の推進
	P.56 施策 5.教育の質を高める環境の充実－施策の柱(4)市立特別支援学校の充実 ②市立特別支援学校のセンター的機能の充実
P.74 12.生きる力を育む教育の推進－1.確かな学力の育成 ①児童生徒の学力状況と課題を把握し、知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成に向けた具体的な方策を組織的・継続的に研究・検討し、未来の創り手となるために必要な資質・能力の育成を図ります。	P.30 施策 1.確かな学力の育成－施策の柱(1)学力向上の推進 ①主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進
P.75 12.生きる力を育む教育の推進－4.生徒指導の推進 ①児童生徒の抱えるさまざまな課題に対応するさわやか相談員、スクールカウンセラー、臨床心理士やスクールソーシャルワーカー等を活用することで教育相談体制の充実を図り、いじめ防止対策や不登校対策等の生徒指導を推進します。	P.39 施策 2.豊かな心と健やかな体の育成－施策の柱(2)生徒指導の充実 ②不登校対策の推進 ③教育相談の充実
	P.48 施策 4.多様なニーズに対応した教育の推進－施策の柱(2)一人ひとりの状況に応じた支援 ①多様化する学校課題を解決する事業の推進
P.75 12.生きる力を育む教育の推進－6.特別支援教育の充実 ①特別支援教育を推進する体制を拡充し、障害等のある児童生徒一人ひとりの自立に向けたきめ細かな支援を推進します。	P.46 施策 4.多様なニーズに対応した教育の推進－施策の柱(1)特別支援教育の充実 ①一人ひとりのニーズに応じた指導や支援の充実 ②就学支援の充実 ③特別支援教育の理解・啓発の推進

	P.56 施策 5.教育の質を高める環境の充実－施策の柱(4)市立特別支援学校の充実 ②市立特別支援学校のセンター的機能の充実
P.75 12.生きる力を育む教育の推進－7.グローバル化に対応する教育の推進 ①自国や他国の言語や文化を理解し、グローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力を育成するために、英語指導助手を効果的に活用した教育活動の充実と指導体制の強化を図ります。	P.34 施策 1.確かな学力の育成－施策の柱(3)グローバル化に対応する教育の推進 ①英語指導助手の配置事業の充実 ②小学校・中学校英語教育の充実
P.76 13.教育環境の整備・充実－1.教職員の資質向上 ①時代のニーズ等を把握し、教科等や教職に関する高度な専門知識や、新たな学びを展開できる指導力を持つ教職員の育成に努めます。	P.50 施策 5.教育の質を高める環境の充実－施策の柱(1)教職員の資質向上 ①教職員研修の充実 ②中堅教職員・臨時的任用教員の育成 ③教職員研修の効果的な実施
P.77 13.教育環境の整備・充実－7.教育センターの整備・充実 ①教育センターの機能や施設を整備・充実させ、教職員研修を効果的に実施するとともに、地域住民も活用できる施設となるよう推進します。	P.63 施策 6.学びを支える教育環境の整備・充実－施策の柱(5)教育センターの充実 ①教育センター施設の整備・開放の充実 ②教職員・保護者・地域との連携研修の充実

<実施した監査手続>

「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の査閲や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(4) 英語指導助手配置事業

①概要

当事業は、グローバル化の進展に対応し、英語によるコミュニケーション能力、広い視野と国際感覚をもった児童生徒を育成することを目指し、小学校外国語活動、外国語科、英語教育、国際理解教育の充実発展を図るため、英語指導助手を各市立学校に配置するものである。

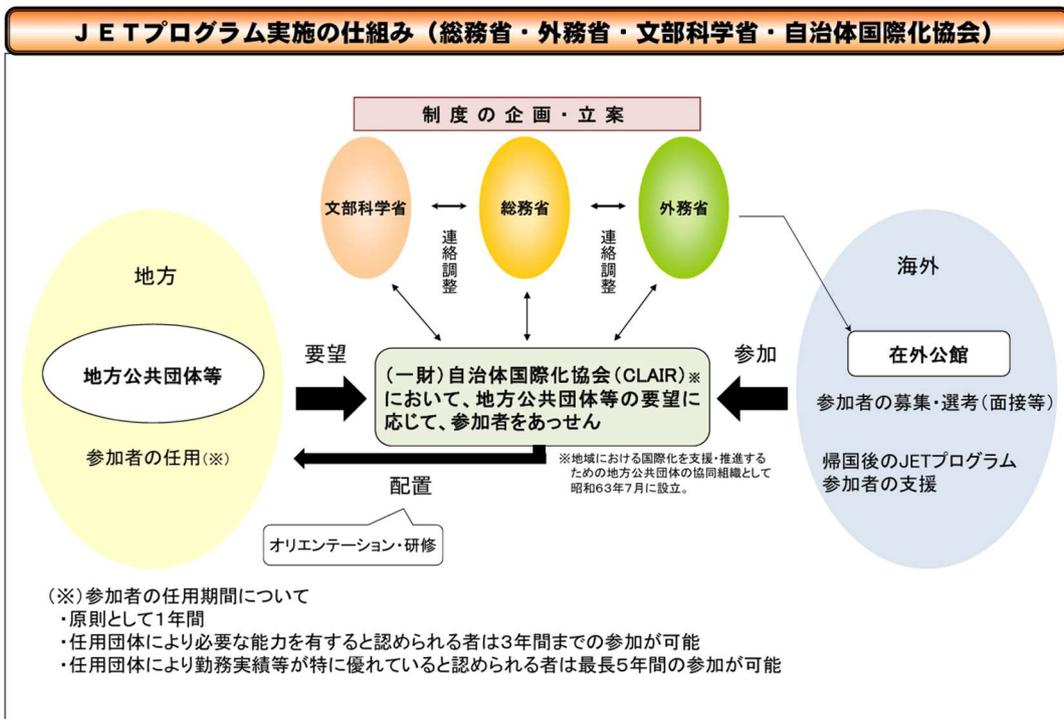
②契約形態及び人数

令和5年度における英語指導助手の契約形態及び人数は次のとおりである。

形態		人数	内容
直接雇用 (会計年度 任用職員)	JET 英語指導助手 (JET は、The Japan Exchange and Teaching Programme の略)	10 名	語学指導等を行う外国青年招致事業に基づいて招致された英語指導助手
	KET 英語指導助手 (KET は、Kawagoe Exchange and	2 名	川越市姉妹都市交流事業に基づいて招致された英語指導助

	Teaching Program の略)		手
	現地採用英語指導助手	2名	川越市内在住の英語指導助手
民間派遣	派遣契約英語指導助手	17名	派遣会社との業務委託契約により派遣された英語指導助手

なお、JET プログラムは、地方自治体が、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)の協力の下、外国青年を日本に招致し、小中高校での外国語教育・自治体での国際交流業務に活用するプログラムである。また、JET 参加者の任用に要する経費（報酬・旅費など）や JET プログラムコーディネーター（JET 参加者の地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援する人材）に係る費用については、地方財政措置（普通交付税、特別交付税）が設けられている。



(出典：総務省「JET プログラムについて(令和6年6月11日)」P.2)

KET プログラムは、第五次川越市国際化基本計画に基づき、姉妹都市交流事業の一環として、児童生徒の国際感覚を育むために、姉妹都市セーレム市から学生を川越市の英語指導助手として招聘するものである。KET プログラムにおいても、JET プログラムと同様に、地方財政措置（普通交付税）が設けられている。

地域の国際交流に基づいて招致した外国語指導助手等に係る地方財政措置について

- 姉妹都市提携等の自治体間交流に基づく外国語指導助手等の活用に関する経費については、地域の国際化と諸外国との相互理解を図るため、JETプログラムと同様の地方財政措置を講じている。
- 近年、姉妹都市提携等の自治体間交流以外にも、各種分野において海外自治体等との提携に基づく交流も多く行われていることを踏まえ、これらの交流に基づく外国語指導助手等の活用に関する経費についても、地方財政措置の対象とすることとしている。

地方財政措置（普通交付税措置（都道府県分・市町村分））の内容

※①は平成28年度から措置、②は令和5年度から拡充

- ① 姉妹都市などの外国自治体との自治体間交流に基づいて招致した外国籍の外国語指導助手等の活用に関する経費
 - <措置対象者の要件>
 - ✓ 外国自治体との自治体間交流協定に基づいて任用した外国籍の職員であること（自治体間交流協定は（1）首長間の書面による協定で（2）交流分野が特定の分野に限定されていないものに限る）
 - ✓ 交流相手先自治体（交流相手先自治体が斡旋団体として指定している者（国際協会等）を含む）の斡旋を受けて任用した外国籍の職員であること
 - ✓ ALT（外国語指導助手）、CIR（国際交流員）又はSEA（スポーツ国際交流員）に類する職務を行う者であること
 - ✓ 4月1日時点で任用しており、累計任用年数が5年未満の者であること など

- ② **姉妹校提携など外国自治体等との各種分野における交流に基づいて招致した外国籍の外国語指導助手等の活用に関する経費【拡充】**
 - <措置対象者の要件>
 - ✓ 外国自治体等（首長部局、教育委員会、姉妹校等）との間で提携内容が確認できる書面による協定等に基づいて任用した外国籍の職員であること
 - ✓ 交流相手先自治体等（当該自治体等が斡旋団体として指定している者（国際協会等）を含む）の斡旋又は承認を受けて任用した外国籍の職員であること
 - ✓ ALT（外国語指導助手）、CIR（国際交流員）又はSEA（スポーツ国際交流員）に類する職務を行う者であること
 - ✓ 4月1日時点で任用しており、累計任用年数が5年未満の者であること など

（出典：総務省「地域力創造グループの施策等について④(令和5年1月23日)」P.4）

③英語指導助手の職務内容

英語指導助手の職務内容について、直接雇用の英語指導助手については、勤務条件通知書に記載があり、次のとおりである。

- (A) 小学校における外国語活動並びに小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における外国語科授業の補助
- (B) 課外活動への協力及び指導
- (C) 英語補助教材の作成及び英語スピーチコンテストへの協力
- (D) 教職員等への研修活動の補助
- (E) 国際交流関係事務
- (F) 職員又は地域住民に対する語学指導及び国際交流活動への協力
- (G) その他、教育委員会が必要と認めた事務

また、民間派遣の英語指導助手については、英語指導助手派遣業務仕様書に記載があり、次のとおりである。

- (A) 学校における外国語活動、外国語科の授業等での指導・支援
- (B) 外国語活動、英語学習において使用する教材の研究、作成及び提供
- (C) 定期テストの作成補助及び採点補助
- (D) 学校の教員等に対する研修等での指導・支援
- (E) 課外活動への協力及び指導・支援
- (F) 英語スピーチコンテストへの協力
- (G) 学校の主催する行事への参加・参観
- (H) 給食、清掃への参加

- (I)教育委員会への月例業務実施報告書の作成及び提出
- (J)学校の教員等との職務についての打合せ
- (K)その他校長が指示した関連業務

④主な支出の内容

英語指導助手の雇用・契約にかかる過去3年間の費用は次のとおりである。

形態	項目	R3年度	R4年度	R5年度
JET 英語指導助手	報酬	19,968 千円	33,337 千円	33,985 千円
	費用弁償(交通費等)	292 千円	513 千円	578 千円
	渡航費	367 千円	363 千円	921 千円
	JET コーディネーター(業務委託)	1,067 千円	198 千円	244 千円
	人件費計	21,694 千円	34,411 千円	35,728 千円
	期末人員数	8 人	10 人	10 人
	1人当たり人件費	2,712 千円	3,441 千円	3,573 千円
KET 英語指導助手	報酬	7,036 千円	7,513 千円	7,401 千円
	費用弁償(交通費等)	87 千円	112 千円	82 千円
	渡航費	528 千円	—	175 千円
	人件費計	7,651 千円	7,625 千円	7,658 千円
	期末人員数	3 人	2 人	2 人
	1人当たり人件費	2,550 千円	3,813 千円	3,829 千円
現地採用英語指導助手	報酬	11,761 千円	7,920 千円	7,920 千円
	費用弁償(交通費等)	66 千円	99 千円	61 千円
	人件費計	11,827 千円	8,019 千円	7,981 千円
	期末人員数	2 人	2 人	2 人
	1人当たり人件費	5,914 千円	4,010 千円	3,991 千円
派遣契約英語指導助手	契約金額	60,588 千円	68,442 千円	68,442 千円
	期末人員数	17 人	17 人	17 人
	1人当たり人件費	3,564 千円	4,026 千円	4,026 千円

※1人当たり人件費は人件費計(又は契約金額)を期末人員数で除して算出した金額である。

⑤地方財政措置(普通交付税)について

JETプログラム及びKETプログラムの英語指導助手については、地方財政措置により、1人あたり482万円(5年間)の普通交付税措置がある。

⑥形態別メリット・デメリットについて

契約形態や採用方法に違いがあるものの、職務内容はほぼ同じであるが、それぞれ次のようなメリット・デメリットが存在している。

	メリット	デメリット
JET・KET 英語指導助手	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員として「週5日・7時間勤務」で採用しているため、学校への配置日数を多くできる。 ・地方財政措置があるので、1人あたり482万円（最長5年間）の普通交付税措置がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本での生活が初めてであり、住宅の手配や役所等の各種手続等、生活支援を含めた受入体制を市が整えなければならぬ。 ・病気等で学校を休んだときに、代員を派遣できない。
現地採用英語指導助手	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員として「週5日・7時間勤務」で採用しているため、学校への配置日数を多くできる。 ・市内在住の外国人なので、JET や KET のような生活支援を行う必要がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・病気等で学校を休んだときに、代員を派遣できない。 ・地方財政措置がない。
派遣契約英語指導助手	<ul style="list-style-type: none"> ・病気等で学校を休んだときに、業者から代員が派遣される。 ・日本での生活も自立していたり業者の生活支援が整っていたりするので、市から支援の必要がない。 ・業務内容を仕様書で規定できるので、こちらが求める力を有した英語指導助手が派遣される。 ・業者の豊富な研修を受けているので、質が担保されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・配置日数が、契約上年間160日までとなっている。

⑦民間派遣契約について

川越市では、派遣会社との派遣契約により英語指導助手を派遣しており、当該派遣契約については、公募型プロポーザルにより、令和4年度から令和6年度の3年契約で派遣契約を締結している。なお、公募型プロポーザルを実施した理由としては、児童生徒が生きた英語に触れる機会をより充実させるとともに、英語によるコミュニケーション能力の育成を図り、「聞くこと」「話すこと」等の技能を伸ばすために英語指導助手を配置しており、質の高い、安定した授業等の支援を提供できる派遣業者を選定する必要があるためである。

令和4年度から令和6年度の入札状況は次のとおりである。

応募数	落札業者	契約期間	契約金額合計 (税込)
3社	AN	R4.2.28～R7.3.31	205,326千円

⑧JETプログラム、KETプログラムの渡航費用や住宅補助等について

JETプログラム、KETプログラムにより招聘された英語指導助手の来日・帰国時の渡航費用については、川越市の負担（詳細には、JET英語指導助手の帰国時の渡航費については、JET規定に基づき川越市で負担し、来日時の渡航費は、自治体国際化協会が決定した負担金額を川越市が納入する。KET英語指導助手の来日・帰国時の渡航費については川越市の旅費規程に基づき川越市が負担する。）となっている。なお、航空券の手配については、金額の条件は設けられていないものの、川越市職員等の旅費に関する条例第7条（旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する）に基づき、航空券の手配等を行っている。

また、住宅補助については、以前は川越市が一部補助を出していたが、昨今の社会情勢等を考え検討を重ねた結果、平成30年4月1日より廃止となっている。そのため、住宅について川越市が物件自体は手配をするものの、家賃についてはJETプログラム及びKETプログラムの英語指導助手が負担する。その他生活用品等についても、英語指導助手が自ら用意するものとし、川越市による負担はない。

⑨令和5年度の主な実績

当事業及び小・中学校の英語教育の充実に関する令和5年度の主な実績は次のとおりである。

- ・英語指導助手配置日数 小学校 3,266日、中学校 1,646日、高等学校 125日、特別支援学校 17日
- ・英語指導助手研修会 12回
- ・英語教育推進訪問 56校（市立小・中・高等・特別支援学校全校）
- ・外国語活動・外国語科研究委員会 5回
- ・小・中学校外国語活動・外国語科指導力向上研修会 2回
- ・外国語活動・外国語科授業スタンダード研修会 2回

⑩関連指標について

川越市では、第三次川越市教育振興基本計画の施策1「確かな学力の育成」の中で、英語指導助手にかかる指標として次の指標を設定し、点検・評価を実施している。

(A) 指標：英語指導助手を授業中に「積極的に活用した（する）」と回答した学校の割合

（市立小・中学校における英語教育実施状況調査（文部科学省）において、英語指導助手を、教員や児童生徒とのやり取り、発音指導等で「積極的に活用した（する）」と回答した学校の割合）

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値 (R7年度)
82.7%	81.8%	88.3%	79.6%	94.4%	100%

（出典：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書）

※：文部科学省が実施している英語教育実施状況調査に基づき指標に係る実績値を算出しているが、令和4年度と同調査から設問内容が変更されたことに伴い、英語指導助手の活用状況について、「75%以上の授業で行った（行う）」と回答した学校の割合に変更となっている。

(B) 指標：生徒の英語力の状況

（英語力について、中学校卒業段階で CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）の A1 レベル以上（実用英語技能検定 3 級相当以上）を達成した生徒の割合）

R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目標値 (R7 年度)
43.3%	45.2%	46.1%	54.5%	60.8%	70%

（出典：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書）

なお、令和5年度英語教育実施状況調査（文部科学省）によれば、中学校3年生で CEFR の A1 レベル（実用英語技能検定 3 級相当）以上の割合の全国平均は 50.0%（令和5年度）であるところ、川越市の令和5年度の割合は 60.8%であり、全国平均より 10.8%高い。

①教育センターによる英語指導助手の能力・業績評価について

英語指導助手は前期・後期それぞれに自己評価シートを記入し、それに基づき教育センターが英語指導助手の業績・能力の評価を行っている。能力評価・業績評価の評価基準は教育センターの担当者によれば次のとおりとのものである。

評価項目	項目数	評価基準
能力評価	5	「A:この様な行動がよく見られる」、「B:この様な行動が見られる」、「C:この様な行動があまり見られない」の3段階で評価する。A・Cと評価するのは、観察記録等から行動や事実が明らかな場合であり、観察されない場合は、普通とみなしてBとする。
業績評価	1	「T1:目標を上回った」、「T2:目標どおり」、「T1:目標を下回った」、「N:全くできなかった」の4段階で評価する。目標を上回ったり下回ったりするような事実がなければT2とする。

<実施した監査手続>

英語指導助手配置事業に関連する資料を閲覧し、必要に応じて教育センター担当者への質問を実施した。

【意見 16】英語指導助手研修会において、授業における英語指導助手の活用についての研修や児童生徒への英語指導そのもののレベル向上についての研修内容を増やすべき

教育センターでは、年 12 回の英語指導助手研修会を開催し、英語指導助手の指導方法の工夫・改善、資質向上を図っているが、当該研修の実施内容の資料を閲覧すると、事務連絡やコンプライアンス・不正に関する内容の研修が多く（令和5年度は10回/12回が該当）、英語指導助手の英語指導そのものにつ

いての工夫・改善方法等に関する研修が少ないように見受けられた（令和5年度は2回/12回が該当）。確かにコンプライアンスや不正に関する研修は重要ではあるものの、英語指導そのものについての研修の頻度も上げていくべきと考える。

【意見17】英語指導助手の評価を教育センターが行うことが望ましいかについて検討すべき

自己評価シートによる教育センターの評価について、令和5年度においては全英語指導助手の能力評価5項目全てがB評価、業績評価も全てT2評価であった。教育センターによれば、能力評価についてA・C評価にするのは、観察記録等から行動や事実が明らかな場合であり、また、業績評価においても目標を上回ったり下回ったりするような事実がなければT2評価とするとのことであるが、B評価・T2評価の幅が大きく、全ての英語指導助手が全項目においてB評価・T2評価となってしまうている。

学校現場で勤務する英語指導助手と教育センターが日常触れ合う頻度が少ないことから、英語指導助手の評価を教育センターが行うことが望ましいかについて検討を行うべきと考える。

【意見18】英語教育推進訪問において発見された課題や改善に向けての提案等についての顛末について把握し、記録を残すべき

教育センターでは、英語教育推進訪問として学期ごとに全市立小・中・高等・特別支援学校を訪問することで、英語指導助手の勤務状況及び活用状況等における課題を把握し、具体的な改善点について提案を行うとともに、課題及び改善提案を学期ごとにまとめて文書として記録しているが、当該事案についての顛末の記載（対応策を講じた結果の改善の有無など）の文書が見られなかった。英語教育推進訪問による英語指導助手の資質・能力の向上という目的を達成するためには、課題及び改善提案だけではなく、その先の顛末についても把握し、文書として記録に残すべきである。

【意見19】外国語活動・外国語科研究委員会での議論の内容について、議事録等の文書記録を残すべき

外国語活動・外国語科研究委員会では、より良い英語教育の在り方について検討を実施しているが、令和3年度から令和5年度の委員会資料を閲覧したところ、次第や進行表等はあるものの、議論した内容が分かる文書的な記録は残されていない。担当者に質問したところ、教材・指導資料等の作成が多かったためとの回答を受けたが、教材・指導資料等の作成過程でも意見や議論が生じると推察され、また、次第を閲覧したところ、意見交換と思われる場面も存在していた。議事録は、議論された意見や決定された内容等を、会議の参加者や関係者間で共有することで、過去の会議の流れを理解し、議論の内容を整理・今後の方向性を明確化し円滑な業務遂行に寄与するものと考えられるため、議論の内容について議事録等の文書を残すのが有用と考える。

(5) 教育相談の充実

①概要

児童生徒一人ひとりが社会的に自立できるようにすることを目的とし、教育相談施設の運営・管理や、学校への相談員の配置等を行うことで、教育相談体制の充実を図り、いじめや不登校等、教育に関する様々な相談に適切に応じ、支援を行っていく事業である。

②事業の内容

- ・面接相談、電話相談、定期相談等での教育相談や、学校への相談員の配置、専門家の派遣等を通じて、児童生徒・保護者・学校を支援するとともに、地域や関係機関との連携を図る。
- ・教育相談施設として教育センター第一分室（リベール）、第二分室の適切な運営・管理及び整備を行う。
- ・教職員やさわやか相談員、スクールソーシャルワーカー等対象の研修を行い、教育相談に関する資質・能力の向上を図る。

③相談員について

川越市では各相談員が教育センター第一分室（リベール）や小中学校に配置されている。その配置状況は次のとおりである。

名称	役割	必要な資格	配置場所
教育相談協力員	児童生徒及びその保護者との教育相談など	－	教育センター第一分室（リベール）・教育センターでの定期相談対応 3名
教育相談支援員	児童生徒及びその保護者との教育相談など (面接相談・電話相談・教育支援室・児童学習支援室)	教員免許状又は心理カウンセラー資格	教育センター第一分室（リベール）
さわやか相談員	児童生徒及びその保護者からの相談業務	教員免許状又は心理カウンセラー資格	市立中学校全校
スクールカウンセラー(SC)	問題行動・不登校等の生徒指導上の諸課題の解決を図るため、児童生徒や保護者、教職員に対し、専門的な知識・経験に基づいて、相談に応じ、適切に助言や援助を行う	公認心理師、臨床心理士、精神科医、他 (埼玉県スクールカウンセラー募集要項参照)	市立小学校及び中学校
スクールソーシャルワーカー(SSW)	児童生徒及びその保護者との教育相談、関係機関との連携支援などを行う	社会福祉士、精神保健福祉士、心理カウンセラー資格のいずれか	教育センター第一分室（リベール）に2名、市立小学校に5名
臨床心理士	専門的見地から保護者、教職員、相談員等への指導・助言を行う	臨床心理士又は臨床発達心理士の資格	教育センター第一分室（リベール）に1名

④教育相談件数について

川越市では、さわやか相談室を市立中学校全校に設置し、児童生徒及びその保護者の教育相談などに応

じている他、教育センター第一分室（リバーラ）においても随時教育相談を行っている。各教育相談の相談件数の推移は次のとおりである。

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
さわやか相談員による年間の相談件数	16,145 件	13,647 件	13,502 件
教育センター第一分室（リバーラ）の相談延べ件数（面接・電話・いじめ相談直通電話・いじめ相談電子窓口）	3,681 件	3,506 件	3,334 件
臨床心理士による相談件数	162 件	151 件	187 件

なお、川越市における不登校児童生徒のうち、学校内外の様々な相談機関とつながることができていない児童生徒の割合は、小学校が 2.0%、中学校が 4.4%（教育センター提供資料より）であり、上記のような相談機関とのつながりが持てていない児童生徒が少数割合であるが存在していることがうかがえる。

⑤校内教育支援センター（校内学習室）の設置について

川越市では、自分のクラスに入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で、自分にあったペースで学習・生活できる学校内での居場所として、市立小・中学校内に校内学習室を設置している。設置により、児童生徒の学習・生活への意欲が回復しやすい効果が期待できるとされる。

当該校内学習室の設置状況は次のとおりであり、令和 6 年 5 月の調査時点では、全ての市立小・中学校にて校内学習室が設置されている。

	R5 年度	R6 年度
小学校（全 32 校）	26 校(81.2%)	32 校(100%)
中学校（全 22 校）	20 校(90.9%)	22 校(100%)

注 1：令和 4 年度までは、設置状況の正確な数字は把握していなかったとのことである。

注 2：令和 6 年度は 5 月調査時点の数値である。

⑥関連指標について

川越市では、第三次川越市教育振興基本計画の施策 2「豊かな心と健やかな体の育成」の中で、教育相談の充実にかかる指標として次の指標を設定し、点検・評価を実施している。

指標：不登校児童生徒の割合（年間 30 日以上欠席（病気・経済的理由等を除く）の児童生徒の割合）

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目標値 (R7 年度)
小学校	0.78%	0.88%	1.17%	1.65%	2.27%	0.39%
中学校	3.6%	3.8%	4.9%	5.6%	6.2%	1.8%

（出典：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書）

<実施した監査手続>

教育相談の充実事業に関連する資料を閲覧し、必要に応じて教育センター担当者への質問を実施した。

【意見 20】 校内教育支援センター（校内学習室）の利用人数や活用状況について把握し、不登校児童生徒にとっての居場所として機能しているかの検証を実施すべき

自分のクラスに入りづらい児童生徒が学習・生活できる学校内での居場所として、全川越市立小・中学校に校内学習室を設置しているが、当該校内学習室の実際の利用人数や活用状況について担当者に質問したところ、令和6年9月までは把握しておらず、令和6年10月より把握する旨の回答を受けた。不登校児童生徒は全国的にも増加傾向にあり、川越市としても取り組むべき喫緊の課題の一つであることから、校内学習室の設置効果の検証として、その利用人数や活用状況について適切に把握し、校内学習室が不登校児童生徒にとっての居場所として機能しているかの検証まで行うべきである。

【意見 21】 不登校対策における ICT の活用について、ICT 環境の整備だけでなく、実際に ICT が活用されているかについても把握すべき

川越市では不登校対策の一環として ICT を活用し、不登校や不登校傾向にある児童生徒の支援の充実を図ることを施策の内容の一つとしており、Web 会議アプリケーション (Google Meet) による授業の視聴、学習管理アプリケーション (Google Classroom) による不登校児童生徒と担任とのやり取り、学習保障としてデジタルドリルの活用など、別室や家庭でも児童生徒が学習し、学校とつながりを持てるように ICT 環境の整備を行っているが、ICT の実際の活用については具体的な数字を把握していない状況である。当該活用実態について把握することで、ICT が不登校対策にどの程度有効なのか等の検証を行うことが可能になり、次のアクションにもつながっていくと考えられるため、ICT 環境の整備だけでなく、実際の活用状況についても把握すべきである。

【意見 22】 いじめ関連以外の教育相談についてもアプリ等の導入について検討すべき

川越市では、いじめ相談については面談、電話相談、いじめ相談電子窓口（メール）のほか、スマートフォン・タブレット・パソコンから情報を送ることができるいじめ等通報窓口「ときもスチューデントポスト」を導入している。ときもスチューデントポストでは児童生徒等が自分の周りや自分自身がいじめ関連で困っている状況を匿名で伝えることができる。

しかし、いじめ関連を除いた教育に係る様々な相談については、面談又は電話に限られ、アプリ等を用いた相談をすることができない状況である。川越市の各教育相談窓口による相談件数の推移は概ね横ばいであるが、不登校児童生徒数の増加を考えると、誰にも相談できていない児童生徒が潜在的に存在していると考えられ、そのような児童生徒にも相談しやすい環境を整備し、支援していくことが必要である。児童生徒のコミュニケーションツールが SNS やアプリに変化している昨今の状況を鑑み、いじめ関連以外の教育相談についても、アプリ等の導入について検討していくことが望ましい。

【意見 23】 いじめ相談電子窓口（メール）でのいじめ相談について、その目的や役割について利用者の誤解がないように、市ホームページ上の記載方法を工夫すべき

川越市ホームページにおいてメールでのいじめ相談の案内の記載があるが、返信まで日数（5 日程）が

かかり、回数も1回までとなっている。これにつき担当者に質問したところ、メール相談は、限られた質問に簡潔に答えるものであり、詳細な相談を希望する場合には直通電話を案内しているとの回答を受けた。確かに、市ホームページ上でも、「お急ぎの方や詳しい相談をご希望の方は、いじめ相談直通電話をご利用ください。」との注意書きがあるが、当該記載のみでは、当該メール相談が限られた質問に簡潔に答えるものであると理解するには不十分であり、いじめにより苦しめられている利用者の立場に寄り添うものではないと考える。メールによるいじめ相談窓口の目的や役割について、利用者に誤解なく伝わるようにホームページ上の記載方法を工夫すべきと考える。

【意見 24】川越市いじめ・不登校対策検討委員会において議論した内容について、議事録等の文書記録を残すべき

いじめ・不登校対策検討委員会では、校内教育支援センター（校内学習室）の取組の工夫や課題についての意見交換や、「校内教育支援センター（校内学習室）活用事例集」の作成を行っているが、当委員会の令和3年度から令和5年度の資料を閲覧したところ、次第等はあるものの、議論した内容が分かる記録は残されていなかった。議事録は、議論された意見や決定した内容等を、会議の参加者や関係者間で共有することで、過去の会議の流れを理解し、議論の内容を整理・今後の方向性を明確化し円滑な業務遂行に寄与するものであると考える。そのため、意見交換やプロセスについて議事録等の文書にて残すべきと考える。

【意見 25】スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)等について、認知度のアンケート調査を速やかに実施すべき

令和元年度のアンケート調査によれば、SCやSSWを知らない保護者は、それぞれ32.5%、54.7%と高い割合であった。保護者への周知の取組について担当者に質問したところ、支援が必要な保護者に対し学校から案内を出すことや、学校日より等でSCの来校日を知らせているとの回答を受けた。また、令和2年度から令和5年度においては、アンケート調査を行っていないため、SCやSSWの認知度が向上しているか否かは不明である。認知度が低い状況では、SCやSSW等が活用しきれていないと言いつづため、令和元年度に認知度が低い結果だったにも関わらず、令和2年度から令和5年度の4年度に渡ってアンケート調査を実施してこなかった状況は好ましくないと考える。速やかにアンケート調査を実施し、認知度が低い状況である場合には、より効果的な保護者への周知方法を検討すべきである。

(6) 教育内容・教育方法の充実改善

①概要

教職員の資質向上と教育内容・教育方法の充実及び改善を図ることを目的とし、各教科等の研修や教育課程に対応した教職員研修、各学校における学校研究委嘱、小中学校の理科教育等の備品整備等を行う事業である。

②事業内容

- ・教育全般に関する資料を収集し、教職員の必要に応じて提供する。
- ・小学校10校、中学校10校に理科教育等設備整備費を配当し、国の定める理科教育等備品の充足率の

達成に努める。

- ・各教科等の研修、教育課題に対応した教職員研修を実施する。
- ・教育に関する調査・研究を実施する。
- ・川越市教育研究会が行う事業に対しての補助を行う。

③理科備品等の充足率の達成状況

理科及び算数・数学は、科学技術創造立国の基盤として特に重要であるとして、理科教育振興法に基づき、公立及び私立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の設置者に対して、理科教育を実施するための設備の整備事業の経費の一部を理科教育設備整備費等補助金により補助が行われている。教育センター担当者によると、国の定める理科教育備品等の目標充足率は100%となっており、川越市においても、当該備品の充足率の達成に努めている。

令和5年度における川越市立小・中学校の理科備品等の現有率平均値については次の表のとおりである。また、学校別に見ると、小学校においては現有率の下限が39.2%、上限が79.6%と学校ごとにばらつきが見られ、中学校においても現有率の下限が38.5%、上限が55.1%と小学校同様学校ごとにばらつきが見られる。

現有率平均	R3年度	R4年度	R5年度
小学校	55.5%	55.5%	56.0%
中学校	47.0%	47.6%	47.9%

④委嘱学校研究の取組及び当該研究成果を他校に広げる取組

川越市では、教育指導上の課題解決のため、「確かな学力の育成」、「国語教育」、「算数教育」、「ICTの活用」、「特別活動」等を研究内容として、担当校が委嘱学校研究に取り組み、各学校において教育活動をより深化・充実させる研究・実践を行っている。また、各種研究会等で作成した冊子や研究収録のデータを各校が閲覧できるようにするとともに、活用を呼びかけ、教育内容・教育方法の充実に努めている。

なお、研究集録のデータについては、川越市ホームページにも掲載¹し、学校関係者だけでなく保護者や市民も閲覧できるようにしている。

<実施した監査手続>

教育内容・教育方法の充実改善事業に関連する資料を閲覧し、必要に応じて教育センター担当者への質問を実施した。

【意見 26】国が定める理科教育備品等の充足率の達成に向けて努めるとともに、現有率の低い学校については充足率の向上に努めるべき

国の定める理科教育備品等の目標充足率は100%であり、川越市においても当該備品の充足率の向上に努めているものの、令和5年度の充足率の平均は小学校56.0%、中学校47.9%に留まっているとともに、学校ごとの充足率に差が生じている。備品の優先度や必要性を踏まえつつ、児童生徒が充実した理科

¹ <https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kosodate/kyouiku/1004502/1004786/1004795/1004798.html>

教育を受けられるように、より一層の充足が必要であるとともに、充足率の低い学校に対しては、充足率の向上に努めるべきである。

【意見 27】 委嘱学校研究の研究集録について、令和 3 年度から令和 5 年度の研究成果を市ホームページで公開すべき

研究集録のデータについては川越市ホームページにも掲載し、学校関係者だけでなく保護者や市民も閲覧できるが、令和 2 年度以降の掲載がない状況である。令和 2 年度はコロナ禍で研究が止まっていたが、令和 3 年度より研究は再開されている。当該研究は、学校の教育活動をより深化・充実させ、教育指導上の課題を解決するものであるが、当該研究内容を学校だけでなく、保護者等も閲覧可能にすることは、保護者等の学校教育に関する意識を高め、その質の向上につながると考えられる。令和 3 年度から令和 5 年度の研究成果についても市ホームページ上で公開すべきである。

(7) 特別支援教育の充実

①概要

児童生徒の自立と社会参加に向けて、教職員が児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行えるようにするとともに、特別支援教育のための環境を整備することを目的とし、教職員研修の実施、特別支援学級の設置、各支援員等の配置を行う事業である。

②事業内容

- ・免許法認定講習等の教職員研修を実施し、教職員の専門的な資質・能力を向上させる。
- ・各小中学校の特別支援学級・通級指導教室の備品を整備するとともに、全小中学校に特別支援学級を設置する。
- ・特別支援教育支援員が校外行事に引率し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒を適切に支援できるようにする。

③関連指標について

川越市では、第三次川越市教育振興基本計画の施策 4「多様なニーズに対応した教育の推進」の中で、特別支援教育の充実にかかる指標として次の指標を設定し、点検・評価を実施している。

(A) 指標：特別支援学級設置率（市立小・中学校の特別支援学級設置率）

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目標値 (R7 年度)
設置率	61.1%	69.0%	77.8%	83.3%	88.9%	100%

(出典：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書)

なお、令和 6 年度設置予定率は約 96.3%(52 校/54 校)となっている。

(B) 指標：特別支援教育に係る教職員研修達成度（特別支援教育に係る管理職等研修会をはじめ、特別支援教育に係る 7 講座の達成度の平均（5 段階評価））

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目標値 (R7 年度)
評価	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.5

（出典：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書）

なお、上記指標は、特別支援教育コーディネーター研修会、通級指導教室担当者研修会、特別支援教育コーディネーター専門研修会、特別支援学級新担当教員研修会、通常の学級担任等のための特別支援担当養成研修会、特別支援教育管理職研修会、特別支援学級担任研修会の 7 つそれぞれの研修において、参加者に研修目的に対する達成度についてアンケートを取り、そのアンケート数値（5 段階評価）から平均値を出したものである。

<実施した監査手続>

特別支援教育の充実事業に関連する資料を閲覧し、必要に応じて教育センター担当者への質問を実施した。

【意見 28】特別支援教育に係る教職員研修達成度の指標について、アンケートによる自己評価だけでなく、客観的な目標達成度を測り、当該達成度を指標とすべき

特別支援教育に係る教職員研修達成度の指標は、研修目的達成度のアンケートによる自己評価の平均であるが、当該自己評価はあくまで主観的なものであるため、当該アンケートのみで研修内容の理解の程度や習熟度を客観的に測ることはできず、研修達成度を測る指標としては不十分である。また、令和元年度から令和 5 年度まで数値に変化がなく、アンケートが形骸化している可能性も考えられる。特別支援教育への理解を深めるといふ研修趣旨から考えると、単なる達成度アンケートだけでなく、理解度チェックを行い客観的に研修受講者の理解度を測り、その理解度の程度を指標として設定することが望ましいと考える。

(8) 教職員研修充実推進

①概要

中核市として、川越市教育委員会の権限と責任に基づき、川越市教職員の資質向上を目指して、初任者研修、5 年経験者研修、中堅教諭等資質向上研修、20 年経験者研修等を川越市立教育センターで実施する事業である。

②事業実績

令和 5 年度においては、次の 93 講座の研修を実施した。

種類	講座数	内容
経験者研修	11	教職員の経験段階に応じて職務遂行に必要な知識・技能等の習得を図る研修
特定研修	50	担当者の職務遂行に必要な専門的知識・技能の習得を図るとともに、幅広い

		実践的指導力の向上を目指す研修
専門研修	21	各教科等において、専門的知識・技能の習得を図るとともに、幅広い実践的指導力の向上を目指す研修
管理職等研修	7	校長、教頭等の管理職や管理職候補者を対象とした研修
要請研修	3	学校からの要請に応じて、支援援助し指導力向上を図るための研修
特別研修	1	学校や教職員等の優れた実践や研究の成果を広く発信し、一人ひとりの教職員が主体的に学ぶ研修

③埼玉県教育委員会への教職員研修の業務委託について

川越市教育委員会は、「川越市の中核市移行に伴う事務の引継ぎ等に関する協議書」により、一部の教職員研修について、埼玉県教育委員会に業務委託を行っている。なお、業務委託料については、年度の研修の実施に要した経費全体について、当該研修全体の参加人数に対する川越市教職員の参加人数により按分した費用を負担することとなっている。令和5年度においても、研修業務積算書にて、令和5年度の当該研修全体の参加人数に対する川越市教職員の参加人数により按分した費用を業務委託料として算定している。

④関連指標について

川越市では、第三次川越市教育振興基本計画の施策5「教育の質を高める環境の充実」の中で、教職員研修充実推進にかかる指標として次の指標を設定し、点検・評価を実施している。

指標：研修目標達成度（5段階評価）（経験者研修及び専門研修ごとの研修目標達成度の平均（5段階評価））

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値 (R7年度)
評価	4.1	—	4.4	4.5	4.4	4.5

（出典：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書）

なお、令和4年度において目標値を達成しているため、目標値の見直しをするか否かについて担当者に質問をしたところ、目標値の見直し等は行わず、令和7年度まで継続して目標値以上となるように努めるとの回答を受けた。

<実施した監査手続>

教職員研修充実推進事業に関連する資料を閲覧し、必要に応じて教育センター担当者への質問を実施した。

【結果 4】令和 5 年度の外部の大学教授等へ支払う研修講師謝金の支払決裁において、決裁日の日付を決裁書に記載する必要がある

研修講師に対する報償金は、外部の大学教授等に講師を依頼して、その謝金として報償金額の規程に基づき支払うものであるが、個別の支払にかかる決裁書を閲覧したところ、支払いに係る決裁書の決裁日欄に日付の記載がなかった。研修講師報酬金の支払いにおける所定の決裁手続をとった日を明らかにすべく、決裁書類へ決裁日付を記載する必要がある。

【意見 29】教職員研修のうち重要なものについては、アンケートによる自己評価だけでなく、理解度チェック等の客観的な達成度を測り、当該達成度を指標とすべき

川越市では、第三次川越市教育振興基本計画の「施策 5. 教育の質を高める環境の充実」の中で、研修目標達成度として、研修後のアンケートによる 5 段階の自己評価を指標としているが、アンケートによる自己評価はあくまで主観的なものであるから、重要な研修については、当該アンケートに加えて理解度チェックを行う等客観的に研修受講者の理解度を測り、その理解度を指標として設定することが望ましいと考える。

【意見 30】会計教育に関する研修等を実施すべき

令和 3 年度から実施されている学習指導要領解説の中学校社会編、及び令和 4 年度から実施されている学習指導要領解説の高等学校公民編において、「企業会計」、「会計情報の活用」が明記され、学校教育における会計リテラシー教育が取り入れられているが、川越市においては教職員研修を含め、会計教育に関する施策は進んでいない状況である。

令和 3 年度に日本公認会計士協会が公表した「中学校における「会計基礎教育」対応状況調査の結果について」によれば、90%以上の中学校が「企業会計」や「会計情報」の認知度について、全く知らないか、具体的な内容まで知っているわけではないと回答した。子どもたちが企業の情報開示や会計リテラシーとして重要な説明義務（アカウンタビリティ）を理解し、高度に情報化された現代社会で生きる力を身に付けるためにも、教職員の認知度の向上も含め、会計教育に関する研修等を実施していくべきである。

(9) 就学支援の充実

①概要

小・中学校への就学予定者及び小・中学校に在籍する児童生徒のうち、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、就学相談を行うことを目的とし、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに適した学びの場や支援方法について、就学支援委員会を設置し、本人・保護者・教育委員会・医療関係者・学校関係者等との合意形成を図りながら決定していく。

②就学支援委員会について

川越市教育委員会では、学識経験者、専門医、学校教育関係者、行政関係者の計 15 名を就学支援委員会委員として委嘱し、就学支援委員会を年間で 11 回開催した。就学支援委員会では、就学相談を行った全ての児童生徒について、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに適した学びの場や支援方法について議

論を行っている。就学支援委員会の令和5年度の開催日及び就学相談人数等は次のとおりである。

開催日	開始時間	終了時間	就学相談人数(人)	1人当たり議論時間平均(分)
第1回(令和5年5月9日)	13:30	16:30	0	—
第2回(令和5年7月28日)	9:00	18:40	135	4.3
第3回(令和5年8月23日)	9:00	16:45	51	9.1
第4回(令和5年9月22日)	13:30	18:30	56	5.4
第5回(令和5年10月24日)	13:30	19:30	68	5.3
第6回(令和5年11月15日)	13:30	17:30	37	6.5
第7回(令和5年12月1日)	13:30	17:00	43	4.9
第8回(令和5年12月15日)	13:30	17:30	43	5.6
第9回(令和5年12月26日)	13:30	17:00	32	5.7
第10回(令和5年12月28日)	13:30	16:30	29	7.2
第11回(令和6年2月9日)	13:30	17:10	0	—

※表の就学相談人数は、保留となり再度話し合いになるケースがあるため、延べ人数となっている。

③主な実績

令和5年度における主な実績は次のとおりである。

- ・就学相談者：366名
- ・延べ就学相談実施件数：777件
- ・就学支援委員会の意見と就学先が合致した割合：87.1%
- ・通常の学級、特別支援学級及び特別支援学校の意見が出されたうちで、経過観察が必要となった者：127名（意見と異なる就学をした児童生徒44名を含む）
- ・就学相談セミナー：3回実施

また、次の表のとおり、就学支援委員会の意見と就学先が合致した割合を成果実績としている。

	R3年度	R4年度	R5年度
就学支援委員会の意見と就学先が合致した割合	84.9%	87.2%	87.1%

(出典：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書)

<実施した監査手続>

就学支援の充実事業に関連する資料を閲覧し、必要に応じて教育センター担当者への質問を実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(10) 教育センター運営管理

①概要

中核市として、川越市教育委員会の権限と責任に基づき、教職員の資質・能力向上を図り、また、地域に開かれた教育施設となることを目的とし、川越市教職員研修及び地域の教育施設として、教育センターを管理運営する事業である。

②事業内容

川越市教職員研修及び地域の教育施設として、教育センターを管理運営するための事業であり、主に以下を実施している。

- ・時代や教師のニーズに応じた研修体制を整備し、各種教職員研修を実施する。
- ・市民に体育館、教育センター1階の施設開放を行う。
- ・教職員及び地域住民が教育センターを安全に有効活用していくために、計画的な施設整備を行っている。

③事業実績

令和5年度の事業実績は次のとおりである。

(A)教育センター施設の運営

川越市の教職員の専門性や人間性、見識を高めるための研修や、児童生徒の学力向上に関する調査研究等の推進に資する拠点施設として、また、地域住民をはじめ市民も活用できる一般開放施設として活用した。

- ・教職員研修参加者数 11,143名
- ・1階施設利用者 13,092名
- ・体育館及びグラウンドの利用人数 15,071名
- ・体育館及びグラウンドの利用回数 739回

(B)教育センター施設の整備

教育センター2階から4階の無線LAN増設工事を実施し、教育センター全研修室で学習者用コンピュータを利用した研修ができるようになった。

④委託業務及び請負工事について

(A)委託業務について

教育センターの施設運営管理等については、制限付一般競争入札や随意契約等で業者を選定し、業務委託を行っている。業務委託の種類及び選定方法等は次のとおりである。

業務委託種類	選定方法	金額(税込)
施設運営管理	随意契約	1,295千円
害虫防除	3者以上随意契約	106千円
清掃	制限付一般競争入札	695千円
警備保障	随意契約	444千円

給水設備保守管理	3 者以上随意契約	165 千円
給水設備清掃	3 者以上随意契約	77 千円
自家用電気工作物保守	3 者以上随意契約	153 千円
エレベーター保守管理	3 者以上随意契約	172 千円
浄化槽保守管理	一般競争入札	617 千円
消防設備保守点検	3 者以上随意契約	385 千円

(B)請負工事について

令和 5 年度においては、教育センター内の無線 LAN 増設工事を実施しているが、当該工事の業者選定にあたっては、川越市内に本店があり、電気通信の業種で登録されている 7 者による制限付一般競争入札を実施し業者を選定している。工事の概要は次のとおりである。

工事名	川越市立教育センターLAN ネットワーク増設工事
工事場所	教育センター（川越市大字古谷上 6083 番地 10）
受注者	AO
工事代金	4,786 千円（税込）
工事期間	令和 5 年 9 月 27 日から令和 6 年 2 月 29 日

<実施した監査手続>

教育センター運営管理事業に関連する資料を閲覧し、必要に応じて教育センター担当者への質問を実施した。

【意見 31】教育センター施設の老朽化にあたっては、施設維持管理に係る中長期的な計画を策定し、大規模修繕も含め施設のライフサイクルコストの縮減に向けた取組を行うべき

教育センターの 3 施設はいずれも老朽化が進んでおり、その竣工年度及び築年数は当監査時点で、教育センターが 1986 年で 38 年、第一分室が 1977 年で 47 年、第二分室が 1983 年で 41 年である。また、老朽化に伴い、天井の雨漏り、トイレの不具合等小規模であるものの至る所で修繕が必要となっているが、不具合の箇所はその都度対応するといった対処療法的な手法で修繕が行われている。今後、さらに施設の老朽化が進むことを考えると、老朽化の進展とともに場当たりの対応では却ってコスト増となる可能性も考えられるため、ライフサイクルコストの縮減や施設の長寿命化に向けたシミュレーションを行う等、中長期的な計画を策定すべきである。

5. 市立川越高等学校（学校教育部）

(1) 市立川越高等学校の業務

市立川越高等学校の主な業務は川越市ホームページによれば次のとおりである。

主な業務内容
・ 授業料等収受関係事務 ・ 各種証明書発行事務 ・ 校内諸行事関係事務 ・ 施設維持管理関係事務 ・ 国際交流委員会関係事務 ・ 学校図書館関係事務 ・ 教科の実習補助関係事務 ・ 入学手続関係事務

(2) 市立川越高等学校の概要

市立川越高等学校は、平成 14 年度に川越商業高等学校から校名変更し、同時に普通科・情報処理科・国際経済科の 3 学科に再編を行い現在に至っている。普通科ではここ数年、大学・短大の現役進学率が 65%前後となり、商業科系学科では川越商業高校創立から 98 年の歴史と伝統を活かし、引き続き専門資格の高い取得率と進学・就職実績を上げている。卒業生は 2 万 6 千人を超えており、様々な分野で活躍をしている。川越市唯一の市立高校として、異校種や家庭・地域との連携を図りながら、創立 100 周年に向けて、時代の要請と市民の期待に応える魅力ある学校づくりを進めている。

また、生徒会活動や部活動も盛んで、部活動は文化部と運動部で合計 33 部がより高い水準をめざして活発に活動を行っており、生徒が主体性を持ち積極的に活動できるよう、充実した指導が行われている。

① 市立川越高等学校の特徴

市立川越高等学校の特徴として学校パンフレットや市ホームページでは次の紹介がなされている。

- ・ 全学科・全学年で少人数学級編制を実施（35 人学級）
- ・ 普通科：進路にあわせた科目選択、補習の実施など、基礎学力の充実と進学に向けた応用力を育成
- ・ 情報処理科：商業科目の学習を深めるほか、プログラミング等の科目により情報活用能力を育成
- ・ 国際経済科：商業科目の学習を深めるほか、グローバル経済等の科目により国際的なビジネスに関する能力を育成
- ・ 充実した施設・設備（体育館、地下体育館、視聴覚教室、4 つのパソコン室など）
- ・ 通学に便利な駅近の立地
- ・ 各種検定資格の取得（簿記、情報処理、ビジネス文書、英語、秘書、漢字等）
- ・ 丁寧な就職指導、大学への進学指導など、生徒の進路希望に応じたきめ細かい進路指導
- ・ 生徒主体の学校行事
- ・ 県内有数の実績を誇る部活動
- ・ 国際交流の促進（ホームステイ等、アメリカオレゴン州ノースセーレム高校（姉妹校））

② 魅力ある市立川越高等学校づくりの推進

市内唯一の市立高校として魅力ある学校づくりをすべく第三次川越市教育振興基本計画「施策5.教育の質を高める環境の充実 施策の柱(3)魅力ある市立川越高等学校づくりの推進」で掲げる4つの施策を実行しているところである。

これらの施策の成果を表す指標として「市立川越高等学校の生徒、保護者の満足度」が設定されており、その指標の実績値は下表のとおりとなっているが、生徒、保護者の約9割が「入学してよかった」と回答しており、生徒や保護者の意見を聞き、良好な学校運営に努めていることが伺える。

<生徒・保護者の満足度>

現在値 (R1 年度)	実績値						目標値 (R7 年度)
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	
85.7%	94.9%	89.0%	89.7%	90.8%	—	—	100%

目標値を目指すべく市立川越高等学校の満足度向上を図るための細施策としては、「①市立川越高等学校の活性化・特色化の推進」、「②進路指導力向上のための教職員研修の充実」、「③中学校・市立川越高等学校連携の推進」、「④市立川越高等学校教育環境の整備・充実」の4つがあるが、各施策の令和5年度の活動実績は次のとおりである。

≪細施策①：市立川越高等学校の活性化・特色化の推進≫

- ・各学科（普通科・情報処理科・国際経済科）35人の少人数学級編制を維持
- ・普通科の生徒の大学・短大・専門学校等への進学率91%（令和4年度：94%、令和3年度：89%）
- ・情報処理科、国際経済科の生徒の全商検定3種目以上1級合格者50名（令和4年度：55名、令和3年度：39名）
- ・部活動の充実を図るための部活動外部指導者の導入 4名 計800時間
- ・生徒の個別支援に対するスクールカウンセラーの配置 9回
- ・学校改革を進めるための川越市立川越高等学校教育審議会の開催 2回

このような実績のもと埼玉県が実施する令和5年10月1日時点の県内中学校3年生を対象とした進路希望状況調査で市立川越高等学校を希望する倍率は県内1位の3.79倍となった。また、全商検定や日商検定の取得者が県内商業系高校の中でトップクラスの実績を取めている。

これは学校改革を進めるために積極的に川越市の教育に参画しようとする人材を確保し、教科指導や進路指導、生徒指導など質の高い教育を実践していくことが課題であると認識し、教育審議会の意見を参考に公募により採用した校長の高いリーダーシップのもと一人ひとりの希望する進路に向けた確かな学力や技能等を培う実学教育を重視し、将来、職業を通じて社会に貢献できる人材の育成を目指し、生徒の社会的自立を促すために取り組んだ活動の成果である。

≪細施策②：進路指導力向上のための教職員研修の充実≫

- ・市立高等学校教員進学指導力向上を活用した民間教育機関の研修を受講 2名（令和4年度：2名）
- ・教員を対象に Google for Education 研修、iPad 利活用研修等の実施 4回（令和4年度：3回）

・探究活動等生徒が主体的に学べるように1学年全生徒がタブレット端末を所持 280台

《細施策③：中学校・市立川越高等学校連携の推進》

- ・市立高等学校にて生徒会の生徒による高校生活紹介（オンライン参加を含む）
- ・管理職が中学校へ訪問する進路ガイダンス
- ・管理職が中学校へ訪問する学校説明会

《細施策④：市立川越高等学校教育環境の整備・充実》

- ・地歴準備室等空調設備改修工事
- ・校舎D棟外壁等改修工事設計業務委託
- ・エレベーター改修工事（令和5年度から令和6年度の債務負担行為）
- ・視聴覚室音響設備修繕工事

これらの工事は「川越市立川越高等学校大規模改修方針」に基づき、また、創立100周年に向けて学校運営に大きな影響がないように計画的に実施されているものである。

(3) 歳出の推移

(単位：千円)

	R1年度 決算	R2年度 決算	R3年度 決算	R4年度 決算	R5年度 決算	R5年度 予算
職員人件費	558,747	539,689	529,967	507,126	520,653	562,320
退職手当	—	—	—	122,038	20,430	42,469
高等学校運営管理	120,100	53,715	51,651	64,985	112,472	139,002
教育情報機器の整備・充実	15,384	35,033	16,977	17,138	15,234	15,395
会計年度任用職員人件費	—	21,661	22,146	24,338	17,982	20,712
高等学校施設整備	—	30,893	159,401	67,636	—	—
理科教育等備品整備	354	277	271	282	284	309
合計	694,587	681,270	780,415	803,546	687,059	780,207

(4) 「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の関連性

第四次川越市総合計画（後期基本計画）	第三次川越市教育振興基本計画
P.77 13.教育環境の整備・充実－6.市立川越高等学校の改革・充実 ①将来構想について継続的かつ多角的に検討し、学校教育の一層の充実を図ります。 ②計画的に施設・設備の改修工事を進め、よりよい教育環境の整備・充実を図ります。	P.54 施策 5.教育の質を高める環境の充実－施策の柱(3)魅力ある市立川越高等学校づくりの推進 ①市立川越高等学校の活性化・特色化の推進 ②進学指導力向上のための教職員研修の充実 ③中学校・市立川越高等学校連携の推進 ④市立川越高等学校教育環境の整備・充実

<実施した監査手続>

「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の査閲や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(5) 設備投資について

①概要

市立川越高等学校の現在の校舎は築 25 年以上経過し、計画的に改修を進めるため、平成 30 年 11 月に「川越市立川越高等学校大規模改修方針」を策定し、改修工事を進めている。また、大規模改修方針で対象とした以外の施設・設備についても老朽化が進んでいることから、より安全で快適な教育環境を整備するため計画的に改修を進めている。

令和 5 年度において実行された主な改修工事は下表のとおりである。

節	細節	内容	金額(千円)
工事請負費	工事請負費	エレベーター改修工事	15,400
工事請負費	工事請負費	地歴準備室等空調設備改修工事	27,273
委託料	設計監理委託料	校舎 D 棟外壁・屋上防水改修工事設計業務委託料	1,859
需用費	修繕料	視聴覚室音響設備修繕	4,510
需用費	修繕料	第 1 変電室高圧機器修繕	1,249

<実施した監査手続>

契約書や請求書、入札関連資料、支出負担行為何書などの関連資料の閲覧や質問等の手続を行った。

【結果 5】備品購入費と修繕料の区別にあたり工事の実態に基づいた判断を行なう必要がある

令和 5 年度において視聴覚室の音響設備等を更新する工事（工事代金：4,510 千円（税込））が行われたが、設備の壊れた部位を直した際、当初の効用を上回らないものと市立高校では判断したため全額修繕料として処理している。

工事の仕様書を閲覧したところ、修繕内容を記載する項目において新設機器設置という名目で各種新規の音響設備が列挙されており、また仕様書に添付されている工事のブロック図には、「ステージ側に AV ワゴンを新設し、それに伴い配管配線も新たに確保する」「非常放送時に電源を遮断する電源遮断ユニットを設置する」「5000 ルーメンのプロジェクターを新設する」といった記載も見受けられ、本工事は原状回復にとどまるものとは言えないと考える。

この点、支弁基準が存在する場合にはそのルールも踏まえつつ資本的支出と修繕料の区別にかかる判定をすることとなるが、支弁基準が無い場合には個々の工事の実態に基づき判断する必要がある（「総務省 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」第 40 項参照）。今回のように音響システムの故障によりその一部を撤去し新設した場合には、当該音響システムの耐久性が高まり使用可能期間が延長されたと捉えるのが自然であり、備品購入費で処理すべきであった。備品購入費と修繕料の区別にあたっては工事の実態に基づいた判断を行なう必要がある。

(6) 備品の管理について

①概要

市立高等学校に帰属する備品を取得した場合には、川越市物品規則第14条第1項に基づき備品台帳により管理するとともに、備品の使用及び保管状況を把握しなければならないとされている。また、同条第2項では、備品に会計管理者が別に定める標示をして管理しなければならないとされており、備品を管理するシステムから出力されるシールを現物に貼付している。市立高等学校では令和5年度において新しいシステム（財務会計システム：FAST）への切替えを行っており、それに伴いシールの貼り替え作業を実施している。

<実施した監査手続>

備品台帳と令和5年度に市立高等学校が自ら実施した現物実査時に使用した備品リストを利用し、サンプリングによる現物実査や管理状況に関する質問を行った。また、リース契約により賃借している資産については契約書の閲覧や質問を行った。

【結果6】 備品現物が確認できない状況を1年以上放置している管理体制は改める必要がある

令和5年度において財務会計システム（FAST）の現場での運用を開始しており、これに伴って現物に貼付するシールの貼り替え作業を行っているが、現物照合できなかった備品に対しては新シールが現物に貼付されておらず、監査訪問日（令和6年10月1日）においても現物に貼付できていない状況であった。

学校内での移動頻度が多いことなどを理由にその所在をすぐに確認できない備品も多々あると推察されるが、財務会計システム（FAST）が稼働して1年以上経過した現在においてもこの状態が放置されている状況は看過できない。速やかに改善するとともに、今後においても確実に備品管理ができる体制を整える必要がある。

【意見32】 備品と同様にリース資産についても台帳管理を行った上で、定期的に実査を行うべき

リース契約に基づき使用している機器（主にパソコン）については契約書の管理は行われているが、リース資産台帳は作成されておらず、また機器の実査についても当初搬入時と返却時のみに現物確認を行い、リース期間中においては特段実査を行っていないとのことであった。

学校で使用する資産については備品であれリース資産であれ、市の支出を源泉としている点は変わらないのであるから、資産が私物化されていないこと、遊休化されることなく適切に使用されていること等を把握するために管理台帳を作成し、定期的に実査を行うことを検討すべきである。

(7) 理科薬品の管理について

①概要

理科準備室には理科の授業で使用する薬品が管理箱に保管されている。また、理科準備室の鍵は主任教諭が保管責任者となっており、生徒が自由に出入りすることはできないようになっている。薬品の保管にあたっては受払簿において購入、使用の状況が記録されることになっており、1年に1回は在庫確認を行って実残量が受払簿に記入されている。

<実施した監査手続>

理科準備室を視察するとともに、受払簿の中からサンプルテストにより実際に保管されている薬品の実査や管理状況について質問を行った。

【意見 33】理科薬品の管理に関する明文化されたルールを策定すべき

理科薬品についてはその受け払いにあたり継続的に出納簿に記録しているが、その管理については明文化されたルールが存在しないとのことであった。理科薬品は毒性、可燃性などの性質を有する危険物であり、事故を防止するために教職員間で高い意識を共有する必要があることは言うまでもない。そのため、管理責任者や薬品管理箱の鍵の管理、廃棄方法等、理科薬品の管理に関するルールを制定する必要があると考える。

(8) 食堂施設について

①概要

学校内での昼食の取り方としては、①生徒が自ら弁当などを持参する、②校舎内の購買部でパンや弁当を購入する、③食堂を利用する、といった選択肢がある。昭和 51 年に生徒ホール兼食堂購買合宿棟（鉄筋 3 階建）が落成し、「蒼穹館」と命名された建屋の 2 階に食堂が常設されており、教職員、生徒いずれも利用できることになっている。購買部での販売と食堂での食事の提供は市内にある同じ業者が運営を行っているが、川越市は当該業者に対して教育行政財産使用許可を出し、電気代等のランニングコストを実費請求している。

<実施した監査手続>

食堂を視察するとともに、実際の使用状況などについて質問を行った。

【意見 34】利用頻度が低下している食堂施設は、中長期的な課題として食堂施設の継続利用について検討すべき

生徒、教職員に昼食を提供する目的で食堂が常設されており、この食堂は教育行政財産使用許可を出して外部業者が運営している。市価より安価にて生徒に昼食を提供する目的から教育行政財産使用料は免除しているが、冷房機器が完備されておらず、令和 6 年 10 月からは平日 2 日間が定休になっているとのことである。また、食堂の通常使用時の席数は 72 席と生徒の人数に比して少ないが、利用する生徒はもっと少なく概ね 1 日当たり 10~20 人とのことである。食堂施設を継続利用するか議論が分かれるところと思われる。

電気代等のランニングコストを外部業者に実費請求しているため、利用者が少なくても市にとっての追加支出が生じない現況である。そのため、市の負担面からみれば、外部業者がいる限りは継続利用についての判断を先送りにしても特段の影響がないように思われるかもしれない。

しかし、厨房機器の故障等が生じた際、判断が求められることを十分に念頭に置く必要がある。具体的には、今後多額のメンテナンスや更新投資が必要となったときに、その投資に見合ったサービスを提供できるかどうかの判断が求められることとなる。その判断には相当程度の時間がかかることが想定され

るため、速やかに食堂施設の継続利用にかかる検討を開始すべきと考える。

(9) 学校徴収金について

①概要

市立高等学校で発生する経費としては、市が予算化して支出する公費以外に学年費など私費として保護者から徴収するものがあり、これらは学校徴収金として扱われ、その事務処理も学校現場で行われている。令和5年度においては学校徴収金として次の会計単位が設定されており、事務処理にあたっては各会計単位に関連のある教員と事務職員又は保護者等が分担して業務を行っている。

- ・ 学年費（各学年3科×3学年＝9会計）
- ・ 市立川越高校後援会費
- ・ 市立川越高校 PTA 会費
- ・ 市立川越高校 PTA 空調基金

②学校徴収金（学年費会計）の事務処理について

学校徴収金（学年費会計）については、保護者からの徴収金の適正かつ効率的な執行及び管理を図るために、「川越市立高等学校会計事務処理規程」に基づき事務処理を行うことが要請されている。当該規程においては事務処理を担う教職員の事務分掌について次のように定められている。

会計担当者	各学校徴収金の会計を担当する者で校長が指定した者をいう。
会計責任者	会計担当者とともに学校徴収金の会計に携わる者で校長が指定した者をいう。
決裁関与者	予算、決算、収入及び支出等の決定にあたり、決裁に関与する者をいう。
通帳保管者	学校徴収金に係る金融機関の預金口座の通帳を保管する者をいう。
届出印保管者	学校徴収金に係る金融機関の預金口座の届出印（公印）を保管する者をいう。
監査担当者	年度末決算時及び必要に応じて学校徴収金会計の監査を担当する者で、当該学校徴収金事務に携わる者以外の者で校長が指定した者をいう。

<実施した監査手続>

令和5年度において設定された会計単位にかかる会計帳簿を閲覧するとともに、取引記録と伺書や請求書等の証憑類との証憑突合を行った。また、会計報告に関する資料を閲覧するとともに、学校徴収金に関する事務処理の実施状況について質問を行った。

【結果7】修学旅行時における引率教員の旅費の一部が学校徴収金（後援会費）から支出されている

学校徴収金のひとつである後援会費の出納簿（令和5年度分）を閲覧したところ、修学旅行で引率する教員の旅費の一部が市立高校から後援会に対して請求されていた。請求内容としては修学旅行の訪問先の入場料などが記載されており、私費である学校徴収金と公費の支出が曖昧になっている状況が見受けられた。公費と学校徴収金の区分を明確にする必要がある。

【結果 8】 学年費会計の監査について、監査担当者を適切に任命した上で監査手続や監査報告を文書により明示し保管する必要がある

川越市立高等学校会計事務処理規程によれば、学校徴収金事務に携わる者以外の者で校長が指定した2名以上の者が監査担当者として関係書類及び決算書類により監査を行い、監査終了後、結果を校長に報告することとなっている。

出納簿など関係書類が綴られているファイルを閲覧したところ、支出伺書や収入伺書、出納簿、年間の収支報告書には会計担当者、事務長、教頭、校長の押印があり、経理業務の執行にあたって会計担当者による申請手続や会計責任者、決裁関与者による承認手続がなされていることが確認できる。その上で監査の実施状況を確認したところ、決算に係る書類を作成し、校長に提出がなされた上で、事務長や教頭による確認がなされているとのことであり、結果的に学校徴収金事務に携わる者が監査業務も実施していた。これは上記規定に反する事務執行である。

学校徴収金事務に携わる者以外の者を監査担当者として指定し、その者による監査業務が適切に遂行された上で監査手続や監査報告が文書で残されるようにする必要がある。

【結果 9】 学年費会計において支払完了確認にかかる決裁を年度末にまとめて1年分行っている会計単位があるなど、ルールに反した経理業務がなされている

川越市立高等学校会計事務処理規程では、支出手続について会計担当者は支出手続後速やかに現金出納簿に記入するとともに、支出伺書に領収書等の支払いを証明する書類を添付のうえ決裁関与者の確認を受けることとなっており（同規程第8条第5項）、また、出納の確認については、毎月、前月分の収支に係る現金出納簿、金融機関の通帳、収入・支出伺書を添えて、決裁関与者の確認を受けることとされている（同規程第9条）。

令和5年度の学年費会計の支出伺書を閲覧したところ、次の3点の不備が検出された。

- ①取引が完了した際に支払完了確認決裁を受領することになっているが、その決裁が年間の収支報告書の承認と併せて年度末に実施されている会計単位があった。
- ②支払完了確認決裁の日付が領収書の日付よりも前になっている取引や決裁日の記入が年月までで、日にちが記載されていない伺書が散見される会計単位があった。
- ③支払完了確認決裁の日付が1年を通して記載されていない会計単位があった。

ルールに則った経理業務を行わなければならない。

(10) 教職員の勤怠管理について

①概要

市立川越高等学校に勤務する教職員は出退勤時に必ず勤怠管理システムに出退勤の登録を行うことが求められており、校長は翌月初に勤怠管理システムから出力される「職員勤務状況等報告書」に基づき前月の教職員の勤務状況を把握している。

<実施した監査手続>

労務管理上の課題の有無について質問するとともに、勤怠管理システムから出力される「職員勤務状況等報告書」を閲覧し、当該資料について必要に応じて質問を行った。

【結果 10】 職員勤務状況等報告書に退勤時間の記載がない教職員が存在する

教職員は出退勤時に ID カードをカードリーダーにかざして勤怠登録を行うことが求められている。また、校長は翌月初に勤怠管理システムから出力される「職員勤務状況等報告書」を閲覧し、勤怠状況の把握を行っている。市立高校へ往査した際にその直近月（令和 6 年 9 月度）の全教職員の出退勤情報を確認したところ、退勤時刻が 1 カ月のうち 1 日も登録されていない教員や退勤時刻が数日登録されていない者が数名検出された。

勤怠記録は労働時間の把握や勤務状況の管理をするために必要不可欠なデータである。また、教職員の適切な健康管理や労働環境の健全化を図っていくうえでも出退勤時間の未記載が常態化している場合には、長時間労働や過労を発見する機会を逸することになりかねないことから勤怠記録を徹底する必要がある。

6. 教育総務課（教育総務部）

(1) 教育総務課の業務

教育総務課の主な業務は川越市ホームページによれば次のとおりである。

主な業務内容
<総務担当> <ul style="list-style-type: none">・教育委員会議・教育行政に関する相談・育英資金
<企画調整担当> <ul style="list-style-type: none">・教育に関する広報・教育の調査・統計・教育委員会の基本計画・教育委員会の長期総合計画

(2) 「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の関連性

第四次川越市総合計画（後期基本計画）と第三次川越市教育振興基本計画との関連性につき、学校教育に関連するもののみを以下に記載する。

第四次川越市総合計画（後期基本計画）	第三次川越市教育振興基本計画
関連文章は特になし。	P.48 施策4.多様なニーズに対応した教育の推進 －施策の柱(2)一人ひとりの状況に応じた支援 ③教育機会均等化のための支援

<実施した監査手続>

「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の査閲や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(3) 育英資金貸付制度

①概要

経済的理由により高等学校等の学校へ進学することが困難な方に対して、その才能を育成するために資金を貸付する制度である。

②根拠法令等

- ・川越市育英資金貸付基金条例
- ・川越市育英資金貸付基金条例施行規則
- ・川越市育英資金償還金口座振替事務取扱要綱

③対象者

貸付を受けることができるのは、次の条件を満たしている方で、在学あるいは出身校長の推薦を得られる方である。

- ・川越市内に引き続き6カ月以上住所を有する方
- ・高等学校・中等教育学校（後期課程に限る）・高等専門学校・大学（短期大学を含む）・専修学校に入学する方、または在学中の方
- ・心身健全であり、かつ、学業成績の良好な方

④貸付金額

区分		資金の種類	
		学資金（月額）	入学準備金
高等学校、中等教育学校 及び専修学校	国立及び公立	13,000円	150,000円
	私立	20,000円	280,000円
高等専門学校		16,000円	160,000円
大学		30,000円	360,000円

⑤申請必要書類

- ・学資金・入学準備金借入申請書（様式第一号）
- ・推薦書（様式第二号）
- ・成績証明書
- ・健康診断書または健康診断票
- ・住民票（世帯全員が記載されたもの）
- ・合格通知の写し（申請時に用意できない場合は、合格決定後、速やかに提出すること。すでに進学している方は合格通知の写しの代わりに「在学証明書」を提出すること）
- ・保護者の課税証明書

※様式は「川越市育英資金貸付基金条例施行規則」に定められている様式。

⑥貸付の決定

貸付者は、教育委員会の審査により決定し、結果は本人宛に郵送で通知する。貸付が決定した方は、下記書類を速やかに提出すること。

なお、貸付にあたっては、連帯保証人が2人（1人は保護者、もう1人は独立して生計を営む成年者であり、育英資金返済の責任を負い得る、同居の家族でない方）必要となる。

（提出書類）

- ・誓約書（様式第4号）
- ・本人同意書
- ・学資金借用証書（様式第5号）
- ・入学準備金借用証書（様式第6号）
- ・保護者の印鑑証明書

- ・連帯保証人に関する調書（様式第7号）
- ・連帯保証人の課税証明書
- ・連帯保証人の印鑑証明書
- ・預金口座振込依頼書

⑦資金の送金

入学準備金	3月末日までに指定口座へ振込
学資金	年4回3か月分を指定口座へ振込 4月上旬（4、5、6月分）、6月末日（7、8、9月分）、 9月末日（10、11、12月分）、12月末日（1、2、3月分）

⑧資金の返済

据置期間	貸付終了年の4月1日から9月30日の間（6ヶ月間） ※貸付を受けた方が卒業されて7ヶ月後から返済開始となる。
返済期間	貸付期間の2倍の期間 ※例えば、大学4年間貸付の場合、返済期間は8年間
返済方法	口座振替 ※毎月末日に指定の口座から引き落とし（月末が土日・祝祭日の場合は翌営業日となる。）
返済額	1回あたりの返済額は貸付額を返済月数（返済期間×年12回）で割った額
利子	無利子

⑨貸付申込者数・貸付者数・貸付額

(A)入学準備金

学校種別	R3年度		R4年度		R5年度	
	申込者数	貸付者数	申込者数	貸付者数	申込者数	貸付者数
高校（国公立）※1	2人	2人	1人	0人	3人	4人
高校（私立）※1	1人	1人	3人	3人	3人	1人
短期大学	0人	0人	0人	0人	0人	0人
大学 ※2	16人	14人	8人	5人	7人	8人
専修	3人	2人	1人	1人	0人	0人
高等専門	0人	0人	0人	0人	0人	0人
計	22人	19人	13人	9人	13人	13人
貸付額	6,180千円		2,920千円		3,760千円	

※1：高校の国公立と私立で申込時と実際の進学先が異なる場合、申込者数よりも貸付者数が多くなるケースがある。

※2：令和5年度は申込者数よりも貸付者数が一人多くなっている。これは令和4年度の申込者のうちの一人について、貸付決定後の書類の提出が遅れたことから、貸付が令和5年度にずれ込んだため

ある。

(B)学資金

学校種別	R3 年度		R4 年度		R5 年度	
	申込者数	貸付者数	申込者数	貸付者数	申込者数	貸付者数
高校（国公立）※1	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人	0 人
高校（私立）※1	6 人	3 人	1 人	1 人	3 人	3 人
短期大学	2 人	2 人	0 人	0 人	0 人	0 人
大学	13 人	12 人	18 人	14 人	11 人	7 人
専修	0 人	0 人	3 人	2 人	1 人	1 人
高等専門	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
計	21 人	18 人	23 人	18 人	16 人	11 人
新規貸付額 ※2	5,856 千円		5,736 千円		3,480 千円	
年間貸付合計額	21,834 千円		17,712 千円		15,072 千円	

※1：高校の国公立と私立で申込時と実際の進学先が異なる場合、申込者数よりも貸付者数が多くなるケースがある。

※2：当該年度における新規貸付者に対する貸付額

⑩年度別調定額・償還額・滞納額

		R3 年度	R4 年度	R5 年度
現年度分	調定額(千円)	46,014	39,365	46,642
	償還額(千円)	39,013	34,369	39,929
	滞納額(千円)	7,001	4,996	6,713
	償還率(%)	84.79	87.31	85.61
滞納分	調定額(千円)	16,646	16,131	14,821
	償還額(千円)	7,516	6,306	3,838
	滞納額(千円)	9,130	9,825	10,983
	償還率(%)	45.15	39.09	25.90
計	調定額(千円)	62,660	55,496	61,463
	償還額(千円)	46,529	40,675	43,767
	滞納額(千円)	16,131	14,821	17,696
	償還率(%)	74.26	73.29	71.21

<実施した監査手続>

育英資金貸付制度に関する書類を閲覧し、必要に応じて質問等の手続を実施した。

【意見 35】滞納分の貸付金の償還率を上げるような施策を検討すべき

滞納分の貸付金の償還率をみると年々下がっている。償還率については毎年目標値を定めているとの

ことだが、達成できていない状態にあるとのことであった。滞納が常態化すると市の支援としても見直しを検討することになり、本当に必要な人へ資金が行き渡らなくなるおそれもある。滞納者から貸付金を回収する方法を改めて検討すべきである。

(4) 大学奨学金支給制度

①概要

学業成績が優秀であり、経済的理由により大学における修学が困難な高校生等に対して、返済を必要としない給付型奨学金を支給することにより、経済的支援を行う制度である。

②根拠法令等

- ・川越市大学奨学金基金条例
- ・川越市大学奨学金支給事業実施要綱

③申請対象者

次の要件を備え、学校長が推薦した者であること

- ・申請時点において、市内に引き続き1年以上住所を有すること（市内の児童養護施設に入所している者は除く）
- ・高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）の最終学年または、高等専門学校第3学年に在学していて修業年限が4年または6年の大学（大学院及び短期大学を除く）へ翌年度に進学すること
- ・高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）及び高等専門学校における全科目成績評価が3.5（5段階評価）以上であること（第1学年、第2学年、第3学年（1学期）の平均）
- ・世帯全員の所得額の合計（世帯所得）が下表の基準額未満であること

【世帯所得の基準額】

世帯人数	2人	3人	4人	5人以上
世帯所得額	340万円	380万円	450万円	490万円

④支給内容

支給区分	支給金額（上限額）	支給回数	支給期日
入学準備金	200,000円	大学入学時1回	大学入学の前年度3月末日まで
学資金	37,500円（月額）	在学年度あたり2回	毎年4月末日及び9月末日

※他の奨学金制度を受けられる方も申請できる。

※国の高等教育の修学支援新制度により入学金や授業料の減免を受ける方は、支援区分により支給金額が次のとおりとなる。

1.独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金を受けない方	
市大学奨学金	支給金額
入学準備金	200,000円
学資金	37,500円（月額）

2.独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金を受ける方

(高等教育の修学支援新制度により、授業料等の減免を受ける方)

日本学生支援機構 の支援区分	大学	市大学奨学金	
		入学準備金	学資金(月額)
第Ⅰ区分 (非課税世帯)	国公立	支給なし	支給停止
	私立		
第Ⅱ区分	国公立	90,000円	8,000円
	私立	80,000円	支給停止
第Ⅲ区分	国公立	180,000円	22,500円
	私立	170,000円	18,000円

※支給区分については独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金の区分による(令和5年度時点)。

※市大学奨学金の奨学生となった場合は、原則4年間(医学部等は6年間)は市大学奨学金の支給対象となるが、日本学生支援機構の支援区分が変わった場合は、市大学奨学金の支給額についても変更する。

⑤申請必要書類

- ・川越市大学奨学金支給申請書
- ・作文(指定の原稿用紙)
- ・推薦書(在学している学校へ依頼)
- ・成績証明書(第1学年、第2学年、第3学年(1学期)の内容)
- ・住民票(世帯全員のもの)
- ・世帯全員の前年の所得が分かるもの(課税証明書)
- ・生活保護受給証明書(生活保護を受給している者)
- ・児童養護施設在籍証明書(児童養護施設に入所している者)

⑥申請者数、合格者数

		申請年度				
		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
申請者数		29人	29人	29人	23人	22人
1次選考通過数		11人	12人	10人	10人	11人
最終合格者数		5人	5人	5人	5人	5人
入学準備金		850千円	460千円	680千円	570千円	280千円
学資金	R2年度	1,566千円	—	—	—	—
	R3年度	1,458千円	714千円	—	—	—
	R4年度	996千円	774千円	1,125千円	—	—
	R5年度	1,083千円	882千円	900千円	1,116千円	—
	計	5,103千円	2,370千円	2,025千円	1,116千円	—

<実施した監査手続>

大学奨学金支給制度に関する書類を閲覧し、必要に応じて質問等の手続を実施した。

【結果 11】川越市大学奨学金支給決定通知書を送付する際の氏名の記載が誤っていた

川越市大学奨学金支給対象者の選考結果については、支給決定通知書を郵送にて送付しているが、その内容を確認したところ、申請者の氏名を間違えて郵送したものがあつた。その誤りは申請者からの問い合わせにより発覚したものである。

担当者へのヒアリングによると、最初に川越市大学奨学金支給申請書が提出された時点で申請者リストを作成し、それに基づいて支給決定通知書等の郵送物の宛名を記載しているとのことであるが、その申請者リストに川越市大学奨学金支給申請書の宛名が正しく記載されているかの確認が不十分であり、また申請者リストの作成者以外の者による確認も実施していなかったとのことである。

再発防止のために、複数人による確認をルール化する等、チェック体制を構築する必要がある。

(5) 教育システム環境設計業務委託

①概要

件名	川越市教育システム環境設計業務委託		
委託業務内容	①教育情報セキュリティポリシーの策定 ・教育情報セキュリティポリシーの策定のための、川越市の現状の調査・分析及び原案の作成 ・策定した教育情報セキュリティポリシーを運用するため、PDCA サイクルに基づいた教育情報セキュリティポリシー管理運用案の作成 ・教育情報セキュリティポリシーにかかる教職員向けの研修の実施 ②川越市教育システム環境の設計及び計画の作成 ・現状の川越市教育システム環境の調査・分析 ・川越市教育システム環境の設計及び計画の作成 ・予算化に向けた資料の作成		
委託業者	AP		
委託期間	令和4年7月20日から令和5年3月31日まで		
委託業者選考理由	①地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当 ②公募型プロポーザル方式による業者選考を実施し、実施要領に定める審査委員会において審査を行った結果、契約予定事業者としてAPを選定したため。		
設計金額（税込）	37,839,000 円	積算原価（税抜）	34,399,091 円
予定価格（税込）	37,839,000 円	入札・見積書比較価格（税抜）	34,399,091 円
契約額（税込）	36,012,900 円	入札額（税抜）	32,739,000 円

②公募型プロポーザル方式による業者選考結果

納入業者決定に係る公募型プロポーザルの審査結果は次のとおりであり、APが選定された。

参加事業者	合計点
AP	680点
AQ	654点

※第一次審査は書類審査、第二次審査はプレゼンテーション審査であり、上表はその合計点である。

<実施した監査手続>

業務委託の選考や契約に関する書類を閲覧し、必要に応じて質問等の手続を実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

7. 教育財務課（教育総務部）

(1) 教育財務課の業務

教育財務課の主な業務は川越市ホームページによれば次のとおりである。

主な業務内容
<p><学校施設担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の工事・修繕に関すること ・学校施設の耐震補強に関すること <p><財務担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校予算の執行調整に関すること ・就学援助に関すること <p><学童保育管理担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童保育室の運営に関すること ・学童保育室職員（放課後児童支援員及び補助員）の採用に関すること <p><学童保育入室担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童保育室の入退室に関すること ・学童保育室の整備及び施設の維持に関すること

(2) 「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の関連性

第四次川越市総合計画（後期基本計画）と第三次川越市教育振興基本計画との関連性につき、学校教育に関連するもののみを以下に記載する。

第四次川越市総合計画（後期基本計画）	第三次川越市教育振興基本計画
関連文章は特になし。	P.48 施策4.多様なニーズに対応した教育の推進 －施策の柱(2)一人ひとりの状況に応じた支援 ③教育機会均等化のための支援
P.77 13.教育環境の整備・充実－3.学校施設の整備・充実 ①老朽化した学校施設・設備の大規模改造工事やトイレ改修工事、特別教室等への空調設備の導入を計画的に進め、安全・安心かつ快適な教育環境の整備・充実を図ります。	P.57 施策6.学びを支える教育環境の整備・充実 －施策の柱(1)学校施設の整備・充実 ①小・中学校施設大規模改造工事の推進 ②小・中学校重要設備の更新 ③小・中学校空調設備設置の推進

<実施した監査手続>

「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の査閲や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(3) 就学援助

①概要

就学援助は、学校教育法第19条に「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とあり、市が学校給食費や学用品費などの一部を援助する制度である。

援助を受けるためには申請が必要であり、川越市の就学援助実施要綱では、就学援助の受給を希望する保護者は、申請書等を教育委員会へ提出し、教育委員会が認定の可否を決定するとある。

②令和5年度の事業実績等について

【令和5年度事業実績】

	小学校		中学校		合計	
	対象者 (人)	支給額 (千円)	対象者 (人)	支給額 (千円)	対象者 (人)	支給額 (千円)
新入学児童生徒学用品費等	285	15,407	396	24,948	681	40,355
新入学児童生徒学用品費等（差額支給分）	0	－	410	1,230	410	1,230
学用品費、通学用品費、校外活動費 （宿泊を伴わないもの）	2,540	33,280	1,409	32,823	3,949	66,104
校外活動費（宿泊を伴うもの）	350	1,291	8	49	358	1,341
修学旅行費	392	8,734	397	23,171	789	31,906
学校給食費	2,524	104,056	1,393	69,533	3,917	173,590
通学費	0	－	0	－	0	－
合計		162,770		151,756		314,527

【援助の内容】

支給項目	支給金額（年額）		備考
	小学生	中学生	
新入学児童生徒学用品費等	57,060円	63,000円	1年生で4月が認定月の方
学用品費等（学用品費、通学用品費、校外活動費（宿泊なし））	1年生 13,230円 2～6年生 15,500円	1年生 25,040円 2～3年生 27,310円	（年額）/12×該当月数分を支給
校外活動費（宿泊あり）	上限 3,690円	上限 6,210円	交通費、見学料のみ対象/後払い
修学旅行費	実際にかかった金額（対象経費）		団体行動以外の経費、アルバム代などは対象外/後払い
学校給食費	実際にかかった金額 （小学校年額 47,850円、中学校年額 57,750円）		欠食等による減額分は対象外

通学費	実際にかかった金額 上限 40,020 円	実際にかかった金額 上限 80,880 円	公共交通機関で通学区 域外の特別支援学級に 通学する場合
-----	--------------------------	--------------------------	------------------------------------

(出典：市ホームページ 監査人一部加工)

【援助を受けることができる者】

川越市に住民登録があり、公立小中学校に通学している児童、生徒の保護者のうち、次のいずれかに該当する者

1. 児童扶養手当（児童手当とは異なる）を受給中の方。
2. 生活保護が停止又は廃止になった方。ただし、世帯状況の変更による廃止を除きます。また、現在生活保護を受給中の方は申請不要です。
3. 世帯全員の所得額の合計が川越市教育委員会の定める基準額未満の方。

(出典：市ホームページ 監査人一部加工)

③制度見直しの検討について

川越市が令和 8 年度からの見直しを検討している「就学援助の制度見直しについて」を閲覧した。令和 4 年度における川越市の就学援助の認定率（認定者数÷児童生徒数）は約 16.0%であり、全国市町村の平均は約 13.0%である。全国的には就学援助をやや受けやすい市といえる。

<実施した監査手続>

関連書類の閲覧、担当課への質問等の手続を実施した。

【意見 36】 就学援助のオンライン申請を令和 8 年度の申請から確実に導入するとともに事前周知を充実させることで申請者の利便性の向上に尽力すべき

就学援助は市の義務であるが、保護者の申請によってはじめて援助の可否が判定される制度である。児童生徒の保護者が援助を受けるためには、保護者が制度の存在を知った上で自ら申請することが必要であるが、現在の就学援助の申請方法は手書きのみとなっている。保護者からの申請があれば、就学援助の可否の判定は「CARS 学務支援システム」で容易に確認することができるため、就学援助のオンライン申請を導入して申請者の利便性を向上させることで、就学援助を潜在的に必要とする保護者へ必要な援助を行うことが可能となる。

よって、申請者の利便性の向上のため、オンライン申請をシステム標準化終了後となる令和 8 年度の申請から確実に導入するとともに事前周知を充実させることで、申請者の利便性の向上に尽力すべきである。

(4) 大規模改造工事

①概要

老朽化した学校施設の耐久性の向上を図るため、平成 25 年度から川越市小中学校施設整備計画（令和 3 年 1 月策定、令和 4 年 3 月改定。平成 25 年度に策定した「川越市小中学校大規模改造計画」を見直し

たもの。)に基づき、外壁、屋上防水やトイレ改修工事等を計画的に実施するものである。

②令和5年度実績及び令和6年度事業予定について

【令和5年度実績】

事業名	学校名	主な改修内容
大規模改造工事	中央小学校	外壁、屋上防水
	川越第一中学校	

【令和6年度事業予定】

事業名	学校名	主な改修内容
大規模改造工事	新宿小学校、広谷小学校	外壁、屋上防水
	野田中学校、南古谷中学校、鯨井中学校	
トイレ改修工事	仙波小学校	大便器の洋式化、床の乾式化、配管改修
	大東中学校	

令和4年度に設計業務委託が行われ、令和5年度に工事が行われた中央小学校の概要は次のとおりである。

委託名	川越市立中央小学校大規模改造（外部）工事設計業務委託
契約方法	制限付一般競争入札
予定価格	1,666 千円（消費税込）
最低制限価格	1,278 千円（消費税込）
入札業者数（辞退除く）	8 者
落札額	1,279 千円（消費税込）

工事名	川越市立中央小学校大規模改造（外部）工事
契約方法	制限付一般競争入札
予定価格	57,981 千円（消費税込）
最低制限価格	53,342 千円（消費税込）
入札業者数（辞退除く）	6 者
落札額	53,900 千円（消費税込）

<実施した監査手続>

関連書類の閲覧、担当課への質問等の手続を実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(5) 重要設備の更新

①概要

設置後 30 年以上経過し、老朽化が進行している受変電設備、受水槽設備、給食用エレベーター等の設備について計画的に更新するものである。

②令和 5 年度実績及び令和 6 年度事業予定について

【令和 5 年度実績】

事業名	学校名
受変電設備改修工事	霞ヶ関小学校
	山田中学校
エレベーター改修工事	芳野中学校（令和 5、6 年債務負担行為）

【令和 6 年度事業予定】

事業名	学校名
受変電設備改修工事	芳野小学校、上戸小学校
受水槽設備改修工事	高階西中学校
エレベーター改修工事	芳野中学校（令和 5、6 年債務負担行為）
	霞ヶ関東中学校（令和 6、7 年債務負担行為）

（出典：令和 6 年度 教育行政の基本方針と事業概要シート 監査人一部加工）

令和 5 年度実績の山田中学校及び芳野中学校の概要は次のとおりである。

工事名	川越市立山田中学校受変電設備改修工事
契約方法	制限付一般競争入札
予定価格	29,997 千円（消費税込）
最低制限価格	27,596 千円（消費税込）
入札業者数（辞退除く）	8 者
落札額	27,596 千円（消費税込）（最低制限価格と同額）

工事名	川越市立芳野中学校エレベーター等改修工事
契約方法	制限付一般競争入札
予定価格	45,606 千円（消費税込）
最低制限価格	41,957 千円（消費税込）
入札業者数（辞退除く）	5 者
落札額	44,000 千円（消費税込）

<実施した監査手続>

関連書類の閲覧、担当課への質問等の手続を実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(6) 小中学校特別教室等への空調設備の設置

①概要

小中学校の普通教室への空調設備の設置が完了したため、児童生徒の体調管理や熱中症対策等を目的として、小中学校特別教室等の空調設備の整備を推進するものである。

また、令和5年度から体育館への空調設備の設置及び照明のLED等整備を実施している。

②令和5年度実績及び令和6年度事業予定について

【令和5年度実績】

対象	学校名
特別教室	川越第一中学校、東中学校、福原中学校、大東中学校

【令和6年度事業予定】

対象	学校名
特別教室	寺尾中学校、高階中学校、霞ヶ関中学校、山田中学校
体育館	【小学校】 <第1期>令和6年2月～令和6年10月 継続事業 仙波小学校、牛子小学校、高階小学校、高階南小学校、高階北小学校、寺尾小学校、霞ヶ関北小学校 <第2期>令和6年11月～令和7年6月（予定） 継続事業 川越第一小学校、川越小学校、今成小学校、福原小学校、大東東小学校、霞ヶ関小学校、名細小学校
	【中学校】 <第1期>令和6年2月～令和6年10月 継続事業 川越第一中学校、富士見中学校、城南中学校、高階中学校、寺尾中学校、福原中学校、大東中学校、霞ヶ関中学校、霞ヶ関東中学校、名細中学校、山田中学校 <第2期>令和6年11月～令和7年6月（予定） 継続事業 初雁中学校、野田中学校、芳野中学校、東中学校、南古谷中学校、高階西中学校、砂中学校、大東西中学校、霞ヶ関西中学校、川越西中学校、鯨井中学校

令和5年度実績の大東中学校の概要は次のとおりである。

委託名	川越市立大東中学校特別教室冷暖房設備設置工事設計業務委託
契約方法	制限付一般競争入札
予定価格	1,965 千円（消費税込）
最低制限価格	1,566 千円（消費税込）
入札業者数（辞退除く）	8 者
落札額	1,809 千円（消費税込）
備考	2 者は最低制限価格を下回る価格で入札したため無効となっている。

2 者の入札額が最低制限価格を下回ったため無効となっていることについて、最低制限価格制度以外

に低入札価格調査制度（あらかじめ調査基準価格を設定しておき、基準を下回る入札があった場合にはその合理性を調査して入札の可否を設定するもの）があるが、低入札価格調査制度は落札決定まで時間が掛かる上、行政側の調査能力にも限界があるため、実際の導入は困難であると担当課から説明を受けた。

工事名	川越市立大東中学校特別教室冷暖房設備設置工事
契約方法	制限付一般競争入札
予定価格	67,870 千円（消費税込）
最低制限価格	62,440 千円（消費税込）
入札業者数（辞退除く）	7 者
落札額	62,440 千円（消費税込）（最低制限価格と同額）
備考	7 者すべてが最低制限価格で入札している。

7 者すべてが最低制限価格で入札しており、このように最低制限価格での入札が見込まれる場合は、企画提案方式により品質や付加価値の追加（冷暖房設備においてはより省エネ性能に優れた機器の提案など）や工事価格によって優劣で業者を選定することの是非について、担当課から次の説明を受けた。

企画提案方式は、高度な技術力や専門性が問われる案件について有効な方式であるが、特別教室に冷暖房設備を設置するという工事は、特に難工事というわけでもなく、工事品質や付加価値による差が表れるようなものではない。こうした工事に企画提案方式を採用する場合、まず明確に優劣を決定するだけの評価項目を設けることが難しい。また、実施したとしても非常に微細な差での審査となるため、入札額の多寡を超えるだけの判断基準として、その妥当性に疑義が生じると考える。

令和 5 年度から継続事業の高階中学校及び福原中学校の概要は次のとおりである。

委託名	川越市立高階中学校ほか 1 校体育館空調設備等整備工事設計業務委託
契約方法	制限付一般競争入札
予定価格	2,847 千円（消費税込）
最低制限価格	2,182 千円（消費税込）
入札業者数（辞退除く）	2 者
落札額	2,838 千円（消費税込）

工事名	川越市立高階中学校ほか 1 校体育館空調設備等整備工事
契約方法	制限付一般競争入札
予定価格	93,720 千円（消費税込）
最低制限価格	86,222 千円（消費税込）
入札業者数（辞退除く）	3 者
落札額	86,222 千円（消費税込）（最低制限価格と同額）

工事名	川越市立高階中学校ほか 1 校体育館電気設備改修工事
契約方法	制限付一般競争入札

予定価格	27,071 千円（消費税込）
最低制限価格	24,905 千円（消費税込）
入札業者数（辞退除く）	6 者
落札額	24,905 千円（消費税込）（最低制限価格と同額）
備考	5 者が最低制限価格で入札している。

<実施した監査手続>

関連書類の閲覧、担当課への質問等の手続を実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

8. 地域教育支援課（教育総務部）

(1) 地域教育支援課の業務

地域教育支援課の主な業務は川越市ホームページによれば次のとおりである。

主な業務内容
<地域教育支援担当> ・地域教育の推進 ・青少年教育 ・成人・高齢者教育 ・社会教育支援体制の整備 ・公民館等の施設整備 <人権教育担当> ・人権教育の推進

(2) 「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の関連性

第四次川越市総合計画（後期基本計画）と第三次川越市教育振興基本計画との関連性につき、学校教育に関連するもののみを以下に記載する。

第四次川越市総合計画（後期基本計画）	第三次川越市教育振興基本計画
P.73 11.生涯学習活動の推進－2.家庭や地域の教育力向上 ①学校・家庭・地域の連携・協働により、地域ぐるみの教育を支援します。	P.66 施策 7.家庭・地域の教育力の向上－施策の柱(2)家庭・地域と学校の連携・協働 ④学校・家庭・地域の連携推進

<実施した監査手続>

「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の査閲や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(3) 川越子どもサポート事業

①事業の概要

川越子どもサポート事業は、子どもたちの豊かな人間性や社会性など「生きる力」を育むため、学校、家庭、地域及び社会教育施設が連携・協力し、人と人とのネットワークを構築しながら、地域ぐるみで子どもたちを育てる体制づくりを推進するために実施されている事業であり、その事業内容は次のとおりである。

- ・各地区サポート委員会の活動（地域の特色を生かした事業・学校応援団事業）
- ・川越市子どもサポート本部会議
- ・子どもサポート発表会
- ・子どもサポートコンクール「小江戸見つけ隊」作品展
- ・「学校・家庭・地域の連携」に関わる研修会

・川越子どもサポート新聞「ひと、ホット、ほっと！」の配布

②過去5年間の決算額等の推移

(単位：千円)

	R1 年度 決算	R2 年度 決算	R3 年度 決算	R4 年度 決算	R5 年度 決算	R5 年度 予算
決算額	3,844	2,919	2,754	2,887	3,314	3,885

③令和5年度の実績

- ・子どもサポート委員会によるイベント型事業数 63 件 参加者数 3,354 名
- ・子どもサポート委員会による学校応援団活動数 140 件 参加者数 7,571 名
- ・子どもサポート委員会開催数 110 回 参加者数 1,597 名

これらの活動は地域ぐるみで子どもたちを育てる取組であり、協力して頂ける地域住民の参画が必要不可欠であることから、第三次川越市教育振興基本計画の施策7「家庭・地域の教育力の向上」において、子どもサポート委員会への新規加入委員数を本事業の評価指標として掲げている。指標の実績値は下表のとおりである。

現在値 (R1 年度)	実績値						目標値 (R7 年度)
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	
0 人	16 人	39 人	62 人	74 人	—	—	70 人

目標値である 70 名は 14 地区の子どもサポート委員会において、充て職（ある職に就いている人が他の職を兼任していること）を除く新規加入委員数が毎年 1 名ずつ増えていくことで達成する積み重ねとしての目標値となっている。令和5年度までは新規加入委員数は着実に増加している。

また、令和6年3月末時点の子どもサポート委員会の委員数は次のとおりである。

令和5年 3月末	増加			減少			令和6年 3月末
	充て職	新規	合計	充て職	退会	合計	
619	204	12	216	206	22	228	607

④子どもサポート事業の現状と課題

子どもサポート事業は平成16年度に2地区をモデルとして始まり、現在は市内全域を対象に14地区に分けた上でそれぞれの地区サポート委員会で、地域の特色を生かした活動を行っている。

その活動状況は年に4回程度発行される「子どもサポート新聞」にて報告されており、川越市のホームページ上でも閲覧することが可能である¹。

地域教育支援課としては、子どもたちの実態に合わせ、学校と地域がより多くの情報を共有し、学校応

¹ <https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kosodate/kyouiku/1004539/1004545.html>

援団活動¹や地域の特色を生かした活動における活動内容の改善を続け、さらに多くの児童生徒が参加できるように支援を行っている。ただ、子どもサポート事業は開始から20年が経過し子どもサポート委員の高齢化が進んでいるため、次代の委員の人材発掘・育成が課題となっていることを市としても認識している。また、子どもサポート事業に取り組む人材はPTAや育成会、青少年会議等の活動に関わる人と重なっていること、新型コロナウイルス感染症流行後はその活動実態も以前と比べて変化していることから、子どもサポート委員会による活動の在り方を検討課題として把握し、その見直しを図っているところである。

子どもサポート事業は市内14地区の各地区サポート委員会へ業務委託し、各地域の特色を生かした活動が行われている。令和5年度における各地区の委託費の予算と執行額は下表のとおりである。

令和5年度 委託費執行状況

地区名	予算	執行額
中央	140千円	107千円
中央北	140千円	140千円
中央南	140千円	140千円
芳野	140千円	140千円
古谷	140千円	63千円
南古谷	140千円	140千円
高階	140千円	140千円
福原	140千円	140千円
大東	140千円	117千円
霞ヶ関	140千円	140千円
霞ヶ関北	140千円	132千円
川鶴	140千円	117千円
名細	140千円	140千円
山田	140千円	135千円

<実施した監査手続>

本事業にかかる業務委託契約書及び令和5年度に実施された川越市子どもサポート本部会議の会議録を閲覧し、必要に応じて質問を行った。

【意見37】各地区子どもサポート委員会の評価指標は新規加入委員数だけでなく、在籍人員数についても設定すべき

川越子どもサポート事業は、地域の特色を生かした事業及び学校応援団事業を市内14地区にある各地区サポート委員会へ業務委託して実施している。持続可能な運営がなされるようにするには子どもサポ

¹ 学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動のこと。

ート委員の協力が不可欠であることから、第三次川越市教育振興基本計画の施策7「家庭・地域の教育力の向上」では「各地区子どもサポート委員会新規加入委員数」が指標の一つとして設定されている。基準年（令和元年度）から毎年新規加入委員数は増え続け、令和5年度時点で既に目標値（令和7年度までに70人増）に到達している。

しかし、令和5年度末における充て職を除く在籍人員数は前年末比で10人減少しており、この点に着目すると、当初に計画したイベントが予定通り行えない、学校の教員により負荷がかかってしまうなど活動に支障が生じる可能性も否定できない。在籍人員数が減少している事実にも着目した上で、在籍人員数に関する目標値も設定すべきである。

【意見 38】川越子どもサポート事業の業務委託先である各地区子どもサポート委員会の抱える実情を把握し適切なサポートをすべき

子どもサポート事業は、子どもたちの実態に合わせて学校と地域がより多くの情報を共有し、学校応援団活動や地域の特色を生かした活動によって活動内容の改善を続け、さらに多くの児童生徒が参加できるよう川越市として支援をしている事業である。実際の活動は市内に14ある各地区の子どもサポート委員会に業務が委託され、令和5年度は1地区あたり14万円が業務委託費として支払われている。

令和5年度においては3地区において事業計画の変更に伴う委託費の戻入が生じていた。うち1地区については戻入額が7万6千円と当初計画値の5割近い金額となっている。この地区については充て職を除く子どもサポート委員がこの1年で5名純減するなど持続可能な運営という視点で課題が生じているものと推察される。新型コロナウイルス感染症流行後の活動については地域や学校ごとにその実態が変化しているとのことであり、各地区の子どもサポート委員会の活動の在り方も必要に応じて見直す必要があるとの認識を持っているとのことであった。地区ごとに異なる実情を適切に把握し、市が施策として掲げる「学校・家庭・地域の連携推進」が実行できるようサポートすべきであると考えます。

9. 図書館（教育総務部）

(1) 図書館の業務

図書館の主な業務は川越市ホームページによれば次のとおりである。

主な業務内容
<u>中央図書館</u> <管理担当> <ul style="list-style-type: none">・ 図書館協議会運営・ 中央図書館施設の貸出・ 川越市視聴覚ライブラリー運営 <資料担当> <ul style="list-style-type: none">・ 中央図書館相互貸借事務・ 図書選書事務・ 郷土資料受入事務・ 参考調査事務 <奉仕担当> <ul style="list-style-type: none">・ 中央図書館館内サービス・ 霞ヶ関南分室運営・ 中央図書館障害者サービス
<u>西図書館</u> <ul style="list-style-type: none">・ 西図書館相互貸借事務・ 西図書館館内サービス・ 西図書館障害者サービス
<u>川越駅東口図書館</u> <ul style="list-style-type: none">・ 川越駅東口図書館相互貸借事務・ 川越駅東口図書館館内サービス・ 川越駅東口図書館障害者サービス
<u>高階図書館</u> <ul style="list-style-type: none">・ 高階図書館相互貸借事務・ 高階図書館館内サービス・ 高階図書館障害者サービス

(2) 「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の関連性

第四次川越市総合計画（後期基本計画）と第三次川越市教育振興基本計画との関連性につき、学校教育に関連するもののみを以下に記載する。

第四次川越市総合計画（後期基本計画）	第三次川越市教育振興基本計画
<p>P.73 11.生涯学習活動の推進－5.市立図書館の充実</p> <p>①市民のさまざまなニーズに即した、学習支援につながる事業を実施します。また、各分野の資料や学習・研究情報の提供サービスの充実を図るほか、利用者の利便性の向上を図る取組を推進します。</p> <p>②近隣市町との図書館相互・広域利用及び大学や市立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校図書館等との連携を図ります。</p>	<p>P.70 施策 8.生涯学習活動の推進－施策の柱(2)市立図書館の充実</p> <p>①図書館サービスの充実</p> <p>②図書館を利用した学習活動の推進</p>

<実施した監査手続>

「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の査閲や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(3) 川越市子ども読書活動推進計画について

①概要

子ども読書活動の推進を図ることを目的として、第四次川越市子ども読書活動推進計画（以下「第四次子ども読書計画」という。）を策定するものである。第四次子ども読書計画の概要は次のとおりである。

<p>(A) 基本目標</p> <p>「川越市のすべての子どもが本に親しみ、『読書がすき』を育む」</p> <p>(B) 基本方針</p> <p>基本目標の実現に向けて、以下の3項目を計画の基本方針とする。</p> <p>ア) すべての子どもに本との出会いを届ける</p> <p>イ) 子どもの読書の大切さを学び、伝える</p> <p>ウ) いつでも読書に親しめるまちにする</p> <p>(C) 計画期間</p> <p>令和5年度から令和7年度までの3年間</p> <p>(D) 担当所管</p> <p>中央図書館</p> <p>なお、第三次川越市子ども読書活動推進計画（以下「第三次子ども読書計画」という。）までは、教育指導課が所管であったが、義務教育以外の年齢層（乳幼児や高校生）を対象とした事業展開も図る計画であることから、第四次子ども読書計画からは中央図書館の所管となっている。</p>
--

②計画の評価・点検方法

中央図書館では、毎年度、第四次子ども読書計画の実績及び達成状況について評価を行っている。具体

的には、事業点検シートを用いて、各中心課が自己評価を実施し、中央図書館がその取りまとめを行う。事業点検シートを用いた評価方法は次のとおりである。

<評価方法>

・該当事業について、A、B、C、D、Eの5段階で評価

A：進捗が順調（目標値を達成、または目標値以上となった）

B：進捗が概ね順調（目標値の60%以上100%未満）

C：進捗があまり順調ではない（目標値の30%以上60%未満）

D：進捗が順調でない（目標値の30%未満）

E：事業終了

・数値目標がある施策については、下記「達成率算出方法」で達成率を算出し、評価を実施。数値目標がない施策については、取組内容やその効果を総合的に分析し、評価を実施。

達成率算出方法：実績値（R5）÷ 目標値（R7）

<実施した監査手続>

第三次子ども読書計画及び第四次子ども読書計画に関連する資料を閲覧し、必要に応じて中央図書館担当者への質問を実施した。

【結果 12】第三次子ども読書計画の点検評価が網羅的に実施されていない

第三次子ども読書計画までの担当所管は教育指導課であったが、第四次子ども読書計画の策定から担当所管が中央図書館に移行したことにより、第三次子ども読書計画の最終年度（令和4年度）の評価の取りまとめは中央図書館が行っている。当該年度の評価結果資料を閲覧したところ、未評価項目が散見された。担当者によれば、第三次子ども読書計画の数値目標が少なく、教育指導課から移管の際に、評価よりも第四次子ども読書計画策定を重視したためとの回答を受けた。立てた計画の点検評価が網羅的でないことは著しく不適切であり、漏れなく点検評価を実施する必要がある。今後は点検評価を網羅的に実施する必要がある。

【意見 39】第四次子ども読書計画の施策の進捗を評価するために年度ごとの目標値を設定し、評価を行うべき

第四次子ども読書計画の進捗状況や達成状況は事業点検シートにて評価を行っている。数値目標のある施策の評価については、令和7年度の目標値と評価年度の実績値からその達成率を算出（評価年度の実績値÷令和7年度目標値）し評価を行っているが、令和7年度の目標値はあくまでも第四次子ども読書計画の最終目標である。現在の算定方法では計画最終年度までの各年度でどのように事業を進捗させていく予定なのかが不明確である。今後は単年度の目標値についても設定し、年度ごとに当該単年度目標と実績値とを比較した評価を行うべきである。

【意見 40】事業点検シートにおける数値目標のある施策の評価について、評価基準と整合しない評価が行われている

第四次子ども読書計画の進捗状況や達成状況について、事業点検シートにて評価を行っており、数値目標のある施策の評価については、達成率を算出し、それに基づき評価を行う旨の記載があるが、令和5年度の事業点検シートを閲覧したところ、当該達成率を基にした評価とは異なる評価が付されている項目がいくつか見られた。評価基準については必ずしも画一的に評価することが適切でない場合もあるものの、評価基準に基づく評価を行う旨の記載があり、その評価の正確性を担保する観点から、評価基準に基づく評価を行うべきであるが、例外的にその評価基準を逸脱する評価を行う場合には、その理由を記載すべきと考える。

【意見 41】第四次子ども読書計画の施策については、数値による目標設定を増やすべき

第四次子ども読書計画については、施策が41個あるが、定量的な数値目標を設定している施策は12個に留まっており、残りの29個については定性的な目標となっている。施策自体が定性的であり、そもそも数値目標の設定が難しい施策もあるものの、例えば、施策7「成長段階に合ったお薦め図書の紹介冊子の作成」について目標紹介冊子数を設定することや、施策21「学級訪問・学級招待の実施」について目標学級訪問率を設定する等、数値目標の設定が可能と思われる施策も多く見られる。数値目標の設定がない場合、施策が抽象化してしまい取組自体が具体的に可視化しにくく、また、施策の達成度合いを測る際にも評価しづらいため、目標を定量化できる施策については、数値目標を設けることが有用と考える。

【意見 42】中高生向け SNS による情報発信について、より効果が発揮されるような発信を行うべき

第四次子ども読書計画の施策10「中高生に対する利用促進」に「SNSを活用した情報発信」を行うとの記述があるが、令和5年度及び本監査実施時点（令和6年10月）まで未実施とのことである。担当者に質問したところ、今後、川越市公式Xにより、高校生によるおすすめ本展示やおはなし会の情報を発信し、中高生の来館を促す予定との回答を受けたが、市公式Xのフォロワーの分析や発信頻度、内容等の具体的検討には至っていないということであった。中高生の図書館利用促進に、SNSによる情報発信は有効な手立てになり得ると考えられるため、効果的な発信とすべく市公式Xフォロワーの中高生割合の分析、情報発信の頻度、中高生が図書館を利用したくなるような魅力的な内容の発信等を検討・実施することが有用である。ホームページ上の記載を単に川越市公式Xに転載するのみでは効果は薄いと考えられることから、上記を踏まえて検討・実施することが望ましい。

【意見 43】特別支援学校との連携について具体的な取組計画を策定すべき

第四次子ども読書計画の施策17「特別支援学校等との連携」について、令和5年度において特別支援学校への学校訪問等を実施したものの、具体的な特別支援学校等との連携方針や取組計画については策定・実施されていない状況である。図書館利用に困難のある子どもの読書を支援していくには、特別支援学校等と連携を図っていくことが重要であることから、特別支援学校と意見交換を実施するなど本格的に事業を進めることで、学校や児童生徒のニーズを把握し、具体的な連携方針・取組計画を策定・実施していくべきである。

(4) 障害者・児童サービス事業

①概要

図書館利用に障害のある人に対し、適切な資料及び情報を提供するとともに、子どもの読書活動を推進するため各種サービスを提供し、市民及び利用者の円滑な図書館利用を促す事業である。当事業のうち、学校教育に関連する部分として、次の事業を実施している。

(A)学級訪問及び学級招待

市立小学校を対象とした学級訪問や学級招待を実施し、ブックトークや図書館の利用案内などを行う。

(B)学校への団体貸出

市内の学校や学童保育室、各ボランティア団体に向けて、図書館資料の団体貸出を行っている。

②決算額（中央図書館、西図書館、川越駅東口図書館、高階図書館の合算額）

（単位：千円）

	R4 年度	R5 年度
報償費	1,031	1,453
需用費	1,444	1,360
役務費	44	37
負担金、補助及び交付金	44	40
合計	2,564	2,890

※「障害者・児童サービス」という事業設定は令和4年度からであり、令和3年度は別の（他の事業との合算）事業費として計上していた。

③学級訪問及び学級招待の学校数の推移

図書館では、児童生徒の読書活動の推進を図るため、小学3年生に対し、学級訪問及び学級招待を実施し、ブックトークを行っている。学級訪問及び学級招待の過去3年間の推移は次のとおりである。なお、学級訪問は小学1年生に対しても実施しており、令和5年度は10校30学級に対して行った。

(A)学級訪問

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
学校数（校）	28 (87.50%)	29 (90.62%)	29 (90.62%)
学級数（学級）	84	90	81

(B)学級招待

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
学校数（校）	0 (0%)	2 (6.25%)	3 (9.38%)
学級数（学級）	0	7	11

学級招待は、立地が図書館に近い小学校に対して来館を促しているものであり、読書の動機付けにつな

がるブックトークを行うという点において、学級訪問及び学級招待は一体的に実施している。

また、学級訪問・学級招待以外にも、小学生用に年4回、中学生用に年1回推薦図書に掲載したリーフレットを作成し、図書館ホームページに掲載、市立図書館及び分室のカウンター等に常置して自由に持ち帰れるようにしている他、中学生用においては、簡易版を中学1年生全員に中学校経由で配布を行っている。

④学校向け団体貸出冊数について

図書館では、学校向けに授業や調べ学習で活用できる団体貸出用の資料の充実に努めており、市内の学校や学童保育室、各ボランティア団体に向けて、図書館資料の団体貸出しを行っている。市内学校への団体貸出冊数及び団体貸出利用校数の推移は次のとおりである。

(A)団体貸出冊数

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目標値 (R7 年度)
貸出冊数 (冊)	4,718	5,290	5,508	10,000

(B)団体貸出利用校

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
市立小学校 (全 32 校)	25 校	24 校	24 校
市立中学校 (全 22 校)	2 校	2 校	6 校
市立高校 (全 1 校)	1 校	1 校	1 校
特別支援学校 (市立・埴保己一)	2 校	2 校	0 校

⑤関連指標について

川越市では、第三次川越市教育振興基本計画の施策2「豊かな心と健やかな体の育成」の中で、児童生徒一人当たりの読書冊数を指標として設定し、その推移の点検・評価を実施している。なお、当該指標の担当は教育指導課であるが、児童生徒の読書活動推進において重要な指標であるため、ここに記載する。

(A)指標：児童一人あたりの読書冊数 (川越市小江戸読書マラソン実施状況調査における実施期間中の平均読書冊数)

R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目標値 (R7 年度)
59.3 冊	60.6 冊	58.1 冊	56.7 冊	58.5 冊	65.0 冊

(出典：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書)

(B)指標：生徒一人あたりの読書冊数（川越市小江戸中学生読書手帳活用状況調査に記入された平均読書冊数）

R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目標値 (R7 年度)
8.4 冊	10.2 冊	10.4 冊	8.6 冊	7.9 冊	15.0 冊

（出典：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書）

<実施した監査手続>

障害者・児童サービス事業に関連する資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。

【意見 44】学級訪問後にアンケートを取る等、学級訪問の実施によって子どもの読書意欲が向上したかについての効果測定を実施すべき

図書館では、小学 3 年生に学級訪問を実施しているが、訪問後にアンケート等のフィードバックは行われておらず、当該学級訪問の実施により子どもの読書意欲が向上したか否かの効果の程は不明である。学級訪問後に「実際に本を読みたくなった」「図書館に足を運んでみようと思う」といった項目のアンケートを実施し、学級訪問の実施によって子どもの読書意欲が向上しているかについての効果測定を実施すべきである。

【意見 45】中学生を対象とした学級訪問等について具体的な検討をし、中学生への読書機会の提供につなげていくべき

第四次子ども読書計画の「第 2 章 第三次計画期間における取組と課題」の中で、「小学校高学年や中学生への読書機会の提供が少ない」との課題認識があり、また、施策 21 に「中学生を対象にした学級訪問の実施を検討」と記載があるが、担当者に実施予定年度や実施対象学年、校数等を質問したところ、検討に時間を要するため現段階で実施予定はないとの回答を受けた。中学生に読書機会を提供していくために、中学校への学級訪問等について具体的な検討をすべきである。

【意見 46】団体貸出を利用していない学校について、その理由を把握するとともに利用校数を目標設定すべき

団体貸出については団体貸出冊数を数値目標として設定しているが、令和 5 年度に当該団体貸出を利用していない学校は、小学校が 8 校で 25%、中学校が 16 校で 72%である。団体貸出の利用校数に対する目標値の設定について担当者に質問したところ、団体貸出は学校や教職員の意向によるため目標値は設けていないとの回答を受けた。また、未利用の理由について担当者に質問をしたところ、具体的な理由については把握していないとの回答を受けた。

団体貸出は、第四次子ども読書計画においてもその利用促進を目指しており、学校教育における図書資料の充実の観点からも、学校や教職員への働きかけを行い、その利用校数の増加に努めるべきである。そのため、団体貸出を利用していない学校についてその理由を把握するとともに、利用校数についても目標値を設定すべきである。

【意見 47】 団体貸出実施の際には、アンケートを取る等、団体貸出における学校からの評価を把握・分析し、今後の選書に生かしていくべき

団体貸出を実施した後、貸出した本についての学校からの評価（例えば、適切な本であったか、適切な量であったか等）をアンケート等の実施により把握して内容を分析し、今後の選書に生かすような仕組みづくりが有用であると考えます。

【意見 48】 小学生向けリーフレットは、ホームページへの掲載や図書館カウンター等に常置するだけでなく、小学校にて配布する等の工夫をすべき

図書館では児童生徒の読書活動の推進を図るため、小学生向けに推薦図書を掲載したリーフレットを年 4 回作成し、図書館ホームページに掲載する他、市立図書館や分室、川越市児童センターこどもの城のカウンター等に常置して自由に持ち帰れるようにしているが、学校での配布は行っていない。

令和 5 年度における小中学生の市立図書館利用率（小中学生の人口に対する実利用者数（当該年度中の 1 回以上の資料貸出者）の割合（川越市中央図書館調べ））は 14%であることから、図書館内に当該リーフレットを常置しても 86%の小中学生に届かないのが現状であり、より多くの小学生の読書活動の推進を図るためには、むしろ普段図書館を利用しない児童にリーフレットを届ける方が効果的ともいえる。教育指導課等とも連携しながら、中学生同様、小学生についても、学校経由で当該リーフレットを配布する等、まずは小学生の手に取ってもらうことが重要であると考えます。

【意見 49】 中学生向けリーフレットは、対象学年を広げて配布の頻度を増やすべき

図書館では児童生徒の読書活動の推進を図るため、中学生向けに推薦図書を掲載したリーフレットの冊子を作成し、図書館ホームページへの掲載、かつ市立図書館や分室のカウンター等に常置して自由に持ち帰れるようにしているほか、簡易版を中学 1 年生全員に中学校経由で配布を行っている。しかし、その作成・配布は年 1 回と頻度が少なく、また、中学校での配布についても対象が 1 年生のみで範囲が狭い。中学生の図書館利用を増やし、児童生徒の読書活動を推進するためには、教育指導課等とも連携しながら、当該リーフレットの配布頻度を増やすとともに、直接配布対象の学年範囲を広げるべきである。

10. 博物館（教育総務部）

(1) 博物館の業務

博物館の主な業務は川越市ホームページによれば次のとおりである。

主な業務内容
<p><管理担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館・蔵造り資料館・本丸御殿の施設及び設備の維持管理 ・博物館・蔵造り資料館・本丸御殿の入館料・行政財産使用料及びその他諸収入 ・博物館協議会 <p><学芸担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館常設展示及び特別展示に関すること ・博物館資料の利用許可に関すること ・博物館資料の寄贈及び寄託に関すること ・博物館資料の収集・保管及び管理に関すること ・博物館資料に関する専門的・技術的な調査研究 ・資料目録等の刊行に関すること <p><教育普及担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館講座・講演会・教室等の開催 ・展示解説員に関すること ・博物館と学校との連携 ・他の博物館等の関係機関との協力

(2) 「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の関連性

第四次川越市総合計画（後期基本計画）と第三次川越市教育振興基本計画との関連性につき、学校教育に関連するもののみを以下に記載する。

第四次川越市総合計画（後期基本計画）	第三次川越市教育振興基本計画
P.73 11.生涯学習活動の推進－6.市立博物館等の充実 ②学校教育との連携のもと、児童生徒が川越の歴史や文化等に興味や関心を持つことができる学習活動の機会の充実を図ります。	P.72 施策 8.生涯学習活動の推進－施策の柱(3) 市立博物館の充実 ③教育普及事業の充実と学校教育との連携強化
	P.78 施策 9.文化財の保存と活用－施策の柱(2) 地域の歴史や伝統文化の継承 ②地域の歴史・伝統文化の継承に向けた学びの促進

<実施した監査手続>

「第四次川越市総合計画（後期基本計画）」と「第三次川越市教育振興基本計画」の査閲や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(3) バス利用による博物館学習

①概要

- 市立小学校 6 年生・3 年生の全児童を対象として川越市立博物館での展示解説等を実施
- バス利用を希望する学校に借上バスを配車し、児童の送迎を実施
- 各学校の社会科年間指導計画に位置づけた学習として実施
- 各学校の要望に応じた博物館学習の支援
- 小学校第 3 学年の学習に応じた企画展の開催や体験活動の実施
- 館職員や学習アドバイザー（市民ボランティア）による学習支援

②令和 5 年度の実施状況

	小学 6 年生	小学 3 年生
実施期間	○令和 5 年 6 月 6 日～6 月 29 日 ○令和 5 年 9 月 12 日～11 月 15 日	○令和 6 年 1 月 23 日～2 月 29 日
実施日数	○18 日間 ・バスを利用した日数：15 日 ・徒歩で利用した日数：3 日	○18 日間 ・バスを利用した日数：15 日 ・徒歩で利用した日数：3 日
配車台数	○延べ 30 台（1 日 2 台×15 日）	○延べ 30 台（1 日 2 台×15 日）
学校数	○32 校／32 校中	○30 校／32 校中（※）
児童数	○2,909 名	○2,704 名

※積雪のため小学 3 年生は 2 校が中止（後日訪問授業で対応）

③令和 5 年度の各学校へのアンケート結果

博物館は上記の博物館学習後に効果測定のためアンケートを各学校の教員に記載してもらっている。各校 1 件の回答依頼である。令和 5 年度のアンケート結果の抜粋（当監査人が集計や表示上の加工を一部実施）は次のとおりである。

1 事前の打ち合わせについて		
<小学 6 年生>		
とてもよかった	29 校	91%
どちらかといえば、よかった	3 校	9%
どちらかといえば、よくなかった	0 校	0%
よくなかった	0 校	0%
<小学 3 年生>		
とてもよかった	25 校	83%
どちらかといえば、よかった	5 校	17%
どちらかといえば、よくなかった	0 校	0%
よくなかった	0 校	0%

2 博物館を活用した学習の効果

<小学6年生>

とてもよかった	30校	94%
どちらかといえば、よかった	2校	6%
どちらかといえば、よくなかった	0校	0%
よくなかった	0校	0%

<小学3年生>

とてもよかった	28校	93%
どちらかといえば、よかった	2校	7%
どちらかといえば、よくなかった	0校	0%
よくなかった	0校	0%

<実施した監査手続>

関連する資料の閲覧や質問等の手続を行った。

【意見 50】 バス利用による博物館学習について、児童への直接的な効果測定も実施すべき

市立小学校全校の小学3年生と小学6年生の全児童を対象にして、川越市立博物館での展示解説等を実施している。実施後に博物館は効果測定のため各学校の教員にアンケートを実施している。令和5年度の当該アンケート結果はおおむね高評価であった。

教育者である教員の声聴くことは、今後の博物館学習を行ううえで一定の効果があると考えますが、児童の感想とは必ずしも一致していないかもしれない。本事業をより効果的に実施するために、教員へのアンケートに加え、児童へもアンケート等の効果測定を定期的実施すべきと考える。

(4) 博物館職員による訪問授業

①概要

- 博物館等の施設に訪問できない学校を対象とした学習支援
- 博物館職員が学校に出向いて授業、または授業の補助、あるいはフィールドワークなどの体験学習を実施
- 訪問授業で利用できる資料の作成

②令和5年度の実施状況

- 校外学習の学習計画を立案する際のアドバイザーとしての派遣
- 埼玉県立塙保己一学園（小・中・高等部）¹での体験活動の支援

¹ 埼玉県立特別支援学校 塙保己一（はなわほきいち）学園（県立盲学校）は視覚障害者教育を行う学校です。幼稚部、小学部、中学部、高等部普通科、高等部専攻科（理療科・保健理療科）、寄宿舎を設置しています。【出典】同校ホームページ

	のべ 学校数	のべ 学級・学部数	学年（校数）	教科等（校数）
小学校	28校	77学級	1年(1)、2年(1)、3年(5) 4年(7)、5年(1)、6年(11) 特別支援学級(2)	社会(9)、総合(19)
中学校	5校	16学級	1年(1)、2年(1)、3年(1) 教育支援室(2)	総合(4)、その他(1)
県立埴保己一学園 (小・中・高等部)	1校	3学部	小学部(1)、中学部(1) 高等部(1)	社会(1)

③令和5年度の各学校へのアンケート結果

博物館は上記の訪問授業後に効果測定のためアンケートを各学校の教員に記載してもらっている。各校1件の回答依頼である。令和5年度のアンケート結果の抜粋（当監査人が表示上の加工を一部実施）は次のとおりである。

1 事前の打ち合わせについて		
とても良い	29校	88%
どちらかというが良い	3校	9%
どちらかという良くない	1校	3%
よくない	0校	0%
※実施直前の依頼のため、事前の打ち合わせができなかった先（上表に含まれない）が1校ある		
2 児童にとっての学習の効果		
とても良い	33校	97%
どちらかというが良い	1校	3%
どちらかという良くない	0校	0%
よくない	0校	0%

<実施した監査手続>

関連する資料の閲覧や質問等の手続を行った。

【意見51】博物館職員による訪問授業について、児童生徒への直接的な効果測定も実施すべき

市立小・中学校・特別支援学校、市内の県立特別支援学校等の要請に応じて行っている訪問授業について、実施後に博物館は効果測定のため各学校の教員にアンケートを実施している。令和5年度の当該アンケート結果はおおむね高評価であった。

教育者である教員の声を聴くことは、今後の訪問授業を行ううえで一定の効果があると考えますが、児童生徒の感想とは必ずしも一致していないかもしれない。本事業をより効果的に実施するために、教員へのアンケートに加え、児童生徒へもアンケート等の効果測定を定期的実施すべきと考える。

11. 川越市立小・中学校の現地往査

(1) 現地往査の対象先について

現地往査の対象先は、川越市立小学校全 32 校、及び川越市立中学校全 22 校の中から無作為抽出により次の 4 校を選定した。

- ・川越市立川越小学校
- ・川越市立高階小学校
- ・川越市立富士見中学校
- ・川越市立初雁中学校

(2) 現地往査において特に留意した監査の着眼点

川越市立小・中学校の事務の執行及び運営管理について、関係法令等への合規性のほか、経済性、効率性及び有効性について確認するため、主に次の諸点に留意して監査を実施した。

- ・川越市立小・中学校の事務の執行に関する法令等に準拠しているか。
- ・川越市立小・中学校の事務の執行及び運営管理が効率的であるか。
- ・備品等の資産管理が適正になされるとともに、資産を有効活用しているか。
- ・人体に有害な資産（危険物や薬品等）の保管について安全面に配慮しているか。
- ・現金や預金通帳、金融機関への届出印は適切に管理されているか。
- ・学校徴収金に係る規程等が整備され、適正に運用されているか。
- ・学校徴収金について適正な帳簿記入がなされているか。
- ・学校徴収金に係る決算書の作成と監査が適正になされているか。

(3) 川越市立川越小学校の現地往査

①学校の概要

開校年	明治 6 年
所在地	川越市郭町 1 丁目 1 番地 1
教職員数	校長教員：28 名 養護：1 名 事務：1 名
児童数	594 名（特別支援学級児童数 33 名を含む）
学級数	23（特別支援学級数 5 を含む）

※令和 5 年 5 月 1 日現在。教職員数は教職員定数を表す。

②川越市立川越小学校の監査結果について

(A) 備品等の管理について

【意見 52】備品管理システムについては一元化すべき

備品管理については、市役所が導入している財務会計システム（FAST）と、独自に開発された備品サブシステム（FAST 導入前から川越市立全小中学校にて使用）の二重管理が行われている（指導書につい

てはさらに別システムで管理)。特に、備品の設置場所等の情報は、FAST には登録しておらず、備品サブシステムに登録しているため、備品の実査は備品サブシステムのデータを用いて行われている。また、追加購入し FAST に登録した備品を備品サブシステムに取込む方法は備品サブシステムのマニュアルに記載があるものの、除売却の反映方法についてはマニュアルに記載がなく、FAST と備品サブシステムとの整合性について監査時（令和 6 年 9 月）に確認することができなかった。また、FAST と備品サブシステムの一致確認も特段していないとのことであった。備品管理において別々のシステムでそれぞれにデータ管理することは、手間がかかり非効率であることのみならず、情報変更が生じた際のミス等が生じやすく、整合性が取れなくなる恐れがあることから、FAST に一元化すべきである。

【意見 53】 備品サブシステムにおいて、品名の頭に【特】【共】がっていない特定備品・共通備品がある

平成 22 年 4 月 1 日より、備品基準が改正となり、価格基準の金額が増額され、特定備品についてその一部については対象から外れることとなった（川越小学校提出資料「備品の基準の改正の概要」より）。改正後の基準に照らして、特定備品に該当する備品は品名の頭に【特】と表示するルールとなっているが、備品サブシステム上では一部の特定備品に当該【特】が表示されておらず、それが改正後も特定備品なのか、特定備品から外れた備品が残ってしまっているのかが判断できない状態となっている。共通備品についても同様に【共】が表示されていないものが見られる。そのため、備品サブシステムについては FAST との整合性を確認し、使用について検討すべきである。

【意見 54】 学校備品の実査についてルールが定められていないため、川越市全体で統一的なルールを作成し、それに従って学校備品実査を行うべき

学校備品については年に 1 度実査を実施しているが、当該実査についてのルール（現物チェックの時期・方法、チェック表の保管等）が規程等に示されておらず、現状は過去からの慣習にしたがって実査を行っているとのことである。小中学校ごとに実査のルールを変える必要は無いと思われるため、川越小学校のみならず川越市立小中学校統一の学校備品の実査についてのルールを定め、当該ルールに従って備品実査を行う必要があると考える。

【意見 55】 学校備品の実査については確認後の最終的な顛末まで記載すべき

令和 5 年度の備品実査において使用されたチェック表は保管されていたものの、チェック表で「実査場所に現物なし」と記入されていた備品の最終的な顛末（別室で見つかった、見つからなかったなど）が、本監査時点（令和 6 年 9 月 2 日）においても記載されていなかった。実質的に実査を完了させていない状況であるため、確認後の最終的な顛末まで記載すべきである。

【意見 56】 使用する予定がなく放置されている備品については、他の小中学校への譲渡や処分等の活用方法について検討すべき

現在、使用していない学校備品（ピアノ、アコーディオン等の楽器類など）が多くあるが、当該備品についての処分やその他の活用方法については特段考えられていないとのことであり、準備室や教室等に置かれたままの状態となっている。未使用備品については他の小中学校において使用できる場合もある

ため、資産の有効利用の観点からその活用方法について検討すべきである。また、使用できないものに関しては、処分や売却等について検討すべきである。

【意見 57】 使用していない石油ストーブについては、その使用の有無を検討し、使用する予定がある場合には、その危険性を勘案して保管マニュアルを作成すべき

各教室に石油ストーブが設置されているが、現在はエアコンを使用することが多く、ほとんどの教室で使用されていない。また、灯油タンクはストーブから分離し、空き教室等に移動して保管している状況である。暖房機器取扱会社によれば、長期間使用しない石油ストーブは、灯油を抜き取った上でゴミは除去し、包装箱に入れて湿気のない場所での水平保管が必要とのことであるが、小学校に保管しているストーブについてはそのような保管は行っていない。また、日本ガス石油機器工業会によれば、ガス機器・石油機器は目安として10年に1度は点検を受けることを推奨しているが、小学校において点検等は実施していない。今後使用する予定であれば、故障や火事につながる危険性を勘案して、その保管方法や利用再開時の点検方法についてマニュアル化し、そのマニュアルに沿って保管しておくべきであり、明らかに今後使用しない石油ストーブであれば廃棄を検討すべきである。

【意見 58】 以前使用していた備品シールについては剥がすべき

一部の備品について、以前使用していた備品シールと、現行の備品シールの両方が貼付されており、分かりにくい状況になっている。また、特定備品でなくなった備品についても、同様の状態となっている。古い備品シールについては全て剥がし、現行の備品シールにて備品管理をすべきである。

(B)理科薬品等の管理について

【結果 13】 理科準備室の鍵と理科薬品庫の鍵は別々の保管とし、安易に鍵が手に入らない保管場所に保管する必要がある

理科準備室の鍵と理科薬品庫の鍵は同じ束として職員室の入口脇にある鍵掛けにかけられており、職員ばかりか児童やその他の者であっても容易に持ち出せる状況にある。理科薬品庫の中にある薬品は毒物・劇薬が保管されているため、その危険性を考えれば鍵は安易に不特定多数の者が持ち出せる場所に保管してはならない。理科準備室の鍵と理科薬品庫の鍵は別々の保管とし、安易に鍵が手に入らない保管場所に保管する必要がある。

【結果 14】 理科薬品等管理規定に従い、理科薬品の定期点検は学期末ごとに行うとともに、薬品使用時は薬品管理カードに必要事項を記載する必要がある

理科薬品等管理規定によれば、理科薬品の定期点検は学期末ごとに実施することになっているが、定期点検確認表を閲覧すると令和5年度は令和5年4月12日と令和6年2月27日の2回しか点検の記録が記載されていなかった。理科薬品等管理規定に従って学期末に実施する必要がある。

また、理科薬品は理科薬品等管理規定に従い、使用時に薬品管理カードに必要事項を記入することになっているが、一部の薬品管理カードを閲覧したところ、学期中は使用の記載が一切なく、点検時に現有量を確認し、その差分を点検時に使用したこととして記入しているとしか考えられない記載が見受けられた。理科薬品については、毒物・劇薬も含まれていることから、その管理については厳重に行うべきであ

り、理科薬品等管理規定に従って薬品管理カードに必要事項を記入する必要がある。

【意見 59】現在の学習指導要領で使用しない薬品については、廃棄等の検討をすべき

薬品管理カードを閲覧したところ、購入時から使用されていない薬品があった。この点を担当者にヒアリングしたところ、当該薬品については、学習指導要領が変更になり現在使用しておらず、当該薬品以外にもそのような薬品があるとの回答を受けた。現在使用していない薬品を保有し続けることは、時間の経過とともに容器の劣化・破損が進むことや、内容物が分からなくなる等のリスクが増大し、その中には危険性の高い薬品が含まれている可能性も考えられる。そのため、不要な薬品については廃棄の必要性の有無を検討し、廃棄薬品となった場合には川越市の廃棄手順に従い、速やかに廃棄の手続を行うべきである。

【結果 15】学校プール管理日誌の押印欄（体育主任、保健主事、教頭、校長）に押印が一切なされていない

学校プール管理規則において、学校プール管理日誌の記載及び校長への報告が規定されており、当該日誌の様式には、各責任者の押印欄が設けられている。しかしながら、令和 5 年度の全ての学校プール管理日誌に当該押印がなされていなかった。規則に従って押印する必要がある。

【意見 60】学校プールを使用可能と判断する要素の 1 つである、残留塩素測定値について、使用可能となる数値の下限及び上限を明確にして周知すべき

学校プールを使用する際には、朝、使用時、夕方（終了時）に残留塩素を測定しているが、プールが使用可能となる残留塩素値の範囲について明確化されておらず、どのような基準によって残留塩素値からプール使用可否を決定しているかが不明瞭であった。児童の安全面を考えても上限及び下限を明確にして周知すべきである。

【意見 61】学校薬剤師によるプールの水質点検のタイミングについて検討すべき

学校プール管理日誌には学校薬剤師所見欄が設けられており、令和 5 年度においては 7 月 24 日、7 月 25 日、7 月 27 日の学校プール管理日誌に学校薬剤師の押印があるため、同日に学校薬剤師による水質点検が行われたと思われるが、その水質点検のタイミングの定めについて明確化されていない。学校薬剤師のプール水質点検のタイミングについては、適切な時期に行うことが適当と考えられることから、その時期について明確にして周知すべきである。

(C)学校徴収金の出納と決算について

【結果 16】学校徴収金の現金については川越小学校会計事務取扱基準に基づき、学校に保管せず預金口座に預金する必要がある

川越小学校会計事務取扱基準第 6 条第 1 項によれば、学校徴収金の現金については預金口座を設けて預金し、現金は学校に保管しないこととされている。しかし実際には集金に時間がかかること、預金口座へ入金をする手間がかかること等から、即時入金がされておらず 1 か月以上現金が学校保管となっているものが見られた。その結果、学期末には出納簿と預金通帳の残金を一致させているものの、学校徴収金

の出納簿と預金通帳の学期中の動きが一致していなかった。学校徴収金の現金については紛失等のリスクがあることから、川越小学校会計事務取扱基準に基づき、学校保管とせず集金の都度預金口座に預金し、出納簿と一致させる必要がある。

【意見 62】 預金口座名義について原則校長名義とする規定は変更すべき

川越小学校会計事務取扱基準第 6 条第 1 項によれば、学校徴収金の預金口座名義は特別な理由がある場合を除き校長名義とする旨の記載があるが、川越小学校の学校徴収金についての預金口座名義は学校名義となっている。

この点、学校名と個人名の併記でなければ預金口座の発行を認めない金融機関がある一方で、預金口座名義を学校名で発行する金融機関もあるなど、預金口座名義については金融機関の方針に合わせた運用にせざるを得ない状況である。また、学校名を預金口座名義にできる金融機関であれば校長の変更の都度、名義変更の手続をしなくてよいのであるから、むしろ事務便宜の観点からは学校名を預金口座名義にできる余地を残すことが合理的とも考えられる。

以上より、預金口座名義に学校名を含めることまでを求めるなど、金融機関の方針に合わせた運用を可能とする規定に変更すべきである。

【意見 63】 学校徴収金についての監査の実施結果及び会計報告についての報告書の作成について検討すべき

川越小学校会計事務取扱基準第 8 条、第 9 条によれば、学校徴収金について監査を実施し、監査終了後に会計報告書を提出することとなっているが、現状は当該報告書の作成はなく、学校徴収金の管理台帳の下部において、報告する旨の記載と、校長及び教頭の押印があるのみである。一部の管理台帳では、校長及び教頭の押印がないものも発見された。なお、保護者向けの会計報告書は作成されてはいるが、保護者向け報告書の前段階にて、監査の実施結果及び会計報告について、様式やルール等を定め運用すべきであると考えられる。

【結果 17】 修学旅行にかかる学校徴収金について、収支の記載がなされていない

川越小学校会計事務取扱基準第 8 条、第 9 条によれば、学校徴収金について監査を実施し、報告書を提出することとなっており、特に第 8 条第 2 項に修学旅行及び宿泊学習の会計については、終了後速やかに監査を行う旨の記載がある。これにつき、保護者向けの会計報告書は作成されてはいるものの、学校徴収金管理台帳「第 6 学年 2 学期学年費」には、修学旅行代金についての収入及び支出についての記載がなされておらず、修学旅行残金 148,178 円の記載があるのみであった。これでは収支の内容が一切分からず、会計報告として著しく不十分であると言わざるをえない。修学旅行にかかる学校徴収金については、収支の報告をする必要がある。

【意見 64】 預金通帳の保管期間についてルール化すべき

学校徴収金を管理する預金通帳の保管期間について、ルールとして定められておらず、過去の預金通帳の提示を依頼したところ、保管状況が不明確との回答であった。預金通帳は預金出納の証拠書類の 1 つであるから、保管期間についてのルールを定めて適切に保管すべきである。

(D)図書室の蔵書管理について

【意見 65】 図書室の蔵書の棚卸についてのルールを定めるべき

図書室の蔵書の棚卸は年に1度実施しているが、当該棚卸についてのルールが規程等に示されておらず、現在は過去の慣習にしたがって棚卸を行っている状況である。当該棚卸については担当者によって「棚卸方法に違いが生じる」「行うべき事項が行われない」「保管すべき文書が保管されない」といったことがないように、現物チェックの時期、棚卸方法、棚卸チェック表の保管方法等、棚卸に関するルールを定め、当該ルールに従って棚卸を実施すべきである。

【意見 66】 図書室の蔵書の紛失について、児童への周知も含め、紛失図書を減らすための対策を講じるべき

川越小学校の図書室の蔵書について、毎年一定数が紛失しており、令和5年度の蔵書点検では15冊の本が紛失し、また、4年前から見つからない本が33冊となっている。紛失した蔵書については、リスト化し図書室内に掲示して検索を呼び掛けており、いくつか返却される本もあるものの、見つからない本も多い。学校図書室の蔵書については、公金により購入されたものであることから、紛失をできる限り少なくするための有効策を、児童への周知も含めて検討し、対策を講じていくべきである。

(4) 川越市立高階小学校の現地往査

①学校の概要

開校年	大正12年
所在地	川越市砂新田58
教職員数	校長教員：30名 養護：1名 事務：1名
児童数	693名（特別支援学級児童数21名を含む）
学級数	24（特別支援学級数3を含む）

※令和5年5月1日現在。教職員数は教職員定数を表す。

②川越市立高階小学校の監査結果について

(A)備品等の管理について

【意見 67】 学校内に他部署の実査対象備品がある場合には実査前に連携をとるべき

備品実査の保管場所別チェック表を閲覧したところ、学童保育室（3階）の備品について何もチェックがついていなかったため、小学校の担当者へ確認したところ、当該保管場所の鍵は教育財務課が担当部署として保管しているため、小学校としては実査していないとのことである。また、以前教育財務課に実査の必要性を確認したが、回答が無くそのままになっているとのことであった。この点を教育財務課へ確認したところ、学童保育室として使用する以前から学校で所有していた物は学校の備品であり、教育財務課は管理者として備品をいわば学校から借りている状態であったが、令和5年度の当該備品の実査はしていないとのことであった。

学校内に他部署が実査すべき箇所や備品がある場合には、備品実査の前に部署間で実査対象備品を明確にするために連携をとり、実査に取り掛かるべきである。

【結果 18】 返納処理済みの備品は速やかに処分する必要がある

備品の管理状況を把握するために、放送室の備品の現物確認を実施したところ、平成 19 年に返納処理済みのシールが貼付された備品があった。適正な備品管理を行うためには、返納処理済みの備品は何年も放置することなく、速やかに処分する必要がある。

【意見 68】 備品の実査については、複数名で実施すべき

備品の管理状況を把握するために、放送室の備品の現物確認を実施したところ、保管場所別チェック表には記載されているが実際には現物が見つけられない備品があった。実査方法を確認したところ、保管場所別チェック表に基づいて担当者 1 人で確認しているとのことである。担当者 1 人による実査では、相互牽制機能もなく、確認漏れ等のリスクも生じやすくなることから、実効性を確保するためには複数名で実査を行うことが望まれる。

【結果 19】 備品シールは、性質上または用途上やむを得ない場合を除き全ての備品に貼付する必要がある

財務会計システム備品管理運用の手引きによると、備品には、性質上または用途上やむを得ない場合を除き備品シールを貼付し、市備品である旨を標示しなければならないと定められており、性質上または用途上やむを得ず備品シールを貼付できない場合でも、備品シール、備品ラベルは各課で保管し、必要なときに提示することとなっている。

実際に保管場所別チェック表に基づいて、一部の備品について備品シールの有無を確認したところ、貼付可能であるにもかかわらず備品シールの貼られていない備品がいくつか見られた。また、担当者に確認したところ、やむを得ず貼付できない備品に対する備品シールや備品ラベルの保管は特に実施していないとのことであった。財務会計システム備品管理運用の手引きを遵守した運用をする必要がある。

【意見 69】 以前使用していた備品シールについては剥がすべき

一部の備品について、以前使用していた備品シールと現在使用している備品シールの両方が貼付されており、わかりにくい状況になっている。また、現在備品として管理していないものも以前使用していた備品シールが貼付されている。適切に備品を管理するためには、以前使用していた備品シールは全て剥がすべきである。

(B)理科薬品等の管理について

【結果 20】 理科薬品等管理規定に従い、理科薬品の定期点検は学期末ごとに行うとともに、薬品使用時は薬品管理カードに必要事項を記入する必要がある

理科薬品等管理規定によれば、理科薬品の定期点検は学期末ごとに実施することになっているが、定期点検確認表を確認すると令和 5 年度は令和 5 年 9 月 5 日以降実施されていない。理科薬品等管理規定に従って学期末に実施する必要がある。

また、理科薬品は理科薬品等管理規定に従い、使用時に薬品管理カードに必要事項を記入することになっているが、一部の薬品管理カードに必要事項の 1 つである使用者の記載がないものがあつた。理科薬品には毒物・劇物のものもあることから、その管理は厳重に行うべきであり、理科薬品等管理規定に従って薬品管理カードに必要事項を記入する必要がある。

(C)学校徴収金の出納と決算について

【意見 70】預金口座名義について原則校長名義とする規定は変更すべき

川越市立高階小学校会計事務規定によると、集金した現金は、教頭が校長名の口座に預金することになっているが、実際には校長名ではなく「川越市立高階小学校学年会計 1 学年」など学年ごとの名義となっている。

この点、学校名と個人名の併記でなければ預金口座の発行を認めない金融機関がある一方で、預金口座名義を学校名で発行する金融機関もあるなど、預金口座名義については金融機関の方針に合わせた運用にせざるを得ない状況である。そのため、預金口座名義に学校名を含めることまでを求めるなど、金融機関の方針に合わせた運用を可能とする規定に変更すべきである。

【意見 71】川越市立高階小学校会計事務規定に定められた会計事務についての研修会の実施記録を作成すべき

川越市立高階小学校会計事務規定によると、会計事務についての研修会を定期（年度初め）、臨時（必要に応じて）に行うことになっているが、実際は年度初めの職員会議内の各種規定の説明の中で、会計事務規定の説明もあわせて実施しているとのことであり、この点について特段の記録もなされていない。研修会を定期に行うと定めている以上は、研修会の実施を明確にすべく、実施記録を作成すべきである。

【意見 72】川越市立高階小学校会計事務規定に定められている会計監査等について、会計監査の実施方法や結果報告の方法を明確にすべき

川越市立高階小学校会計事務規定に会計監査等について定められているが、その内容は、各学年は、学期に 1 回以上、出納帳・関係書類（学年だより等集金の通知・領収証綴り・保護者宛会計報告）の確認を行い、校長に決算の報告を行うとなっており、会計監査の実施方法、結果報告の方法について特に定められていない。会計監査の方法を明確に規定すべきである。

【結果 21】出納帳、領収証綴り、保護者宛会計報告の資料は年度ごと学年ごとに漏れなく適切に管理する必要がある

令和 5 年度の出納帳、領収証綴り、保護者宛会計報告の資料を確認したところ、その資料のなかに令和 3 年度 1 学期の出納簿が混入されていた。また、3 学期の保護者宛会計報告が欠落していた。これらの資料は保護者から徴収した現金を、目的に従って適正に支出したことを証明する重要な資料であるため、その管理は厳格に行う必要がある。

【意見 73】預金通帳の保管期間についてルール化すべき

学校徴収金を管理する預金通帳の保管期間について、ルールとして定められておらず、過去の預金通帳

の提示を依頼したところ、保管状況が不明確との回答であった。預金通帳は預金出納の証拠書類の 1 つであるから、保管期間についてのルールを定めて適切に保管すべきである。

(D) 図書室の蔵書管理について

【意見 74】 図書室の蔵書の棚卸についてルールを定めるべき

図書室の蔵書の棚卸は年に 1 度実施しているが、実施時期や方法は特に定められておらず、実施記録の確認や保存は特になされていないとのことである。図書室の蔵書は紛失リスクもあることから、棚卸のルールを定め、適切に管理すべきである。

(5) 川越市立富士見中学校の現地往査

① 学校の概要

開校年	昭和 24 年
所在地	川越市東田町 17 番地 1
教職員数	校長教員：26 名 養護：1 名 事務：1 名
生徒数	355 名（特別支援学級生徒数 21 名を含む）
学級数	14（特別支援学級数 4 を含む）

※令和 5 年 5 月 1 日現在。教職員数は教職員定数を表す。

② 川越市立富士見中学校の監査結果について

(A) 備品等の管理について

【意見 75】 備品の実査にあたっては台帳に記載されている備品の有無を確認するだけでなく、台帳に記載されていない備品があった場合にも報告をあげるようにすべき

備品台帳と現物の照合をサンプルで実施したところ、備品台帳に記載されていない備品（チューバ、保管場所：音楽室）が検出された。当該備品は過去から備品台帳に記載されておらず、かつ使用頻度は非常に低いものであり、備品台帳に記載されていない経緯は不明であった。備品の実査にあたっては備品台帳（リスト）から現物の有無を確認するだけでなく、台帳に記載されていない現物の有無を把握することも目的の一つであることを認識したうえで実査すべきである。

【意見 76】 実査の結果、廃棄することが決まった備品については、不正な処分がなされるリスクを回避するため、それらをリスト化して責任者の承認をとるべき

年に 1 回行う備品の実査では、実査時に使用するチェック表にその所在の有無のほか、廃棄や修理の必要性などを明らかにすることになっている。その後、廃棄が決まった備品については校内の廃棄保管庫へ異動し、実処分がなされたときに校長に対してその事実の報告がなされることとなっている。

売却が可能であるなど、流用可能性のある備品に対して不正な処分が行われるリスクを鑑みて、実査を行った際には実査結果として備品の実在性や使用可能性に関する取りまとめを行い、使用できない場合には帳簿上の除却処理や実廃棄にかかる決裁を申請することが必要と考える。

【結果 22】 実査で確認できなかった備品について備品異動通知書により廃棄の報告をしているが、本来は事故報告書を作成、提出しその事実を報告する必要がある

校内で作成、保管されている備品異動通知書を閲覧したところ、実査で備品現物が確認できなかった備品であるにもかかわらず異動理由が「使用不可。主管課処分」と記載されていた。本来、亡失した備品については川越市物品規則第 29 条（事故報告）に基づき、事故報告書によりその事実を報告する必要があるが、備品異動通知書による対応がなされており、規則とも事実とも異なる対応が行われていた。

(B)理科薬品等の管理について

【結果 23】 薬品使用時に薬品管理カードへ必要事項を記入することが求められているが、ここ数年は定期点検時の点検結果のみが記載されており、使用時における記載がなされていない

川越市立富士見中学校理科薬品等管理規定の「5.薬品台帳」の(4)及び(5)によれば、薬品の購入時、使用時及び点検時には薬品管理カードに必要事項を記入することとなっており、定期点検については学期末に実施し、必要事項が記載された薬品台帳を管理職に提出し、定期点検確認表に管理職印を受けることとなっている。

往査時に薬品台帳を閲覧したところ、毎学期末に定期点検を実施していることは確認できたが、前回点検時より残量が相当量減少しており、薬品を使用したことが推測されるにもかかわらず使用時における記載がなされていない薬品が検出された。薬品の管理にあたり定期点検時に初めて残量が減っている事実を知ることは適切ではなく、規定に従った台帳管理を行うことが必要である。

また、往査時に薬品量のサンプルチェックを行ったところ、残量が前回点検時（直近の学期末）よりも相当量減少している薬品があった。使用時において薬品台帳へ必要事項を記入する運用がなされていないものと判断される。

【結果 24】 薬品保管庫の鍵（暗証番号式）の管理について、管理者以外の者が簡単に知ることができないような状況にする必要がある

薬品は理科準備室内のダイヤル式（暗証番号式）の鍵で施錠された薬品保管庫に保管されているが、鍵の暗証番号が薬品台帳にメモとして記載されているため、化学物質管理者以外の者も薬品台帳を閲覧することで薬品保管庫を解錠することが可能となっていた。理科準備室に入室できるのは化学物質管理者である理科主任の教員のみであるとの説明は受けたが、理科準備室と薬品保管庫の二重のセキュリティ管理を行う本旨を理解する必要がある。セキュリティ上暗証番号の管理にあたっては管理者と理科主任のみが知りうる状況にする必要がある。

(C)学校徴収金の出納と決算について

【意見 77】 部活動費の一部が生徒会費から支出されているが、加入が必須ではない部活動にかかる費用を生徒会費から支出することについて見直しを検討すべき

学校徴収金の一つである生徒会費は学校行事で使用する消耗品の購入や部活動費の一部補助の支出がなされている。このうち学校の部活動については生徒の自主的・自発的な参加という位置づけとなっており、その加入割合も年々微減しているとのことである。また、部活動によって補助金額が異なっている

状況であるため、部活動間でも公平とは言い難い状況になっている。そのため、生徒会費の執行という観点からは適切な受益者負担となっていない状況といえる。部活動費については生徒会費から支出するのではなく、その部活動に参加している生徒の保護者から徴収することを検討すべきである。

【意見 78】教材費会計に林間学校にかかる収入・支出が含まれており、本来は別会計で執行管理すべき

令和5年度の中学1年生は小学生時代に新型コロナウイルス感染拡大防止を理由に修学旅行を経験することができなかったことから、特別措置として中学1年次において林間学校を実施することとなった。この活動で発生する収支については教材費会計に含めて事務処理が行われていたが、多額の現金が動くことから本来は修学旅行積立金と同様の会計単位を設定し、執行管理をすべきと考える。

【結果 25】学校徴収金の払出しを会計担当が自ら担当した場合は、会計担当以外の者が事務処理を行う必要がある

川越市立富士見中学校会計事務取扱規程第8条の「払出」によれば、預金した学校徴収金を引き出す際は、請求書に基づき払出票に記載し、金額が書いてあるものに職印を押印することとなっている。令和5年度に発生した取引のうち、学校徴収金の会計担当が自ら物品を購入して精算を行っている取引の証憑類を確認したところ、領収書に押印されている職印が会計担当者の押印となっており、結果的に会計担当者以外の者の牽制がかからない状況で取引が完結していた。物品購入などの調達取引において、購入から支払までの一連の業務を一人の者に任せることは不正行為を容易に行う環境を生み出す行為であり、著しく不適切である。会計担当者は物品購入を行わない、又は会計担当者が物品購入を行った場合には会計担当者以外の者が必ずチェックする体制を構築する必要がある。

【結果 26】支出が本来計上されるべき学期に計上されず、次の学期に計上されていた

学校徴収金のうち教職員が立替払いをした場合には、会計担当に請求書等を提出し、会計担当は金額が書いてあるものに職印を押印したのちに精算処理が行われるが、立替払いから精算までに1か月以上時間を要している取引が検出された。学校管理課としては年度当初のまだ学校徴収金を徴収していないタイミングでの支払等、立替払いの運用は非常に限られたものを想定しており、基本的に立替払いを認めていないとのことであった。それにも関わらず、立替払いから精算までに相当の時間が費やされた結果として、学期をまたいだ精算処理となり、支出が本来計上されるべき学期に計上されず、次の学期に計上されることになった。

川越市立富士見中学校会計事務取扱規程第6条の「会計報告」では、学年費・教材費の会計報告については、各学期に1回、保護者に会計報告を行うとされているが、本件においては両学期の会計報告が誤っていたことになり、このようなことは厳に慎む必要がある。

(D)図書室の蔵書管理について

【意見 79】図書室管轄の蔵書となっているもののうち、図書室以外の場所で保管されている蔵書については保管状況が判然としないためその取扱いを明確にすべき

図書室が管理している蔵書は蔵書システムにデータ登録されており、保管場所も蔵書システムにて確認することが可能となっている。また、年に1回図書室内にある蔵書は棚卸を実施し蔵書システムに登

録することで紛失図書の有無を把握している。所在が不明な蔵書は未点検図書一覧として蔵書システムから出力されるが、その一覧において保管場所が美術室となっている蔵書が存在し、それらについては図書室では管理対象外になっているとのことであった。また、当該図書については美術科の教員が管理する運用にしているとのことであるが、その管理状況については図書室側ではフォローしていないとの回答を得た。蔵書管理は図書室にてシステム管理をしているのだから、図書室が棚卸をすべきと考える。

(6) 川越市立初雁中学校の現地往査

①学校の概要

開校年	昭和 22 年
所在地	川越市宮下町 1 丁目 21 番地 3
教職員数	校長教員：28 名 養護：1 名 事務：1 名
生徒数	500 名（特別支援学級生徒数 20 名を含む）
学級数	17（特別支援学級数 3 を含む）

※令和 5 年 5 月 1 日現在。教職員数は教職員定数を表す。

②川越市立初雁中学校の監査結果について

(A)備品等の管理について

【意見 80】学校備品の実査についての関連資料やシステムデータは少なくとも過去数年間は保存すべき

令和 6 年度の備品実査において令和 5 年度の保管場所別チェック表は廃棄され、令和 6 年度の情報にシステムデータを上書きしたとのことであり、令和 5 年度以前の備品実査の状況が確認できない状況であった。

過年度の状況を確認する場面は、現年度の備品の現物確認の際や備品の使用の際の故障や所在不明な場合の調査等、様々な場面が想定される。また、資料を廃棄しさらにデータを上書きすることで、毎年適切に備品管理事務を行っていることを説明できる機会を失い、過去に備品の現物確認が不十分な年度があった場合でもその事実を確認することができなくなるので、備品の管理事務上好ましくない。

関連資料は 1 年で廃棄すべきではなく、またシステムデータを上書きする場合はバックアップを保存する等、少なくとも過去数年間の履歴を残すべきである。

【結果 27】学校備品の実査の精度が不十分

備品実査が適切に行われているかの確認やその精度の確認のためのサンプルチェックとして、図書準備室の保管場所別チェック表では「なし」と記載されていた図書について調査したが、当該図書は図書準備室のとなりの図書室に 8 点すべてが実在していた。

司書教諭は当該図書について把握しており、備品の現物確認時に担当教諭が司書教諭に確認することで所在が把握できると思われる内容であり、図書準備室を探ただけで端的に無いと判断したと思われる。学校の財産である備品に対する意識の低さが感じられ、備品の現物確認の精度が不十分であると判断する。

【結果 28】 所在不明備品の相当な期間の放置を改め、市の物品規則に則り、速やかに備品の亡失に係る事故の報告や不用の決定を行う必要がある

備品の令和6年10月2日現在の所在不明リストを閲覧したところ、全体で46件の所在不明備品があった。このうち最後に実査で現物確認できた日が平成26年度のもものが13件（約28%）、平成27年度のもものが28件（約61%）ある等、所在不明のまま相当な期間放置されている備品が多数検出された。

備品を亡失したときは、川越市物品規則に則って速やかに事故の状況及び内容について書面により市長に報告し、会計室長を経て会計管理者に通知するとともに不用の決定を行い、備品台帳から抹消する必要がある。

【意見 81】 学校備品の実査について、保管場所別チェック表に実施者、確認日及び備品の有無について確実に記載すべき

令和6年度の保管場所別チェック表を閲覧したところ、実施者名を記載する氏名欄及び確認日を記入する確認日欄が空欄のまま提出されているものや、「あり」または「なし」欄のいずれにも記載がないものが散見された。

実施者及び確認日の記載は、備品の現物確認を行った証拠になるとともに責任の所在を明らかにするために必要なものである。また、備品の有無について、「あり」または「なし」欄のいずれにも記載がなければ「なし」と推定するべきなのか、または確認漏れなのかが判別できず、現物確認を完了したとは認められない。備品の現物確認について、保管場所別チェック表に実施者、確認日及び備品の有無のいずれも確実に記載し、実効性のある手続を行うべきである。

【意見 82】 学校備品の実査についての具体的なルールを定めるべき

備品の現物確認について、毎年いつまでに誰がどのように実施し報告するのか、備品がない場合にはいつまでに報告し不用決定を行うのか、それを誰がチェックし記録として残すのか等の具体的なルールがないため、学校や担当者ごとによって異なる内容や精度で行われ、かつ実効性が十分に確保できていない現状となっている。学校備品の実査についての具体的なルールを定めるべきである。

【意見 83】 学校備品の実査は複数名で実施すべき

備品の現物確認の実施方法について質問したところ、備品の現物確認は一人で実施されている現状にあるが、一人では経験等により備品の現物確認の精度にばらつきが生じる場合があり、また備品を私的に使用したり売却したりする等の不正を行っている場合でも露見せず、隠ぺいを行う機会を与えていることになる。

備品の現物確認の精度の向上や虚偽の報告、備品の横領等を防止する観点から、備品の現物確認は相互牽制が働く複数名で実施するべきである。

【意見 84】 備品管理システムは一元化すべき

学校備品の管理について、財務会計システム（FAST）及び備品サブシステムが併用されているが、二つのシステムを並行して管理しなければならない等煩雑で非効率な事務が想定される。学校備品につい

て未だ二つのシステムが併存している状況となっているため、備品管理システムは FAST に一元化すべきである。

(B)理科薬品等の管理について

【結果 29】理科薬品の定期点検は、理科薬品等管理規定に則り学期末ごとに行う必要がある

理科薬品等管理規定によれば、理科薬品の定期点検は学期末に実施する旨の記載があるが、薬品台帳定期点検確認表を閲覧すると、令和 5 年度は学期末ではない令和 5 年 4 月 26 日の 1 回しか点検の記録がなく、学期末ごとに実施されていない。また、塩酸、石灰石、エタノールの 3 件の薬品について薬品管理カードを閲覧したが、いずれの薬品管理カードにも令和 5 年 4 月 26 日またはその近くの日で定期点検を実施した証跡がなく、薬品台帳定期点検確認表にのみ形式的に押印したことが疑われる。さらに令和 5 年度より前の定期点検について、薬品台帳定期点検確認表の定期点検年月日は平成 30 年 5 月 17 日であり、令和元年度から令和 4 年度までの 4 年間にわたって全く学期末の定期点検が実施された形跡がなく、理科薬品に関する管理体制に著しい不備が認められる。理科薬品等管理規定に則り、理科薬品の定期点検は学期末ごとに行う必要がある。

【結果 30】理科薬品は購入時、使用時、点検時には、理科薬品等管理規定に従い、薬品管理カードに必要事項を記入する必要がある

理科薬品等管理規定によれば、理科薬品については購入時、使用時、点検時に薬品管理カードに使用・点検年月日、使用量、現有量、点検者を記入することになっている。しかし、塩酸、石灰石、エタノールの薬品管理カードを閲覧したところ、いずれの薬品管理カードにも、令和 5 年度は使用時及び点検時の必要事項の記入がなかった。一例として塩酸は、使用・点検年月日が令和 5 年 3 月 25 日の次は、1 年以上期間が空いて、令和 6 年 4 月 23 日となっていた。

理科薬品は、毒物・劇物があることから厳重に管理するべきであり、理科薬品等管理規定に定められているとおり、購入時、使用時、点検時に薬品管理カードに必要事項を記入する必要がある。

【意見 85】学校プール管理日誌の学校薬剤師所見欄に記載すべき

学校プール管理日誌の学校薬剤師所見欄について、令和 5 年度は 1 日も所見が記載されていなかった。プールは当番管理をする教諭によって塩素を投入し残留塩素濃度を測定して使用されるが、薬品の使用により事故が起きる可能性も考えられるため、学校薬剤師によるチェックを行うことでより安全に使用できるものと考えられる。学校薬剤師によるチェックを行い、学校プール管理日誌に所見を記入すべきである。

(C)学校徴収金の出納と決算について

【意見 86】多額の現金の金融機関への預け入れ及び預金の引き出しを 1 名で行うことは避けるべき

初雁中学校では数百万円単位の現金の金融機関への預け入れ及び預金の引き出しを行うことがあり、しかも教頭 1 名で行っているとのことであった。多額の現金を扱うことは通常心理的な負荷がかかるものであり、また盗難等の事件・事故の恐れがあるので、そもそも 500 名程度の生徒の保護者から現金を預かること自体を避けることも含めて検討すべきである。

【意見 87】年度末に会計報告のみならず会計監査を行うべき

川越市立初雁中学校会計事務等取扱規定では、会計監査について第 8 条に「年度末に会計監査を行う。監査は保護者または管理職が行う。」と規定している。同規定第 7 条に定める学年費（教材費）及び旅行積立の会計報告は、各学期に 1 回、保護者に対して行われているが、年度末の会計監査は、上記会計報告の作成や確認に含めていると説明があった。

会計報告と会計監査は明確に異なるものであるため、両者を峻別して会計監査を実施するべきである。

【意見 88】生徒会費についても出納帳を作成し入出金や残高を管理すべき

生徒会費については、学年費（教材費）と異なり、出納帳を作成せずに通帳のみで入出金や残高を管理している状況にある。一例として令和 6 年 7 月 20 日に 850,200 円を預金から引き出して、様々な物品購入等の支出を行っているが、具体的に何にどれだけ支出したのかについては、レシート等の各証拠書類を見ることでしか把握できない。また、証拠書類が網羅的であるかはレシート等の金額を合計し、預金からの引出額と一致することを確認することでしか把握できない。

出納帳を作成せずに通帳のみで入出金の管理を行っている、生徒会費を管理している者もそれをチェックする者も事務処理誤りに気付きにくくなる。現に生徒会費のチェック者である教頭によれば、チェックに相当の時間がかかっているとのことであるが、監査人の立場から正しく言い換えればこれはチェックに時間がかかっているのではなく、出納の内容を理解することに時間を浪費することでチェックへの労力が削がれている状況である。生徒会費の入出金について全体がわかりやすいように、学年費（教材費）のように日付、金額、摘要欄等を設けた出納帳を作成し、入出金や残高を管理するべきである。

【意見 89】立替払いの運用について学校管理課は適切な指導をすべき

家庭科で使用する食材等、授業で使用するものを購入する際などに教諭が立替払いで購入することがあるとのことである。この点を学校管理課に確認したところ、課としては年度当初のまだ学校徴収金を徴収していないタイミングでの支払等、立替払いの運用は非常に限られたものを想定しており、基本的に立替払いを認めていないとのことであった。学校管理課は適切な指導をすべきである。

【意見 90】生徒会費を部活動費へ充当することについて再考すべき

学年費（教材費）の一部として保護者から生徒会費が徴収され、その生徒会費から一部が部活動費へ充当されている現状があるが、部活動は自主的な活動でありすべての生徒が部活動へ参加しているわけではなく、また、部活動ごとに生徒会費から部活動費へ充当されている金額が異なるので、生徒会費の使途について生徒間で不公平が生じており、再考すべきである。

(D)図書室の蔵書管理について

【意見 91】不明図書に係る手続について教育機会の充実の観点から再考すべき

図書を紛失した場合や存在が不明の場合について、これらの亡失処理は運用として 3 年から 5 年程度出てこない場合に手続をしているとのことである。数年経過してから発見される場合があるとのことであり、亡失処理までの期間設定を一方的に否定するものではないが、学校教育上有用な図書であっても

亡失処理をしていないことを理由として何年間も補充されないことが生じる現状である。

亡失処理までの期間設定を変更する、あるいは亡失処理されていなくても有用な図書は補充するように運用を整えるなど、生徒の教育機会の充実の観点から不明図書に係る手続を再考すべきである。